

ふじさわ障がい者プラン 2020

「きらり ふじさわ」中間見直し

(ふじさわ障がい者計画(中間見直し)・第5期ふじさわ障がい福祉計画・第1期ふじさわ障がい児福祉計画)

<案>

2018年(平成30年)2月

藤沢市

目次

中間見直しにあたって.....	1
第1章 計画の概要.....	5
1. 計画の位置付け.....	5
2. 計画実施期間.....	8
第2章 計画の考え方.....	9
1. 計画の基本的な考え方.....	9
2. 基本理念.....	10
3. 目指す社会像.....	11
4. 基本目標.....	13
第3章 本市の障がいのある人の現状と今後の動向.....	15
1. 全体の推移.....	15
2. 身体障がい者手帳所持者数の推移.....	16
3. 療育手帳所持者数の推移.....	19
4. 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移.....	21
5. 障がい者数の将来推計.....	23
第4章 障がい者施策の課題.....	25
1. 障がい者施策の課題の抽出プロセス.....	25
2. 本市障がい者施策の課題の設定.....	26
第5章 施策の方向性と展開.....	57
1. 課題を踏まえた施策の方向性の再設定.....	57
2. 基本目標ごとの施策の方向性および施策の展開.....	60
第6章 第5期ふじさわ障がい福祉計画.....	91
1. 第5期ふじさわ障がい福祉計画の基本的な考え方.....	91
2. 平成32年度の目標について.....	92
3. 障がい福祉サービスの見込み量（平成30年度～平成32年度）.....	99
4. 地域生活支援事業の見込み量（平成30年度～平成32年度）.....	109
第7章 第1期ふじさわ障がい児福祉計画.....	123
1. 第1期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方.....	123
2. 障がい児支援の提供体制の整備について.....	124
3. 障がい児支援サービスの見込み量（平成30年度～平成32年度）..	126

第 8 章 計画推進のために	131
1. 地域共生社会の推進に向けて	131
2. 地域福祉全体における考え方について	132
3. 計画の推進体制について	133
資料編.....	137

本計画書をお読みになる前に

■「障がい」の表記について

藤沢市（以下「本市」）では、「障害」の「害」の文字について否定的な意味合いがあることから、2011年（平成23年）4月より、条例と規則を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字の表記をすべてひらがなにしています。

なお、団体の名称や組織名、建物の名称等の固有名詞はこれまでと同様に、ひらがなはひらがな、漢字は漢字のままの表記としています。ただし、本計画書においては、条例規則に準じ、条約、法律、国や県の計画名、事業名については法定の表記としています。

■構成比について

各統計数値やアンケート結果については、原則として小数点以下第1位（第2位を四捨五入）までの百分比で表示しています。そのため、各項目の構成比を合算しても100%にならない場合があります。

■SPコードについて

本計画書は、目の不自由な方等への情報提供手段として SP コードを貼付しています。SP コードとは紙に記載された情報をデジタルに変える、二次元シンボルです。印刷されている SP コードを読み取ることで、記録されている情報を音声で、点字プリンタと接続すれば点字で、パソコンに接続すればテキストで出力することが可能です。

中間見直しにあたって

障がい者施策・社会福祉施策の動向

わが国では、2006年（平成18年）に国際連合において採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」）の理念・趣旨に則し⁽¹⁾、2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度）を計画期間とする「障害者基本計画（第3次）」に基づき、障がいのある人に関する施策を進めてきました。その間、2016年（平成28年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」）が施行され、教育、医療、福祉、公共交通、雇用等の障がいのある人の自立と社会参加にかかわるあらゆる分野において、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が進められています。

また、障がいのある人の望む地域生活の支援等を盛り込んだ改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「改正総合支援法」）と、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応が盛り込まれた改正「児童福祉法」（以下「改正児童福祉法」）が、いずれも2018年（平成30年）4月に施行される予定となっています。

加えて、近年では、障がいのある人のほか、様々な生活ニーズのある人々等、すべての人が共に生きる地域社会の実現に向けた議論が進められています。国は、子ども・高齢者・障がいのある人等すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」⁽²⁾の実現を目指し、地域における複雑な課題の解決にすべての住民が「我が事」として取り組む社会のあり方や、市町村における包括的な相談支援体制のあり方について、検討を進めてきました⁽³⁾。こうした検討を踏まえ、2018年（平成30年）4月には、地域共生社会の実現に向けて地域住民等や市町村が取り組むべき事項等を規定した、改正「社会福祉法」（以下「改正社会福祉法」）が施行される予定となっています。

神奈川県動向

神奈川県では、2014年度（平成26年度）～2018年度（平成30年度）を計画期間とする「かながわ障害者計画」に基づき、障がいのある人の自立および社会参加の支援等の施策を推進してきました。

しかしながら、2016年（平成28年）7月、神奈川県立の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」において、障がいのある人に対する偏見や差別的思考を背景とした事件が発生しました。この事件を受け、2016年（平成28年）10

(1) わが国は、2007年（平成19年）に権利条約に署名し、2014年（平成26年）に批准しました。

(2) 「地域共生社会」の概念は、2016年（平成28年）6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれています。

(3) 厚生労働省 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）「最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ」（2017年（平成29年）9月12日）

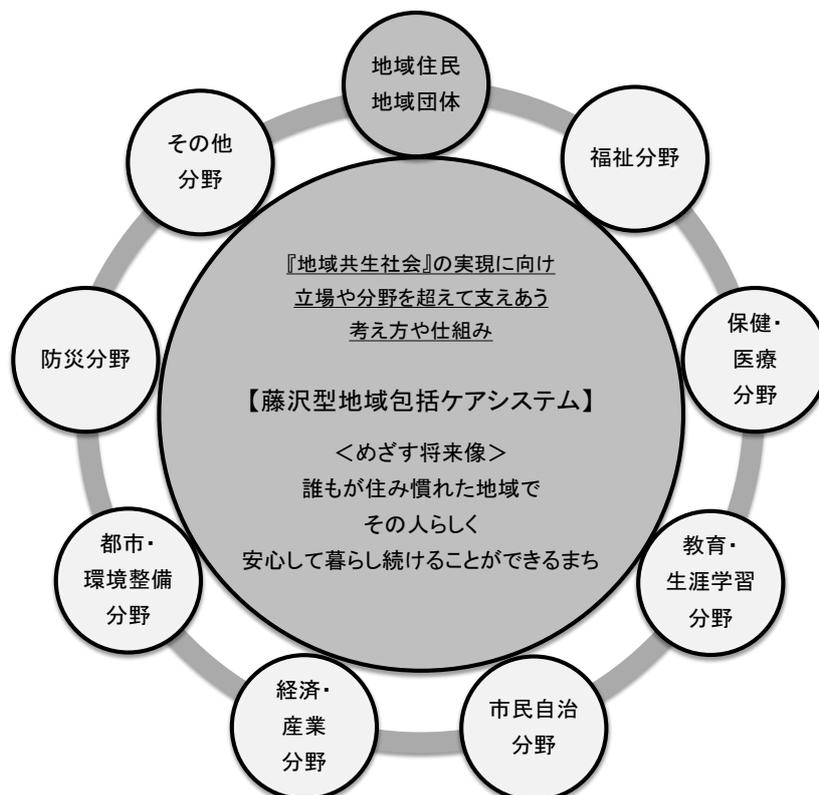
月、神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し、同様の事件の再発防止や「ともに生きる社会」の実現に向けた施策を進めています。

本市の動向と中間見直しの趣旨

本市では、2015年（平成27年）3月に「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」を基本理念とし、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の2つの性格をあわせもつ「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』」（以下「現計画」）を策定し、障がいのある人とその支援者等を対象とする施策を総合的に推進してきました。

また、本市では、「誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるまち」を目指し、子どもから高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、すべての市民を対象とする「藤沢型地域包括ケアシステム」（図表参照）の構築を進めており、これは、地域共生社会の実現を目指す国の方向性とも共通

図表 藤沢型地域包括ケアシステムの考え方と基本理念



3つの基本理念

- (1) 全世代・全対象型地域包括ケア
子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。
- (2) 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり
13地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。
- (3) 地域を拠点とした相談支援体制
支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制を確立します。

するものであり、「藤沢型地域包括ケアシステム」の考え方に基づき、住民や多様な主体が地域の問題解決や地域づくりに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域福祉の実現を目指した動きです。

このように、障がいのある人および地域福祉にかかわる施策や社会動向の変化がみられる中、新たな地域の課題や施策ニーズを改めて把握・整理した上で障がい者施策を展開する必要があることから、本市では、現計画の見直し（「障がい者計画」の中間見直しと「障がい福祉計画」の改定）を実施します。さらに、2018年（平成30年）4月に予定されている改正児童福祉法の施行に対応して、「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」を新たに策定し、3つの計画を一体化した「ふじさわ障がい者プラン 2020『きらり ふじさわ』中間見直し」（以下『きらり ふじさわ』中間見直し）として策定します。

第1章 計画の概要

1. 計画の位置付け

(1) 障害者権利条約との関係と「『きらり ふじさわ』中間見直し」の特長⁽⁴⁾

「『きらり ふじさわ』中間見直し」は、現計画に引き続き、権利条約の理念・趣旨を踏まえ、同条約に記載されている「コミュニケーション」や「障がいに基づく差別」「合理的配慮」等の概念に基づき、計画の策定を行っています。

「『きらり ふじさわ』中間見直し」において実施される具体的な事業についても、権利条約の理念・趣旨に則したものとなるよう最大限の配慮を行っており、この点が「『きらり ふじさわ』中間見直し」の大きな特長になります。

○ 権利条約の目的

「すべての障がいのある人による、あらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること、ならびに障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進すること」

○ 権利条約に出てくるキーワード

・「コミュニケーション」

意思伝達・通信のこと。文字言語や音声装置、平易な言葉、情報通信技術、文字表記、点字、拡大文字等が用いられる。

・「言語」

音声言語および手話その他の形態の非音声言語等。

・「障がいに基づく差別」

合理的配慮を行わないことを含む、障がいに基づく、あらゆる区別、排除、制限。

・「合理的配慮」

障がいのある人が生活している状況や環境を踏まえ、その人にとって、特定の場合に必要な変更や調整を、過度な負担のない範囲で行うことにより、障がいがあっても、人としての権利や義務を行使できるようにすること。

(具体的な例)

・ スロープの設置による段差の解消

・ 分かりやすいイラスト等を入れた資料や説明書の作成

・ 介助者が同席できる環境や条件の整備

・「ユニバーサルデザイン」

調整または特別な設計を必要とせずに、最大限可能な範囲で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画およびサービスの設計のこと。

(4) 本節では権利条約について、内容を分かりやすく紹介するために、各種資料等を参考にした上で整理した内容を掲載しています。

(2) 『きらり ふじさわ』中間見直し」の構成と法的な位置付け

『きらり ふじさわ』中間見直し」は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画（中間見直し）」と「障害福祉計画」に該当する「第5期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

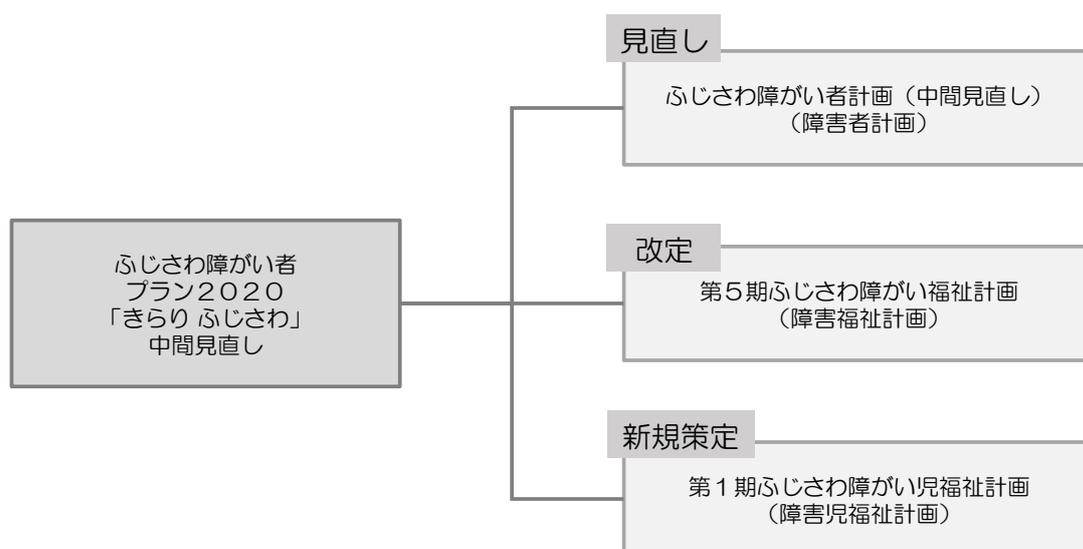
まず、「ふじさわ障がい者計画（中間見直し）」は、障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくことを目的に、障害者基本法の第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、国の「障害者基本計画」や神奈川県「かながわ障害者計画」を踏まえた上で策定しています。

また、「第5期ふじさわ障がい福祉計画」は、改正総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供することを目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めた福祉サービスの実施計画の性格を有しています。

さらに、「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」は、2018年（平成30年）4月施行予定の改正児童福祉法の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

『きらり ふじさわ』中間見直し」は、これら3つの性格をあわせもつ計画として、一体的に策定するものです。

図表 1-1 「『きらり ふじさわ』中間見直し」と障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画との関係

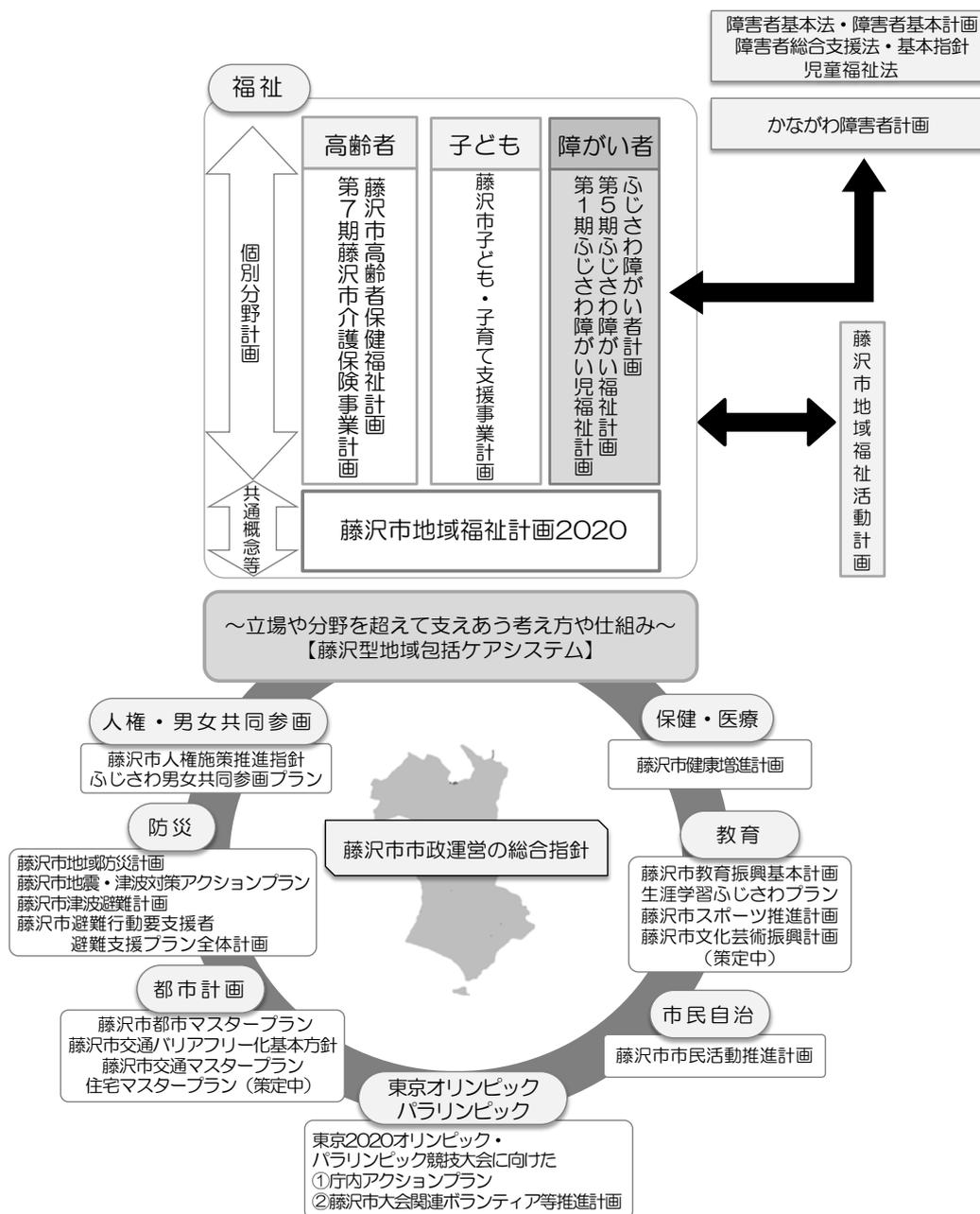


(3) 藤沢市地域福祉計画および庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が、各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

『きらり ふじさわ』中間見直し」では、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、「障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として共に生活し、活動する」というノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、庁内諸計画との整合性を図っています。

図表 1-2 「『きらり ふじさわ』中間見直し」と庁内諸計画との関係



2. 計画実施期間

『きらり ふじさわ』中間見直し」のうち、「障害者計画」については、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6年間を計画期間としています。2017年度（平成29年度）は計画期間の中間年度にあたることから、中間見直しを行います。

また、2017年度（平成29年度）までを計画期間としていた「障害福祉計画」および新たに策定する「障害児福祉計画」は法律の規定に基づき、いずれも3年を1期として策定することになっているため、計画期間は2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間としています。

これらのうち障害児福祉計画を除く2計画については、現計画の分析・評価を行い、『きらり ふじさわ』中間見直し」で対応すべき課題を整理した上で、サービス基盤整備の推進等を念頭におき、施策の方向性や数値目標、サービス見込み量を設定しています。なお、国の動向等を踏まえ、必要に応じて『きらり ふじさわ』中間見直し」の見直しを行う予定です⁽⁵⁾。

図表 1-3 計画期間のスケジュール

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
●障がい分野	ふじさわ障がい者計画					
			中間見直し			
	第4期ふじさわ障がい福祉計画			第5期ふじさわ障がい福祉計画		
			新規策定	第1期ふじさわ障がい児福祉計画		
●高齢者分野	藤沢市高齢者保健福祉計画 第6期藤沢市介護保険事業計画			藤沢市高齢者保健福祉計画 第7期藤沢市介護保険事業計画		
●子ども分野	藤沢市子ども・子育て支援事業計画					
●福祉全般	藤沢市地域福祉計画					
			中間見直し			
●全般	藤沢市市政運営の 総合指針2016 (平成26～28年度)			藤沢市市政運営の 総合指針2020 (平成29～32年度)		

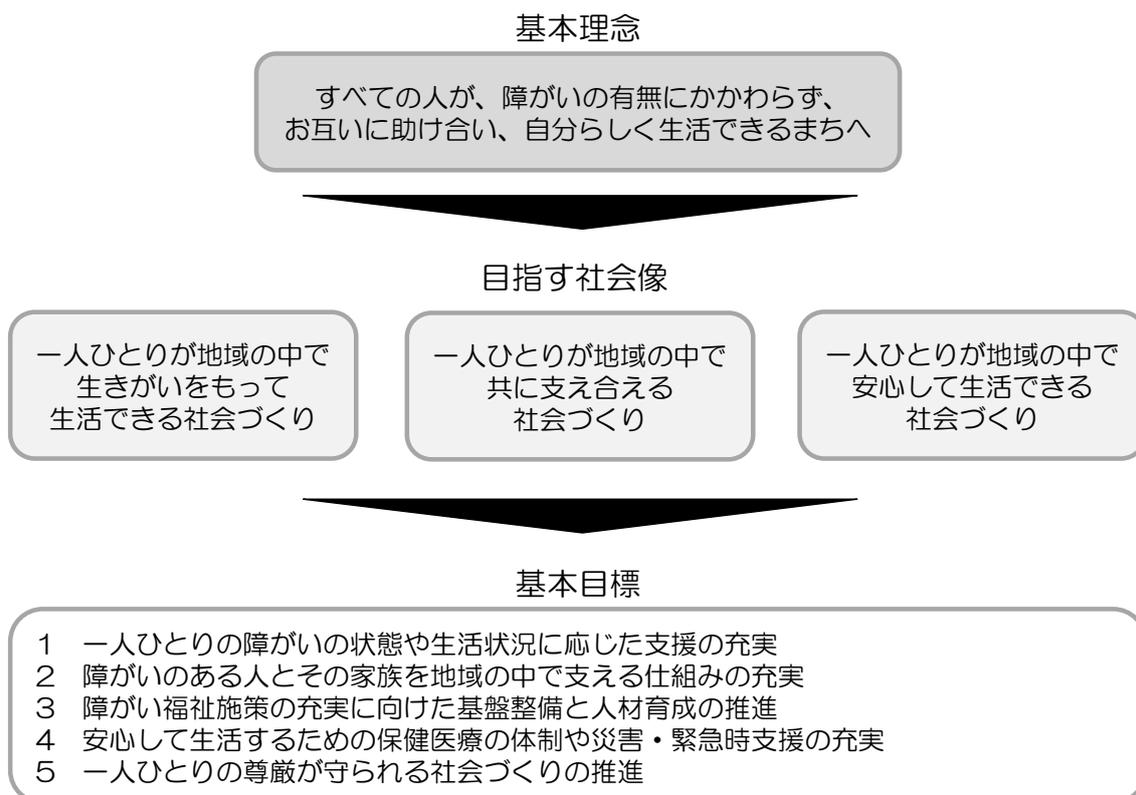
(5) 『きらり ふじさわ』中間見直し」においても、現計画と同様に基本目標を達成するための施策と各事業等について、目標達成の目安（モニタリング指標等）に基づく進行管理（定期的な点検・評価）を行い、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」で対応策を検討し、よりよい障がい者施策へとつなげていきます。

第2章 計画の考え方

1. 計画の基本的な考え方

『きらり ふじさわ』中間見直しにおいては、現計画の「基本理念」や、「目指す社会像」、「基本目標」の考え方を継承し、社会動向や法制度、当事者や支援者等のニーズの変化に適切に対応することを目的として、当該理念と社会像の実現に向けた具体的な施策を展開していきます。

図表 2-1 「きらり ふじさわ」中間見直し」の基本理念・目指す社会像・基本目標



2. 基本理念

基本理念

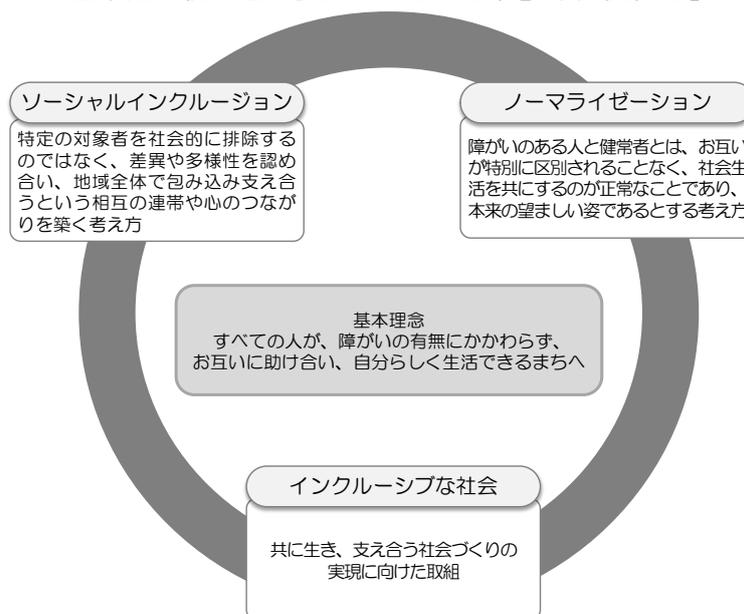
すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ

この社会のすべての人には自分らしく生きていく権利があります。権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の自立した生活と地域社会への包容等について定められています。また 2011 年（平成 23 年）に障害者基本法が改正され、2016 年（平成 28 年）には差別解消法が施行されるなど、地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

しかし、障がいのある人は、障がいを理由とする差別や、合理的配慮の不提供等により、社会の中で様々な制限や制約（以下「社会的障壁」）を受けています。この社会的障壁を除去するためには、必要な支援や合理的配慮の提供等により、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に起因する不自由な状況を改善し、一人ひとりの尊厳と自律を保障する必要があります。また、社会生活を行う上での様々な選択の機会において、障がいのある人の意思や自己決定が尊重されるように配慮する必要があります⁽⁶⁾。

本市は、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、そしてインクルーシブな社会の概念を踏まえ、障がいのある人、地域住民、そして行政が、お互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが自分自身の意思や決定に基づき⁽⁷⁾、自分らしく生活できるまちづくりに向けた取組を推進します。

図表 2-2 計画策定の視点と「『きらり ふじさわ』中間見直し」の基本理念



(6・7) 国の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「意思決定支援ガイドライン」）の趣旨を踏まえ、中間見直しで追記しました。

3. 目指す社会像

本章第2節の基本理念を踏まえ、「『きらり ふじさわ』中間見直し」においても、本市が目指す社会像を、引き続き次のように設定します。

一人ひとりが地域の中で生きがいをもって生活できる社会づくり

障がいのある人が、自らの人生を自身の意思で選択・決定し、自分の役割と居場所を見つけ、生きがいを持って生活を送ることができる社会が求められています。就学や就労、地域活動への参加等を通じて、障がいのある人が積極的に社会や地域にかかわり、様々な活動に取り組んでいけるような環境の整備が必要になります。

本市は、障がいのある人の社会参加を促進し、一人ひとりが地域の中で生きがいを持って生活できる社会づくりを目指します。

一人ひとりが地域の中で共に支え合える社会づくり

障がいのある人が、個人の努力だけで地域で自立した生活を送ることは困難が生じる場合があります。生活の様々な場面で他者の協力が必要になる場合があります。支援が必要な障がいのある人の生活を支えるため、本市では相談支援体制や発達に遅れのある子どもに対する支援の充実・強化を進めてきました。「『きらり ふじさわ』中間見直し」においても、こうした「公助」の強化を図る必要があります。

一方、障がいのある人やその家族でも、ピアカウンセリングやボランティア活動等、広く社会に対して参画・協力できることが多くあります。必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、支え合い、助け合うことのできる関係を構築していくことが必要です。

本市は、行政や市民が障がいのある人を支え、障がいのある人も市民として地域にかかわっていく、一人ひとりが地域の中で共に支え合える社会づくりを目指します。

一人ひとりが地域の中で安心して生活できる社会づくり

障がいのある人が、生活環境や法令・制度、人々の気持ち等の社会的障壁によって、社会への参加が妨げられることのない、ユニバーサルな社会づくりが求められています。こうした流れは、差別解消法の成立によりますます加速しており、本市においてもさらなる取組が必要となります。また、地震や津波等の自然災害への対策や見守り等の防犯対策、いつでも安心して医療が受けられる体制づくりも重要となります⁽⁸⁾。

障がいの有無にかかわらず安心して生活できる環境づくり・まちづくりという視点に立って、様々な社会的障壁をなくすとともに、いざというときに障がい

(8) 防犯意識の高まりや、障がいのある人の医療的ケアのニーズ増加を踏まえ、中間見直しで追記しました。

のある人の生活を支える仕組みを構築することが必要です。

本市は、一人ひとりが地域の中で安心・安全な生活ができる社会づくりを目指します。

4. 基本目標

『きらり ふじさわ』中間見直し」の基本理念である「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」の実現に向け、現計画に引き続き、5つの基本目標を設定します。

基本目標 1 一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実

障がいのある人が、就学前から成人後までの様々なライフステージや障がい特性、個々の状況に応じた適切な支援を、切れ目なく利用することができる体制づくりを進めます。また、障がい者施策の対象となった時期が比較的新しい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病のある人への支援の充実に努める等、「一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実」に向けた取組を推進します。

基本目標 2 障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実

障がいのある人やその家族等の経済的・身体的・精神的な負担を軽減し、また、自己の状況や希望に応じた適切なサービス等を利用し、社会活動の幅を拡げていくことができるよう、「障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組み」の充実に努めます。

基本目標 3 障がい福祉施策の充実にに向けた基盤整備と人材育成の推進

障がいのある人が、必要なサービスを円滑に利用することができるよう、相談機能の専門性と利便性を高め、サービス提供の量的な拡充を図ります。また、保健・医療・福祉・教育・就労といった、関係機関の連携を通じた情報の共有や人材育成等を行い、サービスの質や利便性の向上に努める等、「障がい福祉施策の充実にに向けた基盤整備と人材育成」を推進します。

基本目標 4 安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実

障がいのある人が、必要な医療を受けられ、また、本人や保護者・家族等の急な体調悪化や災害等の緊急時において、必要な支援が受けられないという事態を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、緊急時の受け入れ・支援体制⁽⁹⁾や医療的ケア供給体制の整備、ふじさわ防災ナビの周知といった防災対策等、「安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援」の充実にに向けた取組を推進します。

(9) 国の地域生活支援拠点等の整備に関する基本的な考え方を踏まえ、中間見直しで追記しました。

基本目標 5 一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進

障がいの有無にかかわらず、市民として当たり前のように生活を送ることができるよう、建物の入口の段差等の物理的障壁のほか、障がいに対する理解不足や偏見といった心理的な障壁等、社会に存在するハード・ソフト両面のバリアを取り除き、また、市民全体の障がいに対する偏見の解消や合理的配慮の意識を高め、障がいのある人の意思や決定を尊重するための取組を実施し⁽¹⁰⁾、「一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進」を図ります。

(10) 意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、中間見直しで追記しました。

第3章 本市の障がいのある人の現状と今後の動向

1. 全体の推移

2017年（平成29年）4月1日現在の本市における障がい者手帳所持者数（身体、知的、精神各障がい者手帳所持者数の合計、延べ数）は17,088人と、2013年（平成25年）に比べて10.7%増加しました。2013年（平成25年）から2017年（平成29年）の推移をみると、すべての障がい種別で増加しており、療育手帳所持者数は23.5%増加、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は30.2%増加しています。

また、2017年（平成29年）の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は5,683人と、2013年（平成25年）に比べて18.6%増加しました。

指定難病医療受給者数は、指定難病への制度変更に伴い、受給対象となる難病の種類が増えたこと等から、2015年度（平成27年度）の2,663人から2016年度（平成28年度）には2,784人へと増加しました。

図表3-1：総人口および障がい者手帳所持者数の推移

区分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総人口	417,070人	418,308人	420,619人	425,105人	427,501人	
身体障がい者手帳所持者数	10,574人	10,763人	10,910人	10,896人	10,918人	3.3%
療育手帳所持者数	2,344人	2,487人	2,579人	2,679人	2,895人	23.5%
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	2,515人	2,678人	2,889人	3,071人	3,275人	30.2%
障がい者手帳所持者数（延べ数）	15,433人	15,928人	16,378人	16,646人	17,088人	10.7%

注1. 総人口は、国勢調査を基準とした推計値。2013～2015年の推計値は平成22年国勢調査、2016～2017年の推計値は平成27年国勢調査を基準としています。

注2. 各年4月1日現在の数値。

注3. 障がい者手帳所持者数（延べ数）は、身体障がい者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の合計値。

注4. 4年間の伸び率（%）＝（2017年の数値－2013年の数値）／2013年の数値×100

注5. 身体障がい、知的障がい、精神障がいについては、障がい者手帳を所持していない人も一定数いると考えられます。また、難病や発達障がい、高次脳機能障がいについては、障がいのある人の数の把握が困難であることから、数値を掲載していません。これらの点を踏まえると、実際に障がいのある人の総数は図表3-1の数値よりも多いと考えられます。

なお、発達障がいのある人の割合として、文部科学省が2012年（平成24年）に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国（岩手県・宮城県・福島県除く）の公立小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、6.5%（誤差±0.3%）と推定されています。

出所：障がい福祉課資料、藤沢市「藤沢市の人口と世帯数」

図表3-2：自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

区分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
自立支援医療受給者数	4,793人	4,925人	5,164人	5,435人	5,683人	18.6%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率（%）＝（2017年の数値－2013年の数値）／2013年の数値×100

出所：障がい福祉課資料

2. 身体障がい者手帳所持者数の推移

(1) 年齢階級別所持者数

2017年(平成29年)4月1日現在の身体障がい者手帳所持者数は10,918人と、2013年(平成25年)に比べて、3.3%増加しています。

年齢階級別の人数をみると、「70歳以上」の高齢者が4年間で8.2%と大きく増えています。

また、年齢階級別の構成比の推移をみると、「18～64歳」の割合が低下する一方で、「65歳以上」の割合が上昇しています。

図表 3-3：年齢階級別の身体障がい者手帳所持者数の推移

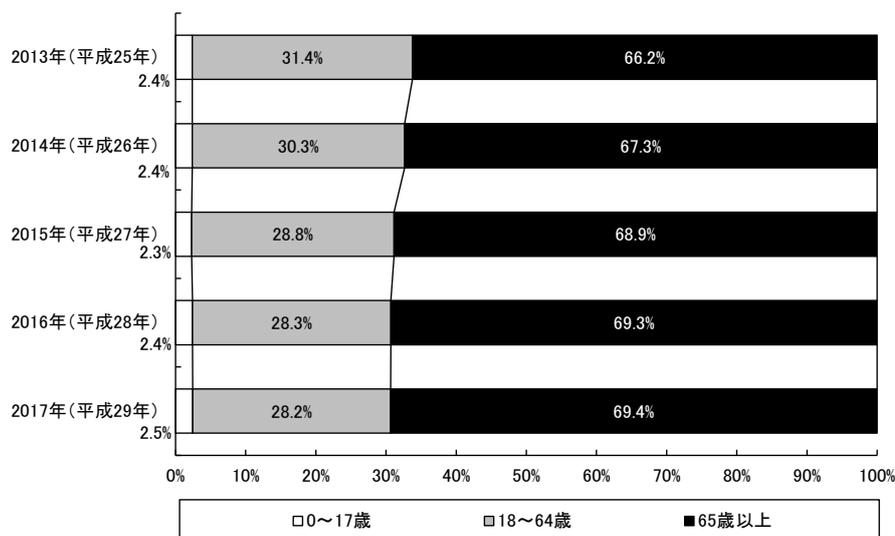
区分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総数	10,574人	10,763人	10,910人	10,896人	10,918人	3.3%
0～5歳	56人	56人	50人	44人	52人	▲7.1%
6～11歳	95人	94人	85人	96人	96人	1.1%
12～14歳	64人	56人	51人	58人	58人	▲9.4%
15～17歳	39人	51人	66人	66人	62人	59.0%
18～29歳	253人	247人	243人	228人	250人	▲1.2%
30～39歳	404人	408人	399人	380人	378人	▲6.4%
40～49歳	732人	748人	740人	766人	763人	4.2%
50～64歳	1,926人	1,855人	1,764人	1,707人	1,687人	▲12.4%
65～69歳	1,181人	1,220人	1,289人	1,311人	1,270人	7.5%
70歳以上	5,824人	6,028人	6,223人	6,240人	6,302人	8.2%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率(%) = (2017年の数値 - 2013年の数値) / 2013年の数値 × 100

出所：障がい福祉課資料

図表 3-4：年齢階級別（3区分）の身体障がい者手帳所持者構成比の推移



出所：障がい福祉課資料

(2) 等級別の障がいのある人の数

身体障がい者手帳所持者について、手帳の等級別の状況を見ると、2017年（平成29年）は「1級」が3,983人と最も多くなっています。以下、「4級」（2,429人）、「2級」（1,759人）、「3級」（1,706人）と続いています。

2013年（平成25年）から2017年（平成29年）にかけての手帳所持者数の推移を等級別にみると、「1級」の増加が最も大きくなっています。

等級別の構成比の推移をみると、「1級」の割合が上昇している一方で、「2級」の割合は低下しています。

図表 3-5：等級別の身体障がい者手帳所持者数の推移

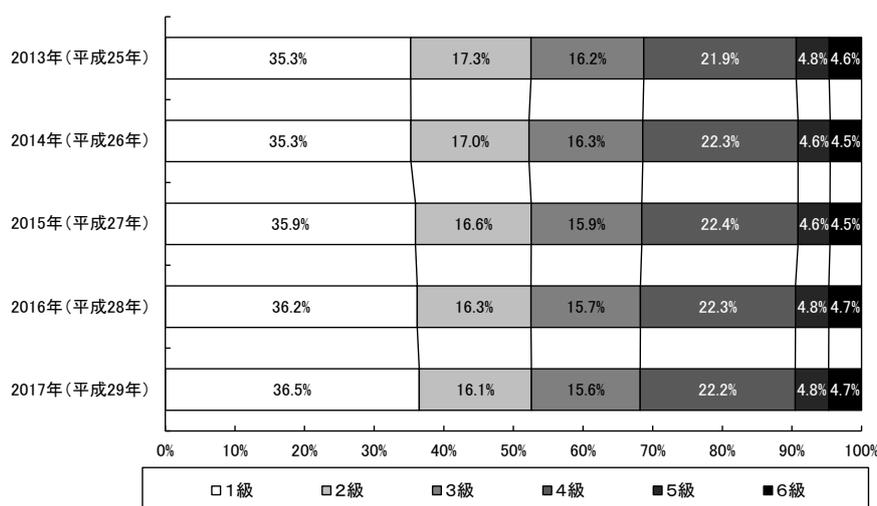
区 分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総 数	10,574人	10,763人	10,910人	10,896人	10,918人	3.3%
1 級	3,728人	3,797人	3,921人	3,944人	3,983人	6.8%
2 級	1,825人	1,827人	1,813人	1,779人	1,759人	▲3.6%
3 級	1,713人	1,757人	1,734人	1,712人	1,706人	▲0.4%
4 級	2,315人	2,400人	2,447人	2,428人	2,429人	4.9%
5 級	503人	497人	502人	522人	524人	4.2%
6 級	490人	485人	493人	511人	517人	5.5%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率(%) = (2017年の数値 - 2013年の数値) / 2013年の数値 × 100

出所：障がい福祉課資料

図表 3-6：等級別の身体障がい者手帳所持者構成比の推移



出所：障がい福祉課資料

(3) 障がい種別所持者数

身体障がい者手帳所持者について、障がい種別の状況をみると、2017年（平成29年）は「肢体不自由」が5,732人と最も多く、次に、「内部障がい」が3,411人と続いています。

2013年（平成25年）から2017年（平成29年）の推移をみると、「聴覚」と「内部障がい」が増加しています。

とりわけ、「内部障がい」は4年間で、13.8%増加しています。なお、その内訳をみると、「ぼうこう・直腸」を除く、すべての内部障がいで増加していることが分かります。

図表 3-7：障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移

区 分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総 数	10,574人	10,763人	10,910人	10,896人	10,918人	3.3%
視覚	787人	780人	789人	771人	777人	▲1.3%
聴覚	834人	827人	849人	874人	880人	5.5%
平衡機能	5人	5人	5人	4人	3人	▲40.0%
言語機能	134人	134人	132人	134人	115人	▲14.2%
肢体不自由	5,817人	5,928人	5,886人	5,766人	5,732人	▲1.5%
内部障がい	2,997人	3,089人	3,249人	3,347人	3,411人	13.8%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率(%) = (2017年の数値 - 2013年の数値) / 2013年の数値 × 100

出所：障がい福祉課資料

図表 3-8：内部障がいの障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移

区 分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
内部障がい計	2,997人	3,089人	3,249人	3,347人	3,411人	13.8%
心臓	1,590人	1,661人	1,746人	1,786人	1,847人	16.2%
腎臓	669人	689人	754人	798人	803人	20.0%
呼吸器	134人	129人	141人	147人	149人	11.2%
ぼうこう・直腸	522人	516人	510人	510人	499人	▲4.4%
小腸	9人	10人	11人	12人	11人	22.2%
免疫	57人	63人	66人	74人	80人	40.4%
肝臓	16人	21人	21人	20人	22人	37.5%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率(%) = (2017年の数値 - 2013年の数値) / 2013年の数値 × 100

出所：障がい福祉課資料

3. 療育手帳所持者数の推移

(1) 年齢階級別所持者数

2017年（平成29年）4月1日現在の療育手帳所持者数は2,895人と、2013年（平成25年）に比べて、23.5%増加しています。

年齢階級別の人数をみると、「18～64歳」については、2017年（平成29年）で1,868人と2013年（平成25年）に比べて24.0%増加しています。また、「65歳以上」は、2017年が100人と2013年（平成25年）に比べて51.5%増加しています。

年齢階級別の構成比の推移をみると、2015年（平成27年）以降、「18～64歳」の割合が上昇する一方で、「0～17歳」の割合が低下しています。

図表 3-9：年齢階級別の療育手帳所持者数の推移

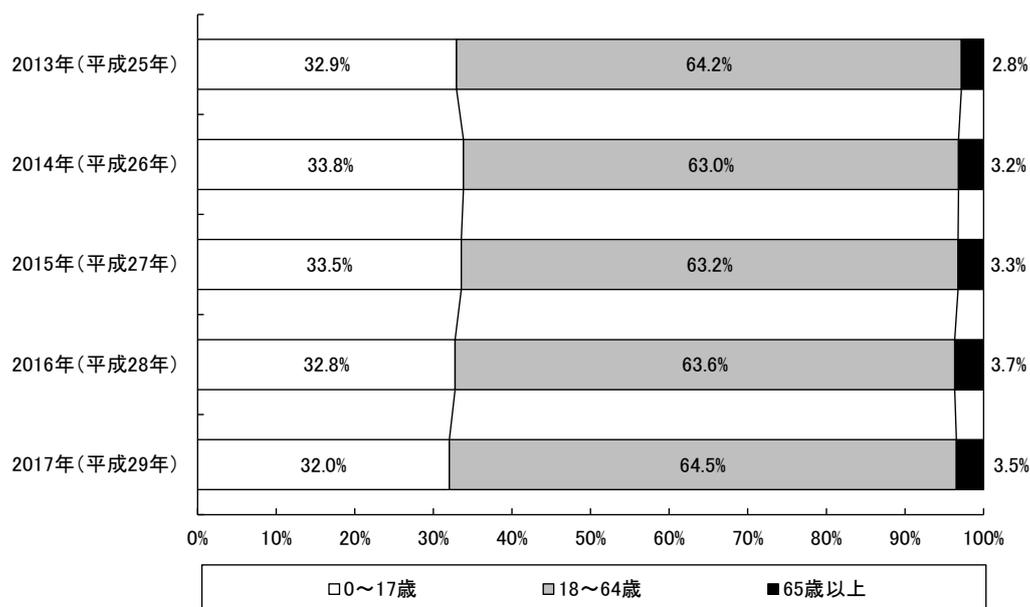
区 分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総 数	2,344人	2,487人	2,579人	2,679人	2,895人	23.5%
0～17歳	772人	841人	865人	878人	927人	20.1%
18～64歳	1,506人	1,567人	1,630人	1,703人	1,868人	24.0%
65歳以上	66人	79人	84人	98人	100人	51.5%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率（%）＝（2017年の数値－2013年の数値）／2013年の数値×100

出所：障がい福祉課資料

図表 3-10：年齢階級別の療育手帳所持者構成比の推移



出所：障がい福祉課資料

(2) 等級別の障がいのある人の数

療育手帳所持者の状況を手帳の等級別にみると、いずれの等級においても増加しています。

等級別の人数をみると、「軽度」については、2017年（平成29年）で926人と2013年（平成25年）に比べて25.6%増加しています。また、「最重度」、「重度」、「中度」についても、2013年（平成25年）に比べると2017年（平成29年）にはそれぞれ2割以上増加しています。

なお、等級別の構成比については、大きな変化はみられません。

図表 3-11：等級別の療育手帳所持者数の推移

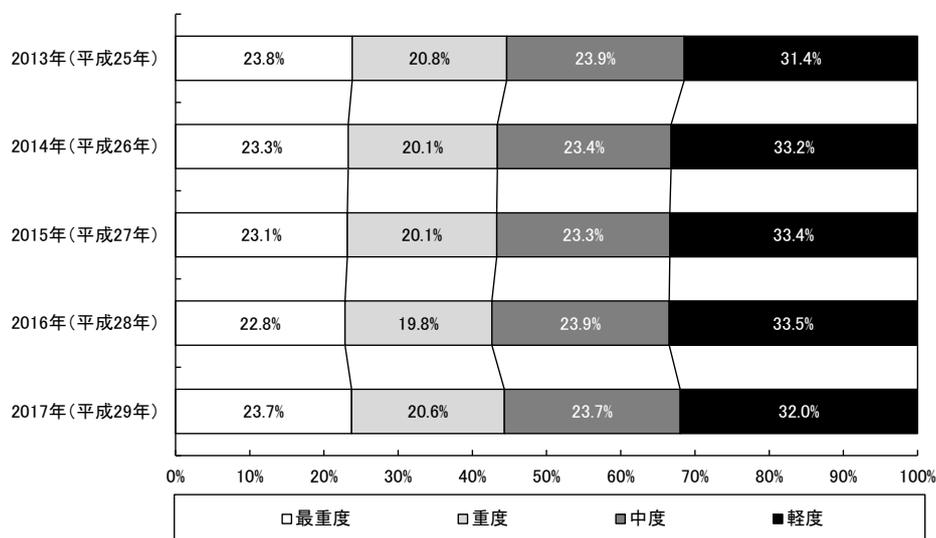
区 分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総 数	2,344人	2,487人	2,579人	2,679人	2,895人	23.5%
最重度	558人	579人	597人	612人	687人	23.1%
重度	488人	500人	519人	530人	596人	22.1%
中度	561人	582人	602人	640人	686人	22.3%
軽度	737人	826人	861人	897人	926人	25.6%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率(%) = (2017年の数値 - 2013年の数値) / 2013年の数値 × 100

出所：障がい福祉課資料

図表 3-12：等級別の療育手帳所持者構成比の推移



出所：障がい福祉課資料

4. 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

(1) 年齢階級別所持者数

2017年（平成29年）4月1日現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は3,275人と、2013年（平成25年）に比べて30.2%増加しています。

年齢階級別の人数をみると、「60～64歳」を除くすべての年齢で増加しており、とりわけ、全体の中でも多くの割合を占める「40～49歳」については、2017年（平成29年）で978人と2013年（平成25年）に比べて37.7%増加しているほか、「50～59歳」や「65歳以上」も、2013年（平成25年）に比べて、2017年（平成29年）はそれぞれ4割以上増加しています。

年齢階級別の構成比の推移をみると、2013年（平成25年）以降、「40～49歳」や「50～59歳」、「65歳以上」の割合が上昇しています。

図表 3-13：年齢階級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

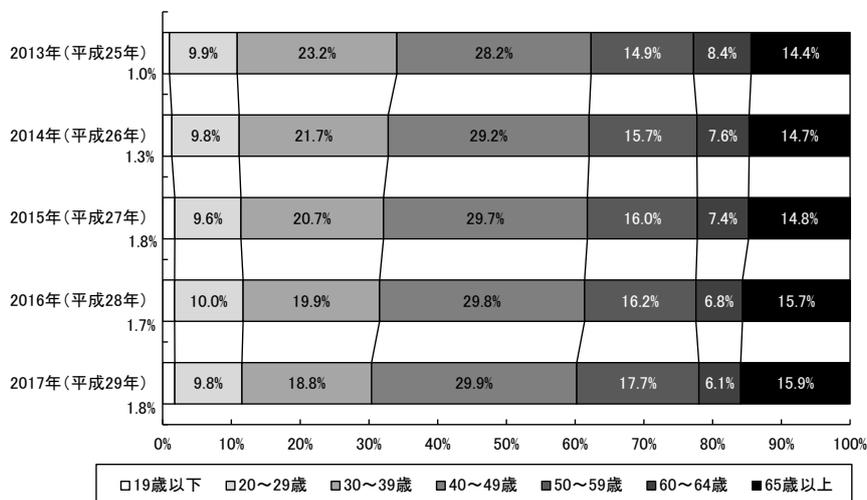
区分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総数	2,515人	2,678人	2,889人	3,071人	3,275人	30.2%
0～9歳	2人	6人	12人	8人	6人	200.0%
10～19歳	23人	30人	39人	45人	52人	126.1%
20～29歳	248人	262人	278人	306人	320人	29.0%
30～39歳	584人	581人	599人	610人	617人	5.7%
40～49歳	710人	782人	857人	916人	978人	37.7%
50～59歳	375人	420人	462人	497人	581人	54.9%
60～64歳	211人	204人	215人	208人	200人	▲5.2%
65歳以上	362人	393人	427人	481人	521人	43.9%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率(%) = (2017年の数値 - 2013年の数値) / 2013年の数値 × 100

出所：障がい福祉課資料

図表 3-14：年齢階級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者構成比の推移



出所：障がい福祉課資料

(2) 等級別の障がいのある人の数

精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況を手帳の等級別にみると、「2級」と「3級」において、増加が顕著となっています。直近の2017年（平成29年）についてみると、「2級」が2,081人となっており、2013年（平成25年）に比べて30.3%増加しています。また、「3級」は794人と、2013年（平成25年）に比べて51.8%増加しています。

等級別の構成比についてみると、「1級」の割合が低下する一方で、「3級」の割合が上昇しています。

図表 3-15：等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

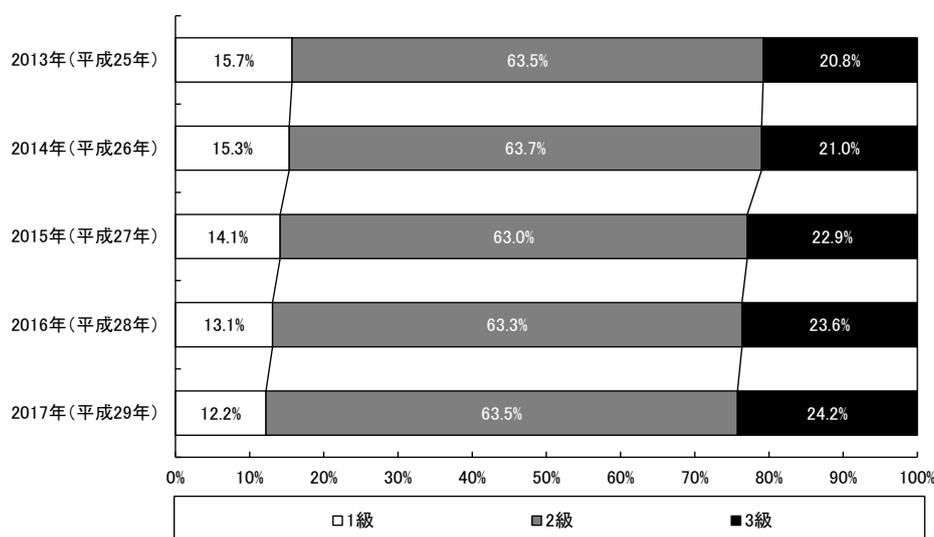
区 分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	4年間の 伸び率
総 数	2,515人	2,678人	2,889人	3,071人	3,275人	30.2%
1 級	395人	411人	408人	402人	400人	1.3%
2 級	1,597人	1,705人	1,819人	1,943人	2,081人	30.3%
3 級	523人	562人	662人	726人	794人	51.8%

注1. 各年4月1日現在の数値。

注2. 4年間の伸び率(%) = (2017年の数値 - 2013年の数値) / 2013年の数値 × 100

出所：障がい福祉課資料

図表 3-16：等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者構成比の推移



出所：障がい福祉課資料

5. 障がい者数の将来推計

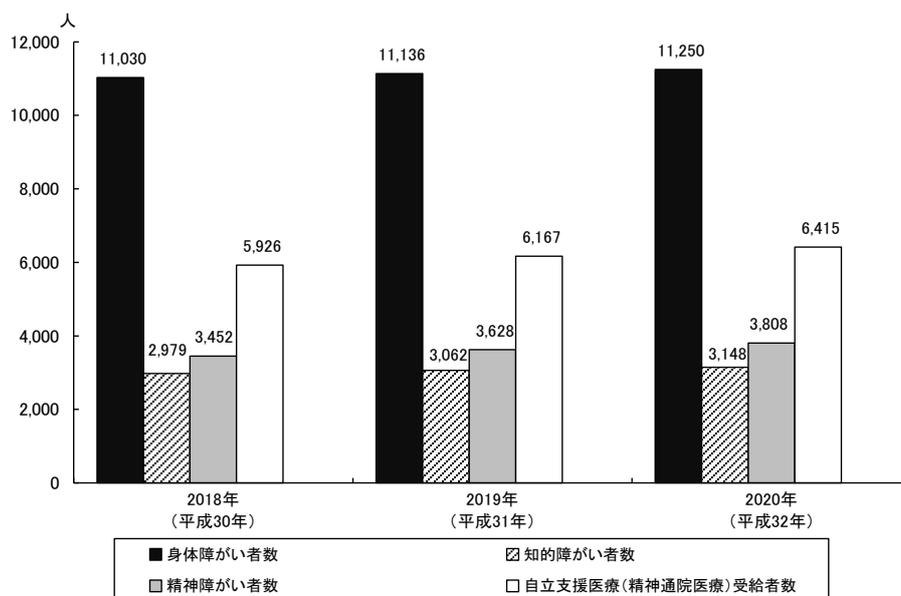
(1) 障がい者数の推計方法

1993年（平成5年）（精神障がいは1996年（平成8年））から2017年（平成29年）までの障がい者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績や近年の動向を踏まえた上で、2018年（平成30年）～2020年（平成32年）の障がい者比率を推計しました。それに推計人口を乗じて、各年の障がい種別ごとの障がい者数を見込みました。なお、手帳をお持ちでない方の人数については、統計データ等から正確な実態を把握することが困難なことから本推計には含めていません。

(2) 推計結果

推計の結果、各障がい別の障がい者数は、2020年（平成32年）には身体障がい者数が11,250人、知的障がい者数が3,148人、精神障がい者数が3,808人と、2017年（平成29年）に比べていずれの障がい者数も増加することが見込まれます。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数については、2017年（平成29年）の5,683人から、2020年（平成32年）には6,415人に増える見込みです。一方、手帳をお持ちでない方についても、今後、手帳の取得が進むことが想定されることから、将来の障がい者数は図表3-17の推計値よりも多くなる可能性があります。

図表3-17：2018年（平成30年）～2020年（平成32年）の各年の障がい者数および自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（推計値）



注. 障がい種別の障がい者数（推計値）については、過去の動き等を踏まえた上で、各障がい種別の障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）を推計し、それに、既に予測されている総人口を乗ずることにより推計しました。

出所：障がい福祉課資料、藤沢市「平成29年度藤沢市将来人口推計（中間報告）」

第4章 障がい者施策の課題

1. 障がい者施策の課題の抽出プロセス

現計画期間における課題を踏まえて施策の見直しを行うため、以下の(1)～(3)を実施し、5つの基本目標に沿って障がい者施策の課題を抽出しました。

(1) 「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』」の事業評価

現計画に基づいて庁内の関係各課が展開した事業や取組について、事業評価を行い、施策の達成状況を確認しました。

(2) 「ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』」の中間見直しに関するニーズ調査

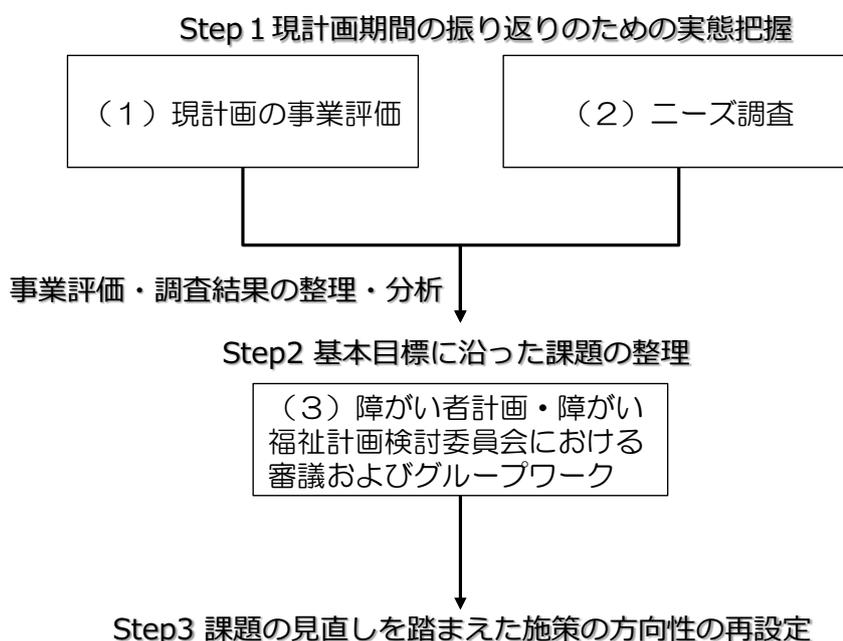
障がいのある人や障がい児の保護者、障がい福祉サービス提供事業者の抱える問題意識や施策ニーズ等に関する基礎的な情報を得るため、以下の3つの調査を実施しました。

- ニーズ調査① 当事者および障がい児の保護者向けアンケート調査
- ニーズ調査② 当事者・家族団体等に対する聞き取り調査
- ニーズ調査③ 障がい福祉サービス提供事業者に対する聞き取り調査

(3) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会における審議およびグループワーク

有識者や当事者、支援者、市民等で構成される「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において、事業評価やニーズ調査の結果を踏まえ、地域の障がい福祉の課題や施策の方向性について審議を行いました。さらに、グループワーク形式で、課題や必要な施策に関する検討も行いました。

図表 4-1 課題の抽出プロセスのフロー図



2. 本市障がい者施策の課題の設定

前節に記載したプロセスを通じ、現計画の5つの基本目標に沿って本市障がい者施策の課題を整理し、以下の18の課題を設定しています。18の課題については、次のとおりです。

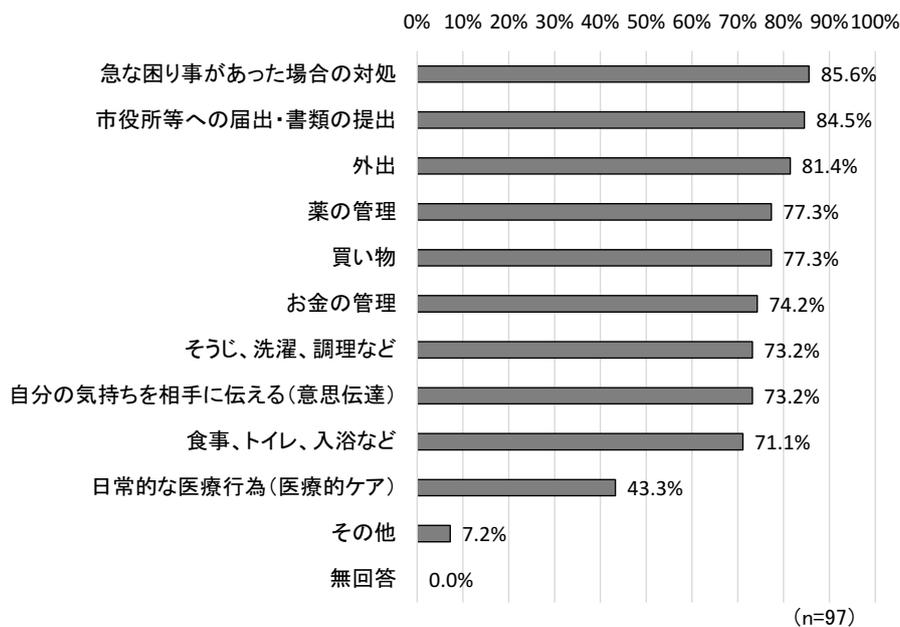
【本市障がい者施策における18の課題（中間見直し後）】

- 基本目標1「一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実」に対応する課題
 - 課題① 障がい児の支援体制充実の必要性 ★見直しにより追加
 - 課題② 障がいのある人の就労支援体制充実の必要性
 - 課題③ 障がいのある人の高齢化に対応した施策の充実の必要性 ★見直しにより追加
 - 課題④ さらに取組が必要な障がいに対する支援の充実の必要性
- 基本目標2「障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実」に対応する課題
 - 課題⑤ 相談支援体制の拡充の必要性
 - 課題⑥ 障がいのある人の社会活動支援の必要性
 - 課題⑦ 障がいのある人の家族等に対する支援の必要性
 - 課題⑧ 障がい者団体等への支援の必要性
- 基本目標3「障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進」に対応する課題
 - 課題⑨ 社会資源の確保に向けた取組の必要性
 - 課題⑩ 支援者間の連携・協働体制の強化の必要性
 - 課題⑪ 人材の確保と育成の必要性
- 基本目標4「安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実」に対応する課題
 - 課題⑫ 保健・医療体制充実の必要性
 - 課題⑬ 障がいのある人の防災対策の必要性
 - 課題⑭ 緊急時における支援体制整備の必要性 ★見直しにより追加
- 基本目標5「一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進」に対応する課題
 - 課題⑮ バリアフリーのまちづくりとしての環境整備の必要性
 - 課題⑯ 心のバリアフリー促進の必要性
 - 課題⑰ 権利擁護に関する取組の必要性 ★見直しにより変更
 - 課題⑱ 障がいのある人への差別の解消と合理的配慮に向けた取組の必要性

課題① 障がい児の支援体制充実の必要性

- 障がい児に対する支援体制の充実が必要です
- アンケート調査⁽¹¹⁾で、お子さんが支援を必要とする事からについてたずねたところ、「急な困り事があった場合の対処」や「市役所等への届出・書類の提出」が多くなっています。また、「日常的な医療行為（医療的ケア）」は43.3%でした。
- また、保護者に対して、お子さんが日常生活で支援が必要な事からに対して十分な支援が受けられているかたずねたところ、「全く受けられていない」との回答が4.1%みられました。
- 聞き取り調査では、乳児期と就学期の間の時期における発達障がい児と保護者への支援や、医療的ケアが必要な児童とその保護者に対する支援が必要であるとの指摘がありました。また、保護者の障がいへの理解や受容を進めていく必要があるとの意見が聞かれました。

図表 4-2 お子さんが支援を必要とする事から（保護者、複数回答）

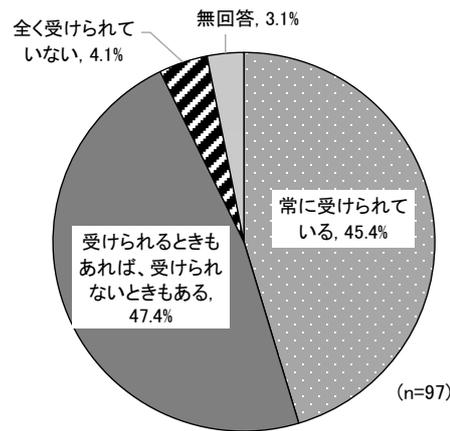


注. お子さんに、日常生活で少しでも支援が必要なことが「ある」と回答した場合のみを集計対象としています。
出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

(11) ニーズ調査結果を見る際には、以下の点に留意する必要があります。

- アンケート調査結果については、ご回答いただいた（代理回答含む）障がいのある人を「当事者」、障がいのあるお子さんを支援している家族等を「保護者」と記載しています。
- 保護者向けアンケート調査の回答結果に関しては、保護者が回答していることから、お子さん自身のニーズと必ずしも一致しない点があると考えられます。また、設問内容に応じて、「保護者」と表記している場合と、「障がい児」と表記している場合があります。
- 「当事者」と「障がい児」を合わせて「回答者全体」としている場合があります。
- 聞き取り調査結果については、個人情報の保護と読みやすさの観点から、伺ったお話の趣旨を損なわない範囲で表現の一部を変更しています。

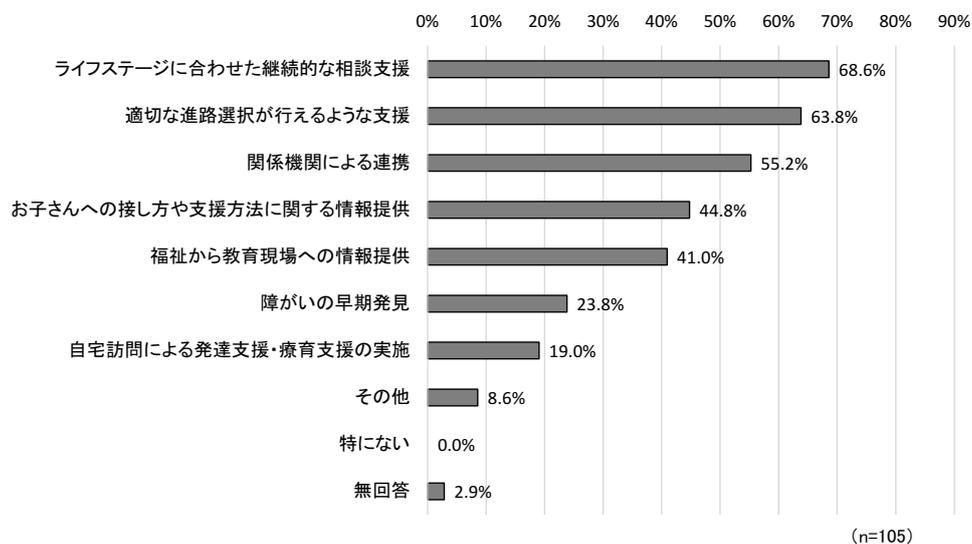
図表 4-3 お子さんが十分な支援を受けられている割合（保護者、単一回答）



注：お子さんに、日常生活で少しでも支援が必要なことが「ある」と回答した場合のみを集計対象としています。
 出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 障がい児に対する切れ目のない支援体制の充実が必要です
- アンケート調査によると、療育をはじめとするお子さんの支援に対して期待することについて、保護者の68.6%が「ライフステージに合わせた継続的な相談支援」と回答しています。
- 聞き取り調査では、障がい福祉と、介護保険・生活保護・子ども支援等の関係各課や関係機関との連携を強化して欲しいとの意見が聞かれました。
- また、「障がい児」から「障がい者」への制度上の移行期において、切れ目のない支援を提供するための仕組みづくりが必要であるとの指摘がありました。

図表 4-4 療育をはじめとするお子さんの支援に対して特に期待すること（保護者、複数回答）

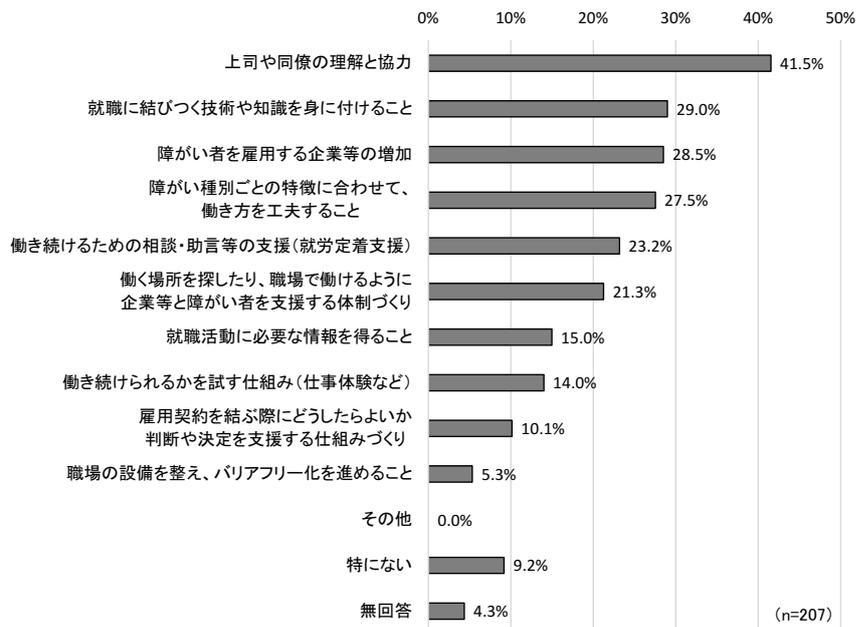


出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題② 障がいのある人の就労支援体制充実の必要性

- 企業等の障がいに対する理解を、より一層促進する必要があります
- アンケート調査結果から、当事者が企業等で働くにあたり主に必要と考えることについてたずねたところ、「上司や同僚の理解と協力」(41.5%)が最も多くなっています。
- 聞き取り調査では、難病や内部障がいのある人が、就職活動や就労の際に企業等から十分な障がいに対する理解を得られない場合があるとの意見が聞かれました。

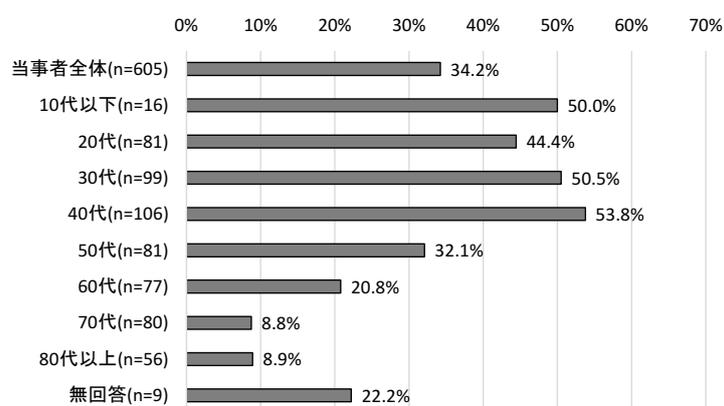
図表 4-5 企業等で働くにあたり、主に必要と考えること（当事者、複数回答）



注. 今後、企業等で「働いてみたい（働き続けたい）」と思うと回答した場合のみを集計対象としています。
 出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 就労を希望する障がいのある人の就職と定着を支援する体制について、さらなる充実が必要です
- アンケート調査結果から、今後の就労意向についてみると、当事者の34.2%が「働いてみたい（働き続けたい）と思う」と回答しています。年齢別にみると、10代～40代では、約4割～5割が「働いてみたい（働き続けたい）と思う」と回答しています。
- 聞き取り調査では、2018年度（平成30年度）に新設予定のサービスである就労定着支援について、一定の利用ニーズが見込まれるとの意見が聞かれました。

図表 4-6 働いてみたい（働き続けたい）と思う割合（当事者、単一回答）

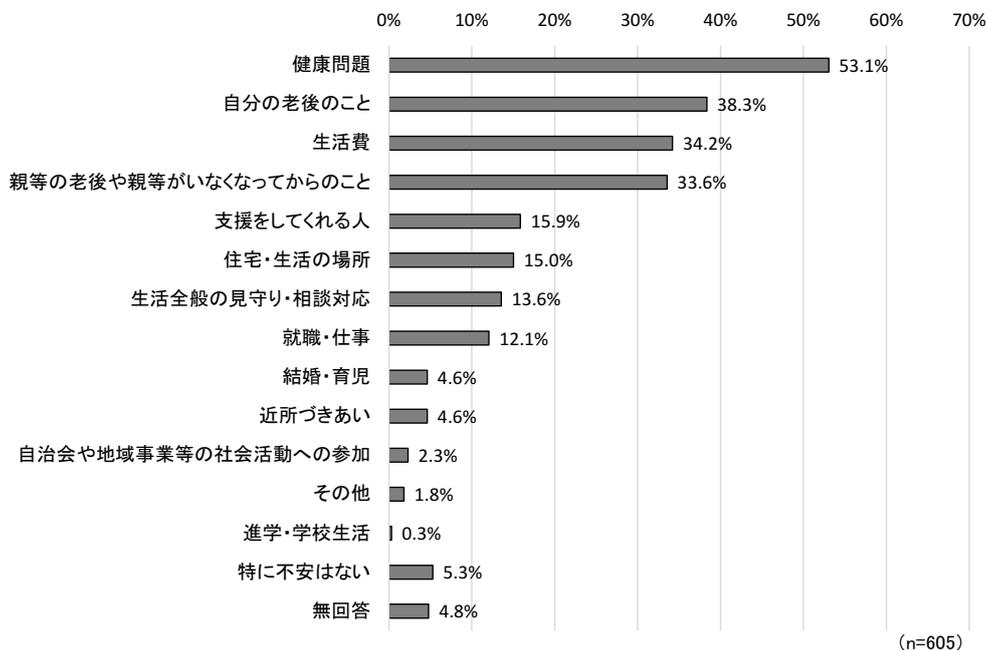


出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題③ 障がいのある人の高齢化に対応した施策の充実の必要性

- 65歳以降も安心して使い慣れたサービスが受けられる仕組みづくりが必要です
- アンケート調査によれば、当事者が今後の生活において不安を感じていることとして、「健康問題」や「自分の老後のこと」が多くなっています。
- 聞き取り調査では、介護保険の要介護認定基準に、障がい特性を踏まえたチェック項目が欠けているため、65歳で介護保険に移行する際に使えなくなる障がい福祉サービスがあり、利用者にとって不安が大きいとの意見が聞かれました。

図表 4-7 今後の生活において不安を感じていること（当事者、3つまで複数回答）



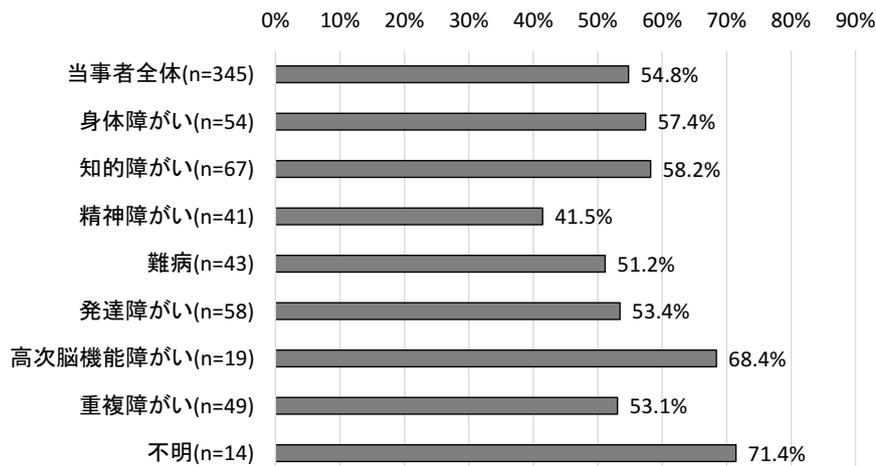
出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 利用者の高齢化に対応したサービス提供体制の整備が必要です
- 障がい福祉サービス提供事業者への聞き取り調査では、利用者の高齢化に伴い、定期通院への同行や急病への対応等に時間や人手がかかり、その結果、ほかの利用者に対して目が行き届かなくなる場合があるとの意見が聞かれました。
- また、グループホームでの看取り、終末期の対応について、障がい福祉施設ではノウハウが不足しているという意見も聞かれました。

課題④ さらに取組が必要な障がいに対する支援の充実の必要性

- さらに取組が必要な障がいについて、障がい特性の理解促進や、支援体制・支援内容の充実をより一層図ることが必要です
- アンケート調査結果によると、日常生活に必要な事に対して十分な支援が受けられているか否かについて、十分な支援が「常に受けられている」と回答した方は、当事者全体の54.8%にとどまっており、特に精神障がいでは5割を下回っています。
- 聞き取り調査では、精神障がいに関して正しい情報の周知・啓発を行う必要があることや、精神障がいや発達障がいのある人へ適切な支援を実施する上で、福祉事業所と医療機関との連携を強める必要があることが指摘されました。
- また、高次脳機能障がいの専門施設・専門家が不足していることや、難病を含めたすべての障がい種別の人と同じサービスを受けられるような施策が必要であるとの意見が聞かれました。

図表 4-8 日常生活に必要な事に対して十分な支援が常に受けられている割合
(当事者、単一回答)



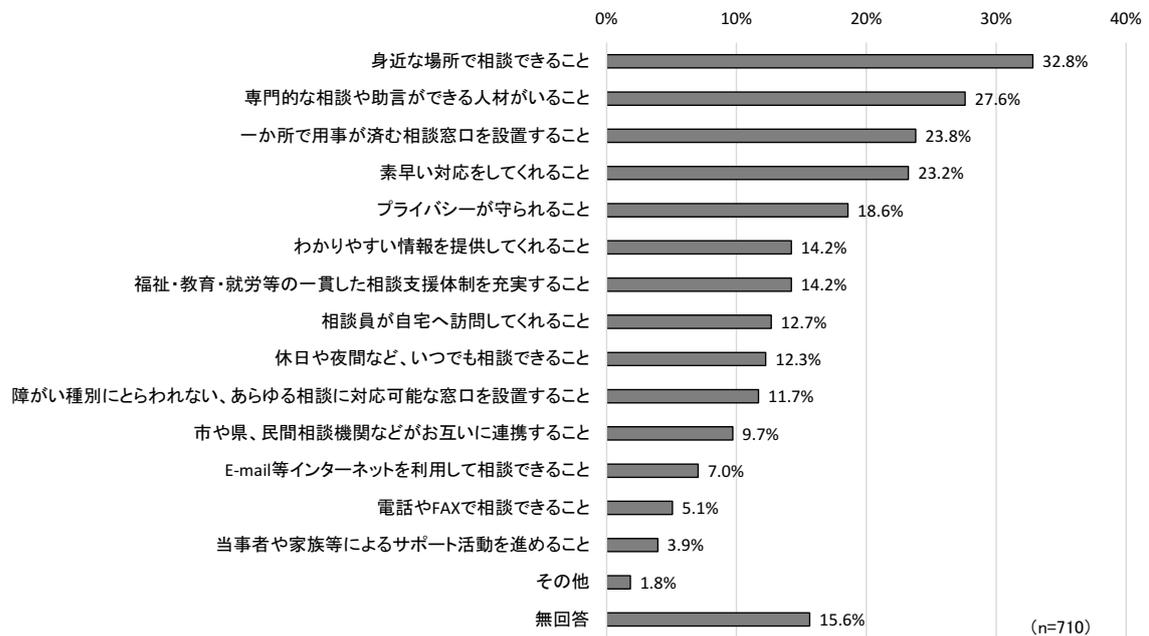
注. 日常生活で少しでも支援が必要なことが「ある」と回答した場合のみを集計対象としています。

出所: 藤沢市「藤沢市障がい者計画(中間見直し)・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑤ 相談支援体制の拡充の必要性

- 障がいのある人にとって身近で専門的かつワンストップの相談窓口が必要です
- 相談支援を充実させるために必要なことについて、アンケート調査の回答者全体では、「身近な場所で相談できること」、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」、「一か所で用事が済む相談窓口を設置すること」、「素早い対応をしてくれること」等の回答が多くなっています。

図表 4-9 相談支援を充実させるために必要なこと
(当事者・保護者共通、3つまで複数回答)



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 計画相談支援の利用を容易にするための取組が必要です
- 聞き取り調査では、計画相談の報酬単価が低いことや計画相談の担い手が不足していること、18歳以降の計画相談の継続が難しいこと、不本意ながらもセルフプランを選択せざるを得ない状況がみられること等、計画相談支援に関する課題について意見が聞かれました。
- さらに、そのような課題があるために、結果的に障がいのある人が適切な福祉サービスにつながるできない状況が生じているとの指摘も聞かれました。
- 「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」におけるグループワークでは、障がい児でセルフプランとならざるを得ない人が少なくないことについて、その背景や課題を把握した上で、計画相談支援の利用を容易にするための取組が必要であることが指摘されました。

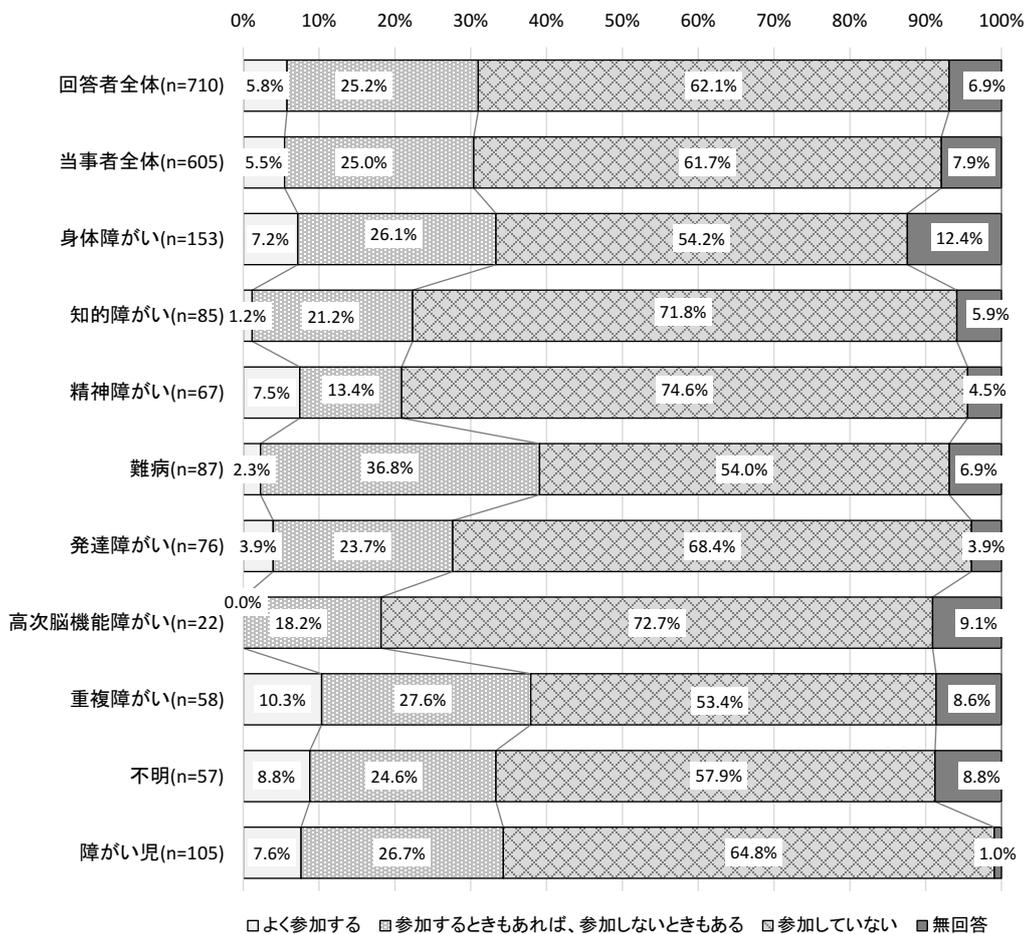
図表 4-10 聞き取り調査 計画相談支援の課題

計画相談の報酬単価が低い	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援は個別のケースに応じて臨時でサービスを提供することがあるが、臨時でサービスを提供する分に見合う報酬なのか疑問である。 ● 計画相談の担い手が非常に少ない。また、計画作成等、具体的なアクションがあったときしか報酬請求ができないため、収入的にも厳しい。
計画相談の担い手が不足している	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の計画相談支援の報酬単価では採算が合わず、相談員を新たに採用することができない。計画相談支援専従だけでは人件費を賄うことができないため、委託相談支援等と兼務する事業所が多い。 ● 現場のスタッフから計画相談支援員へというキャリアパスを構築すると、今度は、支援を行う現場のスタッフが不足するおそれがある。
18歳以降の計画相談の継続が難しい	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障がい児」から「障がい者」に制度上移行する際、プラン作成を引き継げる事業所の確保が難しい。 ● モニタリングは半年に1回のため、「障がい児」から「障がい者」に制度上移行して事業所が変更になる際は、一方の事業所は報酬なしとなる。「障がい児」⇒「障がい者」を継続して受け持つ場合も、変更事項が多すぎて業務負担が大きい。
セルフプランを選択せざるを得ない状況がみられる	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援員の不足から、サービス提供の入口の段階でセルフプランを選択せざるを得ないケースが多く、適切なサービスにつなぐことができない状況がある。 ● 児童専門の計画相談支援事業所を利用している場合、18歳になると改めて相談支援事業所を探す必要がある。支援員も数が少ないことから受け入れてもらえず、セルフプランを選択せざるを得ないこともある。

課題⑥ 障がいのある人の社会活動支援の必要性

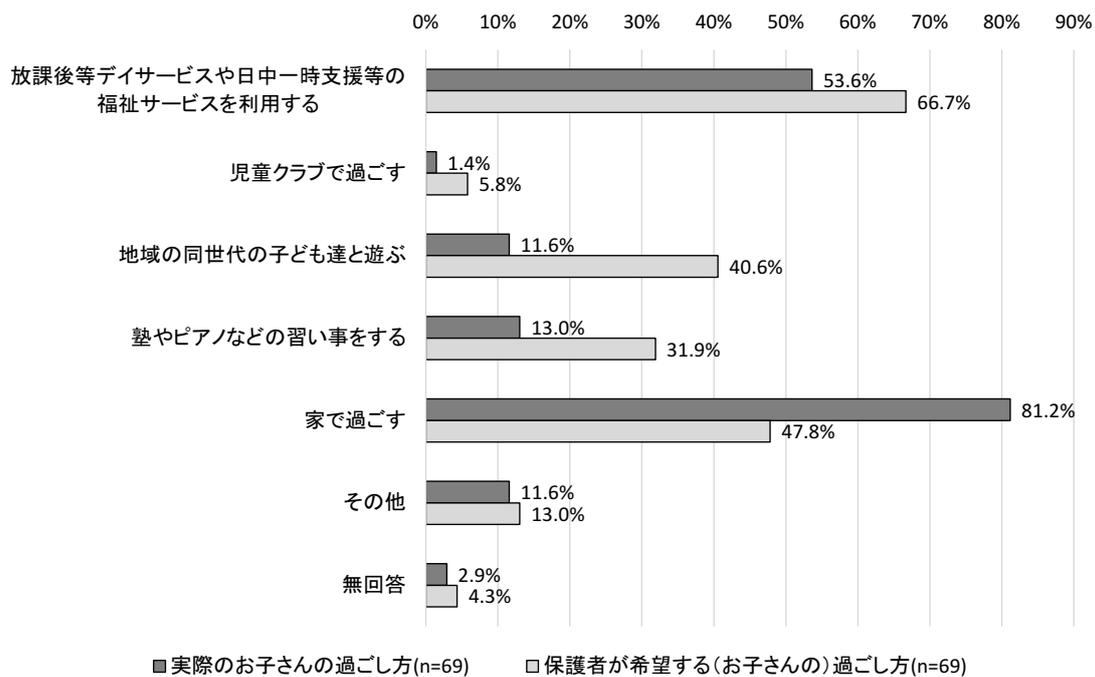
- 障がいのある人の社会活動を支援する取組が必要です
- アンケート調査において、地域社会での活動への参加状況についてたずねたところ、回答者全体の62.1%が「参加していない」と回答しています。
- また、放課後や通園・通学先が休みの日にお子さんが「地域の同世代の子ども達と遊ぶ」ことについて、実際の過ごし方と保護者の希望とを比較すると、保護者の希望が実際の過ごし方を29.0ポイント上回っています。
- 他方で、放課後や通園・通学先が休みの日にお子さんが「家で過ごす」ことについては、実際の過ごし方が保護者の希望を33.4ポイント上回っています。
- このように、保護者の希望するお子さんの過ごし方と、実際の過ごし方には差がみられます。

図表 4-11 地域社会での活動への参加（当事者・保護者共通、単一回答）



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

図表 4-12 休みの日におけるお子さんの過ごし方（保護者、複数回答）

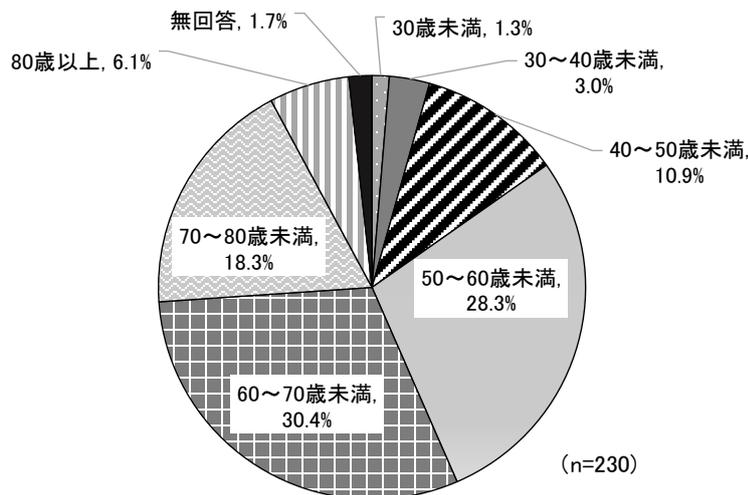


注. お子さんの現在の通学先（通園先）について、具体的に回答された場合のみを集計対象としています。
 出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑦ 障がいのある人の家族等に対する支援の必要性

- 障がいのある人を支援する家族等の負担軽減に向けたさらなる支援が必要です
- アンケート調査から、当事者を支援する主な支援者の年齢をみると、「60～70 歳未満」が 30.4%、「70～80 歳未満」が 18.3%、「80 歳以上」が 6.1%と、5 割以上の支援者が 60 歳代以上となっています。
- また、当事者からみた支援者の健康状態についてみると、支援者の年齢が「50～60 歳未満」の場合は 21.5%、「60～70 歳未満」の場合は 22.9%、「70～80 歳未満」の場合は 42.9%が「よくない」と回答しています。
- 聞き取り調査では、障がい児の保護者について、子どもの介護等にかかる肉体的・精神的負担が大きいことや、保護者が働き続けるための支援が不足していることを指摘する意見が聞かれました。

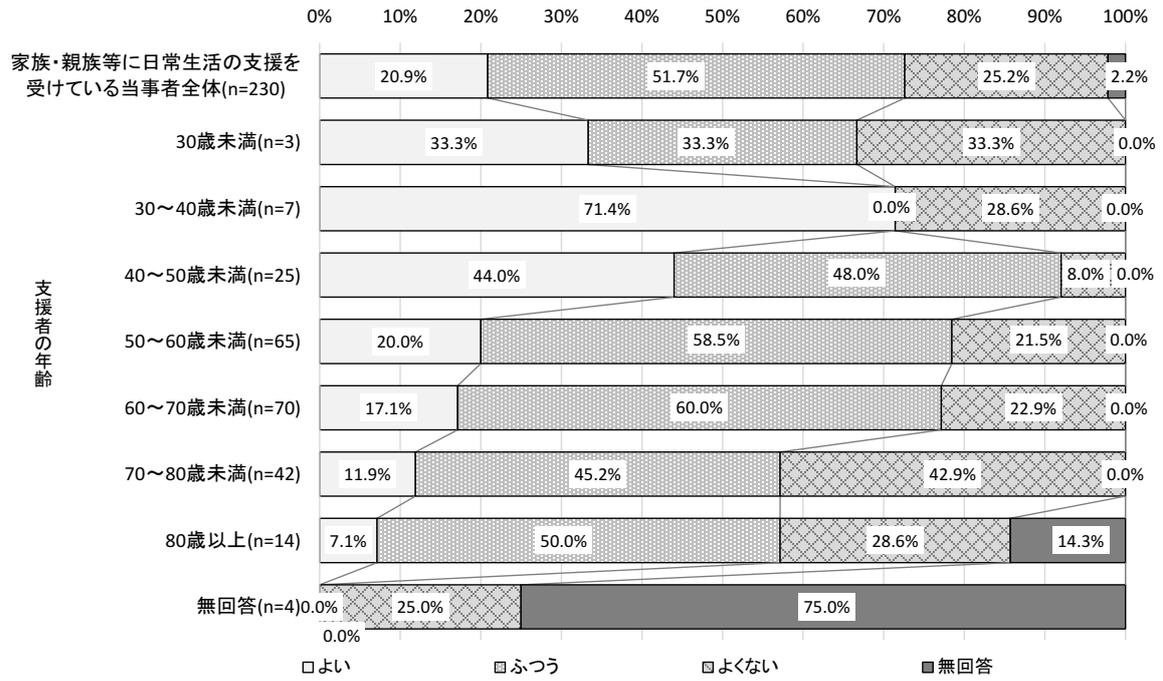
図表 4-13 主に支援を行っている家族・親族等の支援者の年齢（当事者、数値回答）



注. 主な支援者について、「父」「母」「配偶者」「子ども・子どもの配偶者」「その他の親族」のいずれかを選択した場合のみを集計対象としています。

出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

図表 4-14 当事者からみた支援者の健康状態（当事者、単一回答）



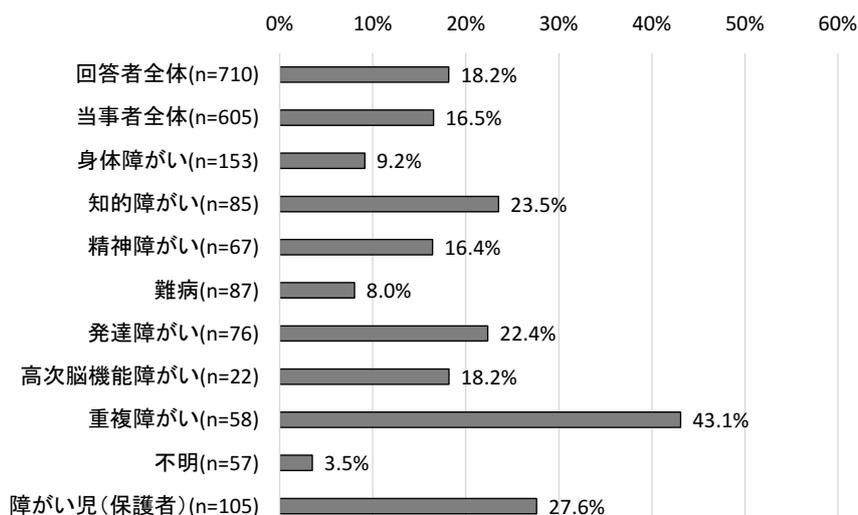
注：主な支援者について、「父」「母」「配偶者」「子ども・子どもの配偶者」「その他の親族」のいずれかを選択した場合のみを集計対象としています。

出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑧ 障がい者団体等への支援の必要性

- 活動のための場の確保など、障がい者団体等の活動を引き続きサポートしていく必要があります
- アンケート調査において、必要な支援に関する情報を入手する手段についてたずねたところ、「障がい者の施設や団体の機関紙・パンフレット」は回答者全体の18.2%となっていました。中でも、重複障がいでは43.1%、障がい児（保護者）では27.6%等と、障がいの種類によっては、情報源としてより活用されています。
- 聞き取り調査では、障がい者団体等が、悩みを共感し合える場としての役割や、障がいによって生じる不安への相談対応等の役割を担っているとの指摘が聞かれました。
- また、障がい者団体等が、活動に使える会議室や事務所が必要であるとの意見も聞かれました。

図表 4-15 障がい者の施設や団体の機関紙・パンフレットから情報を得ている割合
(当事者・保護者共通、複数回答)



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑨ 社会資源の確保に向けた取組の必要性

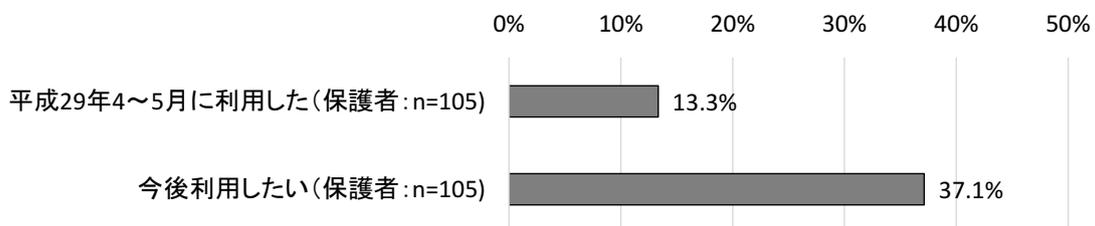
- 市内の社会資源が不足している現状を踏まえ、サービス提供施設や障がいのある人の進路・居場所、医療機関等の拡充に一層取り組む必要があります
- 聞き取り調査では、本市において、サービス提供施設、進路・居場所、医療機関等の社会資源が不足しているとの意見が聞かれました。

図表 4-16 聞き取り調査 本市において不足している社会資源（例）

サービス提供施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい児者や肢体不自由児者専用のグループホーム ・ 生活体験ができる施設 ・ 入所施設からグループホームへ移行するための中間的な施設 ・ ショートステイ ・ 障がいのある人を主として受け入れる介護保険施設 ・ 透析施設付ケア住宅施設 ・ 医療的ケアが必要な人が利用できる福祉施設 等
進路・居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等部卒業後の福祉的就労先 ・ 障がいのある人が気軽に集える居場所 ・ 障がい者団体等の事務所 ・ 障がいのある人のためのスポーツ・レクリエーション施設 等
医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアやリハビリテーションを提供する施設 ・ 高次脳機能障がいの専門施設・専門家 ・ 児童向けの精神科医療施設 ・ 福祉事業所との連携に取り組む医療機関 等

- ニーズの多い移動支援事業について、ヘルパーの確保や運用面のルールの柔軟化等の取組が必要です
- アンケート調査では、障がい児の保護者の 13.3%が平成 29 年 4～5 月に「移動支援事業」を利用したと回答しており、また、37.1%が今後利用したいと回答しています。
- 聞き取り調査では、移動支援事業について、ヘルパーが不足している、報酬単価が低い、利用の集中する時間帯がみられる、時間外の支援やグループ支援等に関する運用を柔軟にする必要がある、事業の適正な運用に向けた施策が求められるなどといった意見が聞かれました。

図表 4-17 移動支援事業の利用実績と今後の利用意向（保護者）



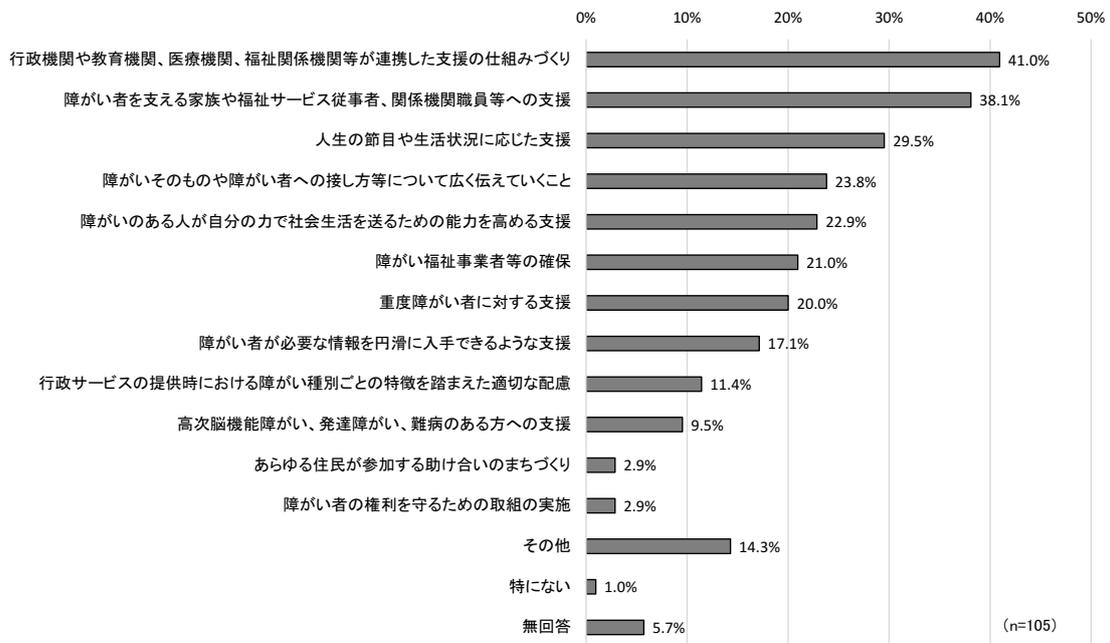
出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 障がいのある人の「親亡き後」の安心・安全を確保する取組が必要です
- 聞き取り調査では、保護者が高齢になり亡くなった後、当事者が安心して過ごせる仕組みが不足しているとの意見が聞かれました。また、特に重度の障がいのある人の行き場がないとの指摘もありました。
- さらに、知的障がいのある人が性的犯罪の被害に遭うことが問題化しており、親亡き後にも夜間の見守りが保障される必要があるとの意見も聞かれました。

課題⑩ 支援者間の連携・協働体制の強化の必要性

- 行政機関・教育機関・医療機関・福祉関係機関・保護者等の支援者間での連携・協働体制を、引き続き強化する必要があります
- アンケート調査で、障がい福祉施策を充実させるために必要なことをたずねたところ、障がい児の保護者では「行政機関や教育機関、医療機関、福祉関係機関等が連携した支援の仕組みづくり」が41.0%と最も多くなっています。
- 聞き取り調査では、障がい福祉サービス提供事業所と計画相談事業所や保護者との連携・協力が必要であるとの指摘や、精神障がいや発達障がいのある人へ適切な支援を実施する上で、障がい福祉サービス提供事業所と医療機関との連携を強化する必要があるとの指摘がありました。

図表 4-18 障がい福祉施策を充実させるために必要なこと
(保護者、複数回答)

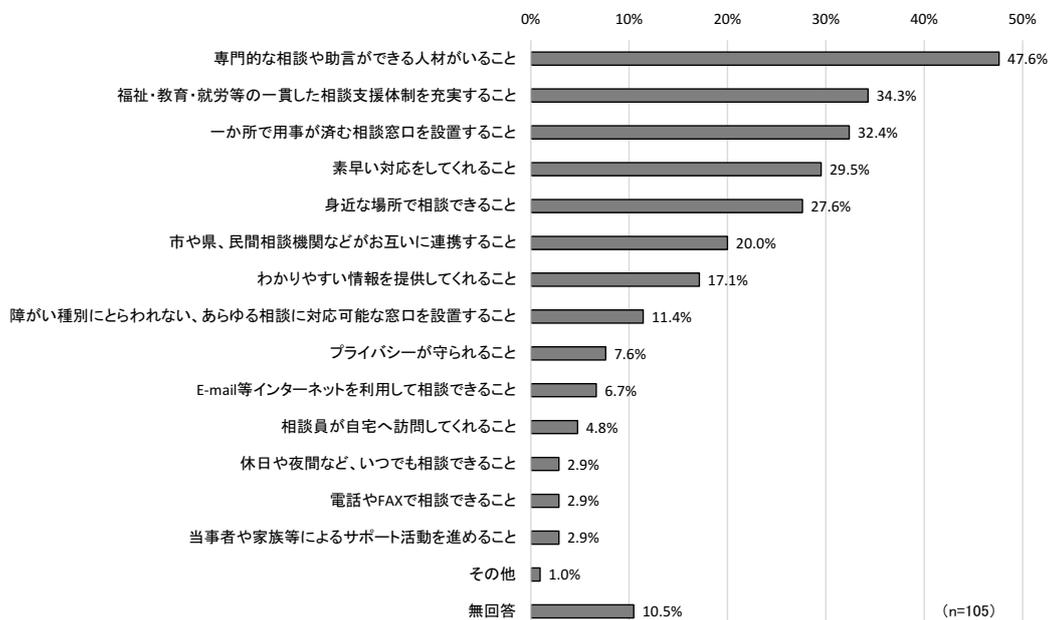


出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑪ 人材の確保と育成の必要性

- 福祉サービスに従事する人材を確保し、専門性やサービスの質の高い人材へと育成するための施策が引き続き必要です
- アンケート調査で、相談支援を充実させるために必要なことについてたずねたところ、障がい児の保護者の約半数が「専門的な相談や助言ができる人材がいること」と回答しています。
- 聞き取り調査では、移動支援のヘルパーや計画相談支援の担い手、障がい福祉サービス提供事業所の若手スタッフ、障がい児支援サービスを担う保育士等の人材が特に不足しているとの指摘がありました。

図表 4-19 相談支援を充実させるために必要なこと（保護者、3つまで複数回答）

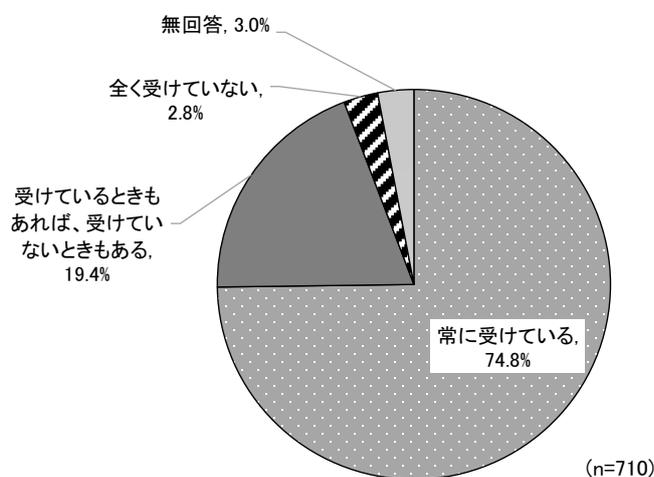


出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑫ 保健・医療体制充実の必要性

- 障がいがあっても、安心して必要な医療や保健指導が受けられる体制の整備が引き続き必要です
- アンケート調査で、体調を崩したときに医師・歯科医師による診察を受けているかたずねたところ、回答者全体の2.8%が「全く受けていない」と回答しています。
- 聞き取り調査では、待ち時間が長かったり、診療拒否に遭ったりすることがあるため、障がい児を医療機関に連れていくことについて、保護者の負担が大きいという意見が聞かれました。

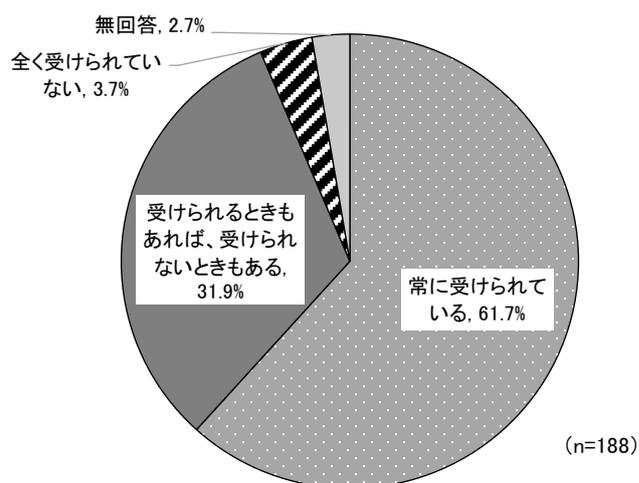
図表 4-20 医師・歯科医師による診察を受けているか
(当事者・保護者共通、単一回答)



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 医療的ケアが必要な障がいのある人に対する支援の充実が必要です
- アンケート調査で、日常生活で支援が必要な事に対して十分な支援が受けられているかたずねたところ、医療的ケアが必要な人の 3.7%が、「全く受けられていない」と回答しています。
- 聞き取り調査では、市内で医療的ケアやリハビリテーションを受けることが困難であること、医療的ケアが必要な人が利用できる施設がないこと、児童向けの精神科医療施設が必要であることなどが指摘されていました。

図表 4-21 日常生活で必要な事に対して十分な支援が受けられているか
(医療的ケアが必要な人、単一回答)



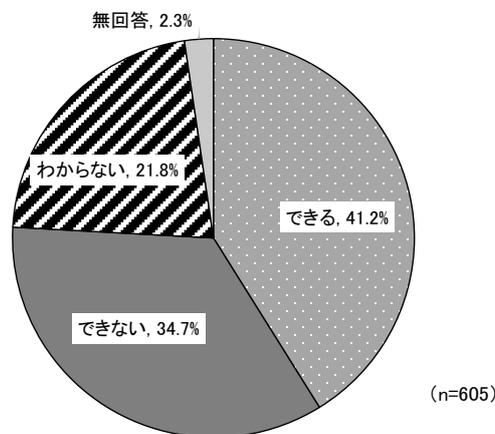
注. 支援を必要とする事に対して、「日常的な医療行為（医療的ケア）」と回答した場合のみを集計対象としています。

出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑬ 障がいのある人の防災対策の必要性

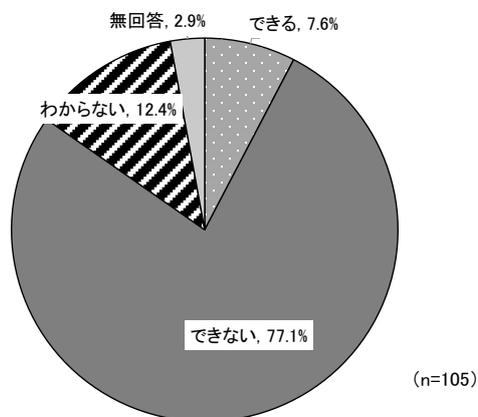
- 避難行動要支援者への支援体制の構築に引き続き取り組む必要があります
- アンケート調査で、災害時に1人で避難できるかどうかをたずねたところ、当事者全体の34.7%が「できない」と回答しています。障がい児では、「できない」との回答が77.1%に上ります。
- 聞き取り調査では、災害が生じたときに避難場所まで移動することが難しいとの意見が聞かれました。また、避難行動要支援者名簿制度は地区によって取組の差が大きく、実際に災害が起きたときに本当に機能するのか不安があるとの指摘もありました。

図表 4-22 災害時に1人で避難できるか（当事者、単一回答）



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

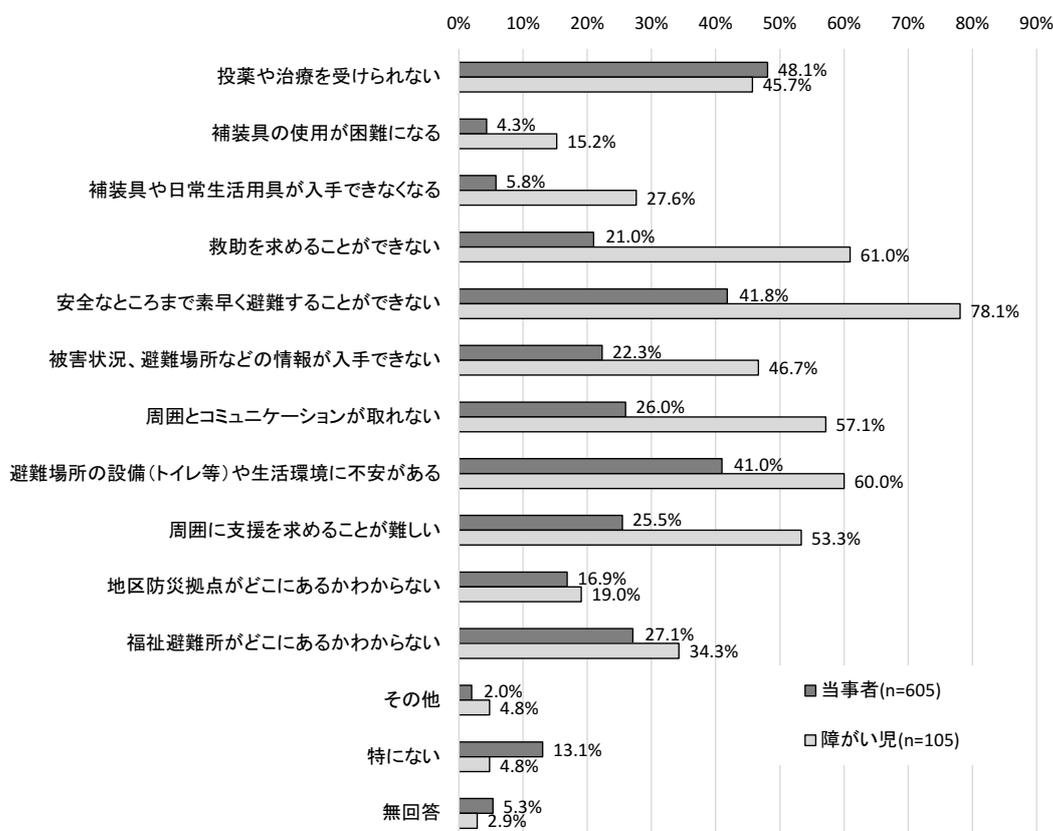
図表 4-23 災害時に1人で避難できるか（障がい児、単一回答）



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 災害発生後の情報提供体制や医療・福祉の提供を含む避難生活における支援体制について、より整備する必要があります
- アンケート調査で、災害時の困り事についてたずねたところ、当事者全体では「投薬や治療を受けられない」が、障がい児では「安全なところまで素早く避難することができない」がそれぞれ最も多くなっています。
- 聞き取り調査では、災害時の避難情報等を聴覚障がいのある人が入手できるような設備（ランプ、文字の電光掲示板等）の設置や、障がいのある人が避難生活を送ることができる福祉避難所の整備が必要であるという意見が聞かれました。

図表 4-24 災害時の困り事（当事者・保護者共通、複数回答）

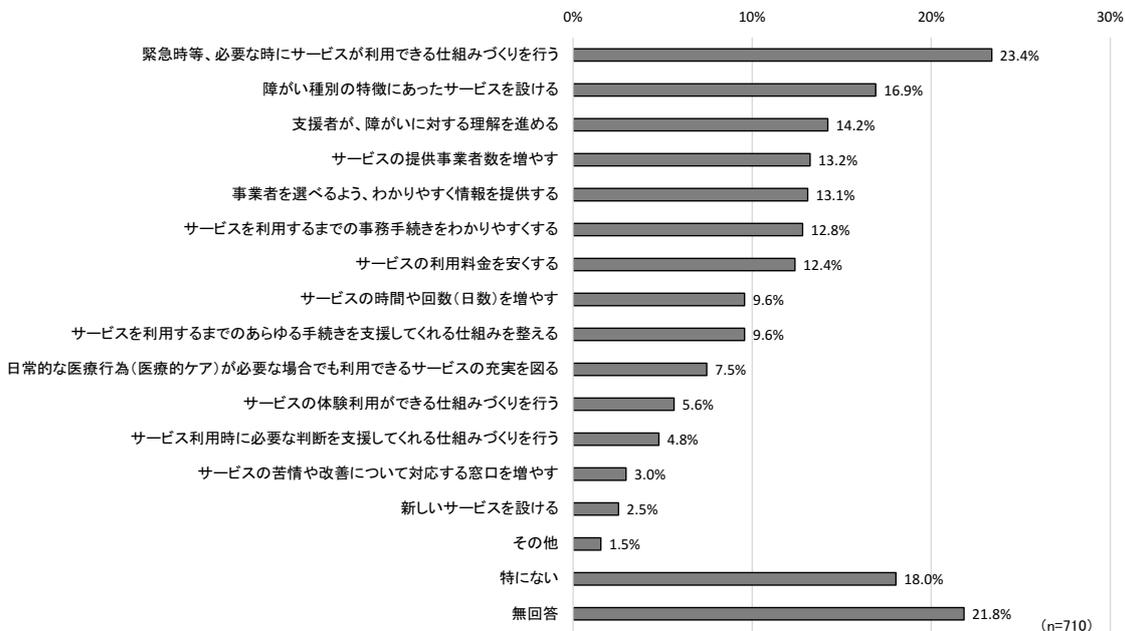


出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

課題⑭ 緊急時における支援体制整備の必要性

- 障がいのある人やその家族等の緊急時における支援体制の整備が必要です
- アンケート調査で、障がい福祉サービスをよりよくするために必要なことについてたずねたところ、「緊急時等、必要な時にサービスが利用できる仕組みづくりを行う」が、回答者全体の23.4%と最も多くなっています。
- 聞き取り調査では、当事者の緊急時の対応のみならず、保護者や家族等の緊急時についても対応に不安があり、支援が必要であるとの意見が聞かれました。また、保護者や家族等の緊急時については、当事者・保護者の状況を理解した上でサービス利用の調整対応を行うコーディネーターや、緊急時でも利用できる移動支援や短期入所の確保等が必要であるとの意見が聞かれました。

図表 4-25 障がい福祉サービスをよりよくするために必要なこと
(当事者・保護者共通、3つまで複数回答)



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

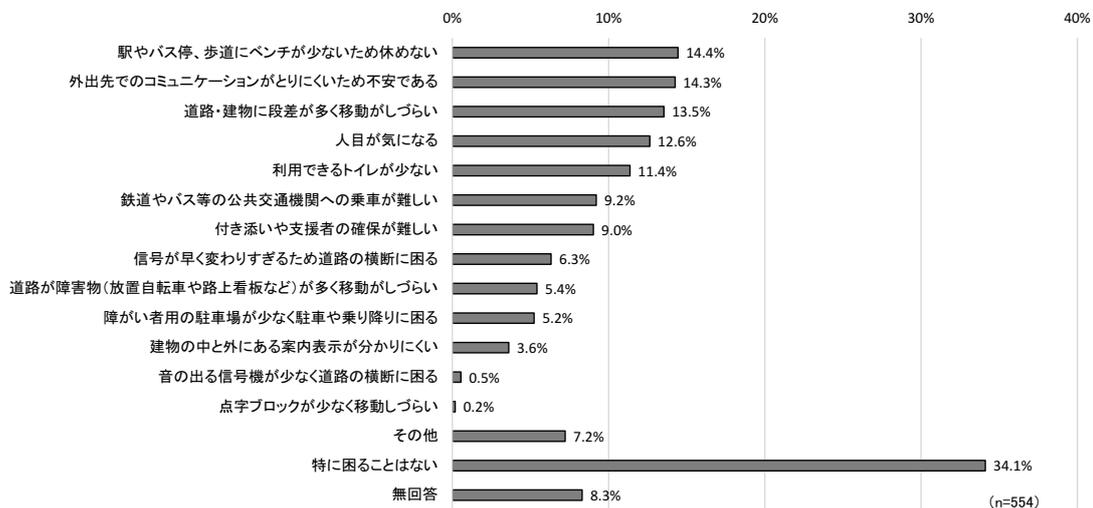
図表 4-26 聞き取り調査 (災害時を除く) 緊急時における不安と必要な支援

<p>当事者の緊急時の対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自傷行為や暴力がみられる等、緊急性が高い当事者については、計画相談や委託相談の相談員と連携を取りながら課題を共有する必要がある。緊急性の高い当事者の場合は刻々と状況が変化し、支援計画が当事者の状態の後追いになりがちである。 • ひとり暮らしの場合、緊急時に不安を感じる。家の中で転倒したら近所に助けを求めることができない。 • 緊急時に、当事者が自身の困り事についてきちんと理解できないため、支援者に助けを求めることができない状況が発生することが想定される。
<p>保護者や家族等の緊急時の対応について (保護者や家族等が支援者の場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 介助者である母親が急病や不測の事態に直面したとき、当事者を預ける場所がない。また、保護者が救急車で搬送される際には子どもも連れて行かざるを得ないため、救急車が2台必要となる。 • ショートステイは事前の予約が必要であり、緊急時に利用しにくい。緊急時対応のためのショートステイ事業を、通常とは別枠で設けて欲しい。 • 保護者の緊急時に対応した際に、障がい福祉サービス提供事業所への報酬を保証する仕組みが必要である。また、緊急時に連絡すれば、預かりと送迎の調整対応をワンストップでコーディネートしてくれる、地域生活支援の専門職員が必要である。 • 保護者の事故や病気といった緊急時等、本当に困ったときに相談できる場所はない。
<p>保護者や家族等の緊急時の対応について (保護者や家族等が当事者の場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自分の子どもが夜間に救急車で運ばれたときに、手話通訳を申し込めず、病院で長時間の筆談を余儀なくされた。夜間にも手話通訳を提供して欲しい。

課題⑮ バリアフリーのまちづくりとしての環境整備の必要性

- 引き続き、障がいのある人の視点を考慮したバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります
- アンケート調査で、当事者が外出する際の主な困り事についてたずねたところ、「駅やバス停、歩道にベンチが少ないため休めない」や「外出先でのコミュニケーションがとりにくいため不安である」、「道路・建物に段差が多く移動がしづらい」といった回答が多くなっています。
- 聞き取り調査では、オストメイトに対応したトイレの整備、防犯のための環境整備、バス停のベンチ整備、エレベーター・エスカレーターの整備や改善（音声案内・点字ブロックの設置推進）、音響信号機の設置等、インフラ面での取組が必要であるという意見が聞かれました。

図表 4-27 外出する際の主な困り事（当事者、3つまで複数回答）



注：外出頻度について、「外出しない」「無回答」以外を選択した場合のみを集計対象としています。

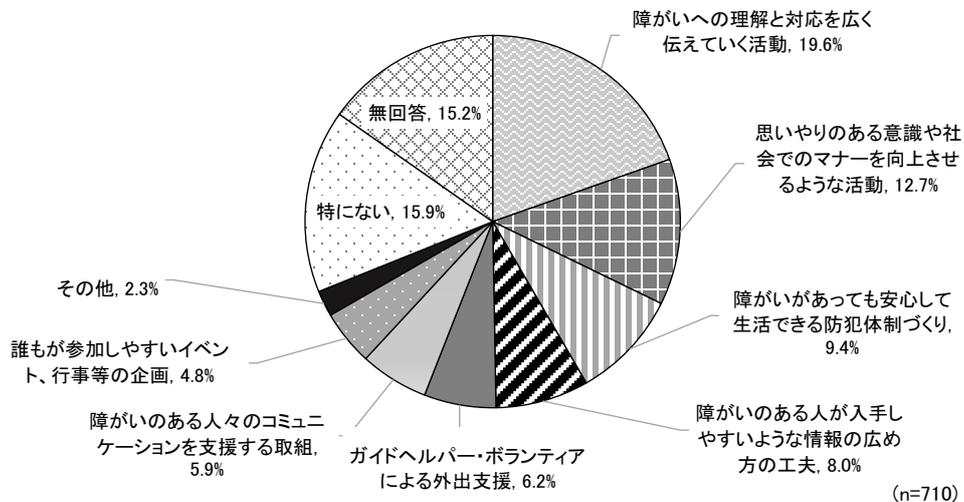
出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 障がいのある人の「親亡き後」の住まいへの不安を解消する取組が必要です
- 聞き取り調査では、親等の保護者亡き後の生活について、当事者の生活や住まいに不安があるという意見が聞かれました。
- また、精神障がいのある当事者がアパートを借りたくても断られてしまうことや、そのため、持家や分譲マンションを当事者に相続させたいが、相続させると生活保護を受けることができなくなるという指摘が聞かれました。
- さらに、親等の保護者亡き後も当事者がそのまま慣れ親しんだ家に住み続けることができるようにするためには、自宅を訪問し、場合によっては宿泊して支援するようなサービスが必要ではないかという意見も聞かれました。

課題⑩ 心のバリアフリー促進の必要性

- 市民や地域を対象とした、障がいへの理解と対応のあり方等に関するより一層の普及・啓発が必要です
- 障がいのある人が地域で望む生活ができるよう、行政が制度・意識の面で特に力を入れていく必要があることについてたずねたところ、回答者全体の19.6%が「障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動」と回答しており、最も多くなっていました。

図表 4-28 行政が制度・意識の面で力を入れていく必要があること
(当事者・保護者共通、単一回答)



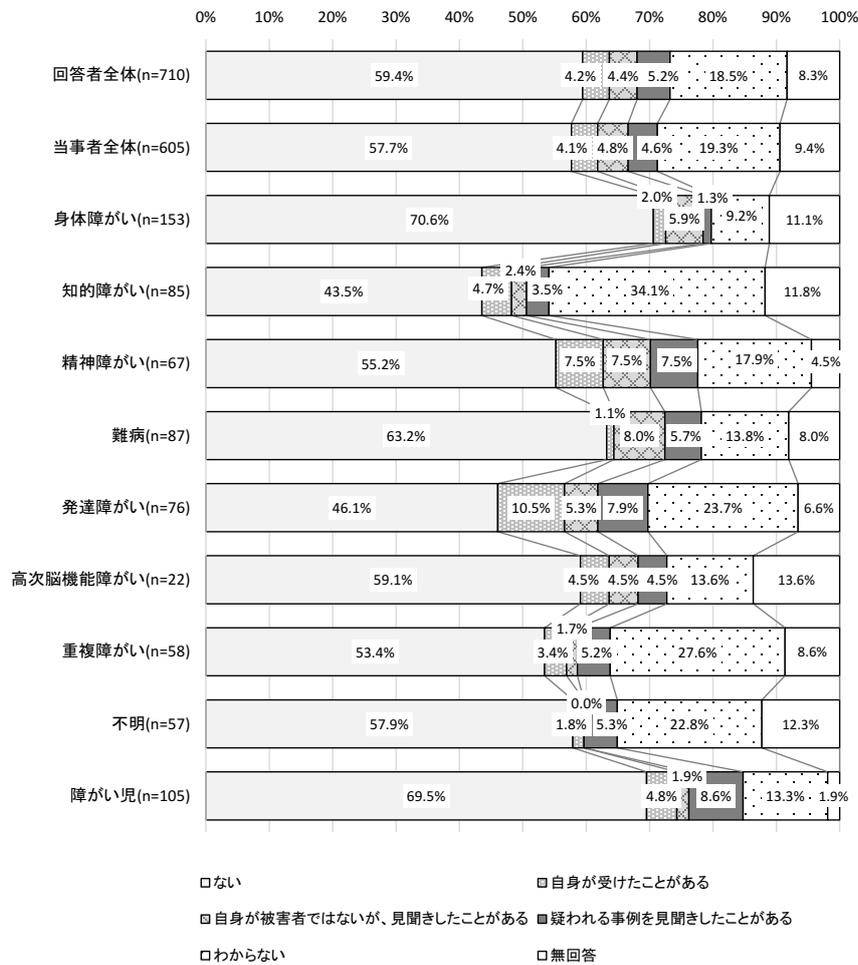
出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 学校教育の場における、障がいへの理解と対応のあり方等に関する普及・啓発が必要です
- 聞き取り調査では、特別支援学級がない学校では、一般の子どもが障がい児と接する機会が少なく、障がい理解が進みにくい状況となっているとの指摘がありました。
- また、教育現場における手話や障がい理解の授業実施、内部障がい全般に関する普及・啓発が必要であるとの意見も聞かれました。
- 目にみえない障がいに対する理解の促進が必要です
- 聞き取り調査では、内部障がいについて誤ったイメージを持っている人が多いことや、高次脳機能障がいに関する理解促進に向けた取組の強化が必要であるとの意見が聞かれました。

課題⑱ 権利擁護に関する取組の必要性

- 障がいのある人の権利を守るための取組が引き続き必要です
- アンケート調査で、障がいのある人が虐待を受けているのを見聞きした経験についてたずねたところ、「自身が受けたことがある」もしくは「見聞きしたことがある」と回答した方は回答者全体の13.8%となっています。
- 当事者の回答を障がい種別にみると、「自身が受けたことがある」もしくは「見聞きしたことがある」と回答した方は、発達障がいと精神障がいでは2割を超えており、他の障がいに比べて比較的高くなっています。

図表 4-29 虐待を見聞きした経験（当事者・保護者共通、単一回答）



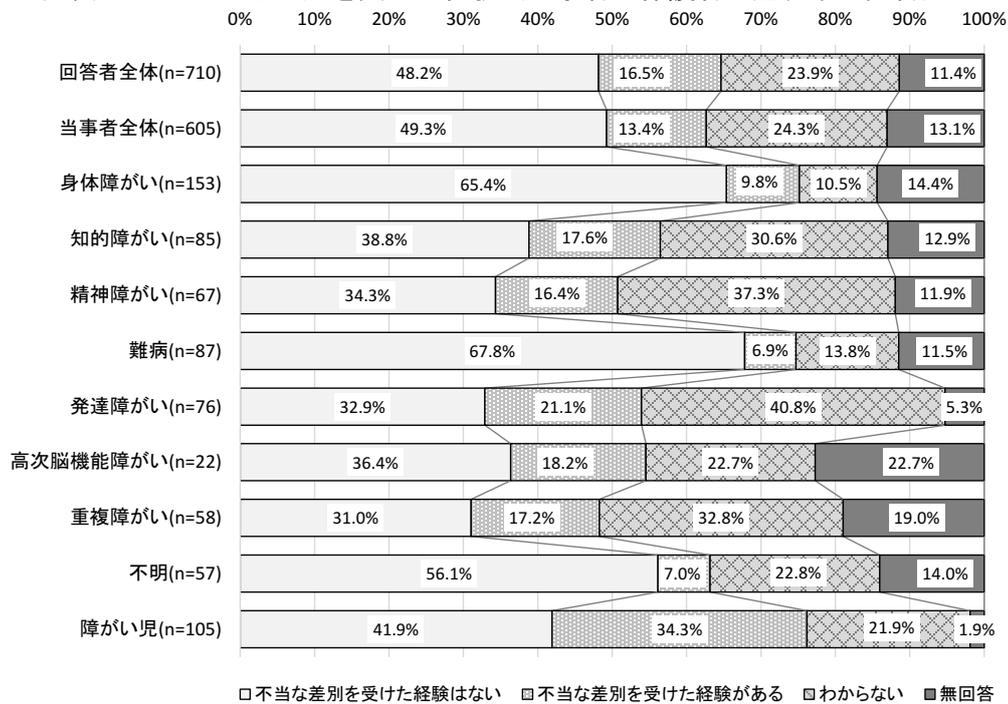
出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 障がいのある人の意思を尊重し、自らの判断や決定を支援する取組が必要です
- 聞き取り調査では、障がい福祉サービスの利用に際して、当事者の希望や意向と、家族の希望や意向が相反している場合の対応が難しいという意見が聞かれました。
- 事例として、家族が当事者の障がい特性を十分理解していないため、当事者の状況と乖離した希望を持ち、その希望を事業所での対応にも反映するよう求められるケースや、当事者の意思を無視して、保護者の意思のみで事業所に要望を行うケースがあるといった指摘がありました。

課題⑱ 障がいのある人への差別の解消と合理的配慮に向けた取組の必要性

- 行政機関・医療機関・教育機関等における合理的配慮のさらなる推進が必要です
- 障がいがあることで不当な差別を受けた経験についてたずねたところ、「ある」と回答しているのは回答者全体の16.5%となっています。中でも、障がい児では34.3%、発達障がいでは21.1%が「ある」と回答しています。
- 聞き取り調査では、公共の場等でのイベントや大会、講演会において、合理的配慮の提供が不十分である、成人検診や選挙について合理的配慮が不十分である、医療機関における合理的配慮の提供を進めて欲しい、教育の場における差別の解消を進める必要があるといった意見が聞かれました。

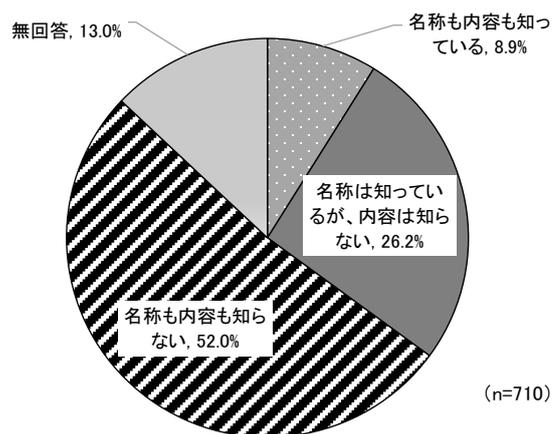
図表 4-30 不当な差別を受けた経験（当事者・保護者共通、単一回答）



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

- 差別解消法について、より一層の周知が必要です
- アンケート調査で、差別解消法について知っているかたずねたところ、回答者全体の 52.0%が「名称も内容も知らない」と回答しています。また、26.2%が「名称は知っているが、内容は知らない」と回答しており、78.2%は差別解消法の内容について知らないという結果となっています。

図表 4-31 差別解消法について知っているか
(当事者・保護者共通、単一回答)



出所：藤沢市「藤沢市障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するアンケート調査」

コラム①：差別解消法の概要および本市の取組について

1. 差別解消法の概要

2016年（平成28年）4月1日に施行された差別解消法では、行政機関や企業等に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービス等の提供を拒否・制限するといった「不当な差別的取扱い」にあたる行為を禁止しています。さらに、障がいのある人やその家族等から何らかの配慮を求められた場合には、行政機関や企業等は、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を除去するための「合理的配慮の提供」を行うことが求められています。なお、行政機関等については「合理的配慮の提供」は義務、企業等の場合は努力義務とされています（図表4-32参照）。

図表 4-32 差別解消法における行政機関等と企業等の役割

	行政機関等	企業等
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務

2. 本市の取組

本市では、差別解消法の施行にあわせて、本市職員が障がいを理由とする差別の解消を推進し、適切に対応するために必要な事項を定めた「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（以下「職員対応要領」）を制定しました。

2016年度（平成28年度）からは、新採用および管理職研修に加え、職員対応要領に基づく研修も開始し、障がいのある人に対し、職員が適切な対応ができるよう意識啓発に取り組んでいます。

また、本市では、地域における障がいを理由とする差別の解消に向け、必要な情報の交換や、相談事例を踏まえた取組に関する協議を実施するため、2016年度（平成28年度）から、「藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置しました。さらに、「心のバリアフリー推進事業」を実施し、障がいへの理解が、市民や市内事業者へ浸透するよう取組を進めています。

第5章 施策の方向性と展開

1. 課題を踏まえた施策の方向性の再設定

前章において、5つの基本目標に沿って本市障がい者施策の課題の整理を行った上で、18の課題を設定しました。

これらの課題の解決に向けて、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」等での審議や庁内各課が実施している現計画における取組の評価、今後の施策の必要性等についての検討を踏まえ、「『きらり ふじさわ』中間見直し」における施策の方向性、施策の展開を次ページの体系図のように再設定しました。

図表 5-1 施策の体系図（中間見直し後）

基本理念

お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ
すべての人が、障がいの有無にかかわらず、

目指す社会像

一人ひとりが地域の中で
生きがいをもって
生活できる社会づくり

一人ひとりが地域の中で
共に支え合える
社会づくり

一人ひとりが地域の中で
安心して生活できる
社会づくり

基本目標

1. 一人ひとりの障がいの
状態や生活状況に
応じた支援の充実

2. 障がいのある人と
その家族を地域の中で
支える仕組みの充実

3. 障がい福祉施策の充実に
向けた基盤整備と人材
育成の推進

4. 安心して生活するための
保健医療の体制や災害・
緊急時支援の充実

5. 一人ひとりの尊厳が
守られる社会づくりの
推進

施策の方向性（中間見直し後）

施策の展開（中間見直し後）



注. ◎は中間見直しで新たに追記した施策の方向性、施策の展開を指します。
○は現計画の施策体系から変更した施策の方向性、施策の展開を指します。

2. 基本目標ごとの施策の方向性および施策の展開

基本目標 1「一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実」に対応する施策

施策の方向性（1）障がい児の支援体制の充実（新）

- 障がい児に対して、すこやかな育ちに必要な支援を確実に提供する体制を整備するように努めます。
- また、障がい児の保護者に対する支援や障がい特性の理解の促進を図ります。

【施策の展開】

- 障がいの早期発見・療育のための支援体制の充実
 - ・ 障がいの早期発見等に努め、必要な時期に適切な支援が提供できるように、医療機関や療育機関、教育機関等の連携を継続していきます。
 - ・ 乳幼児や保護者に対する、様々な視点を踏まえたサポート体制の充実を図ります。
 - ・ 障がい児支援サービスの質の向上に取り組み、子どもの療育の機会の充実に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
1	乳幼児健診・健診フォロー（経過検診療養生活相談、心理相談経過観察、親子教室）	乳幼児健診等により、保護者が子どもの発育や発達上の課題に気づき、当該課題に対する理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援を行います。	子ども健康課
2	未熟児・慢性疾患児保健指導事業	未熟児や疾病・障がいのある子どもやその子どもの保護者が安心して生活できるよう、家庭訪問による保健指導や療養生活相談、保護者間の情報交換ができる場の提供を行います。	子ども健康課
3	子どもサポートファイルの活用	障がいのある子どもや特別な支援を必要としている子どもが、ライフステージの各段階に応じた一貫した支援が受けられるよう、支援に必要な情報を関係機関と保護者が共有し、連携を図るための「子どもサポートファイル」の活用を推進します。	子ども家庭課
4 (変更)	成長に応じた発達支援の充実	発達に特別な支援が必要な未就学児および就学児に対し、成長に応じた課題について関係機関で連携し、移行期の支援の充実を図ります。	障がい福祉課 教育指導課 子ども家庭課
5	障がい児支援サービスの充実	専門的な療育支援が必要な未就学児および就学児に対し、必要な支援が受けられるよう、制度や事業者等の情報提供、および必要とされる障がい児支援サービスの充実を図ります。	障がい福祉課 子ども家庭課

- 乳幼児期における発育・発達支援体制の充実
 - ・ 保護者に対して子どもの障がいに関する知識や情報の提供を行い、子どもの発達に関する理解を深める機会の充実を図ります。
 - ・ 支援が必要な子どもとその保護者に対して、子育てや障がいにかかる関係各課・関係機関の連携を通して、切れ目のない支援を行う体制の強化を図ります。
 - ・ 乳児期と就学期の間の時期における、障がい児と保護者への支援の充実に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
6 (変更)	子ども成長記録ツールの提供	保護者が子どもの成長を確認したり、育児について考える機会を促すとともに、乳児期からの成長過程を記録・保管したり、また支援が必要になった時に利用するためのツールを提供し、障がいの早期発見等を図ります。	子ども家庭課
7	子ども発達相談	発達に心配のある未就学の子どもに関する相談や評価、経過観察および個別指導等を行い、支援の充実を図るとともに、幼稚園・保育園等と連携した支援を行っていきます。	子ども家庭課
8	就学相談	就学にあたり心配のある子どもの保護者を対象に、特別支援学級や特別支援学校、通級指導教室等の情報提供や入学後の支援について相談対応を行います。	教育指導課
9	幼稚園・保育園と小学校の連携強化	園児が就学するにあたり、保育園や幼稚園から在園時の子どもの様子や関わりの経過等についての情報を提供し、就学先での生活や学びへの支援が効果的に行われるような体制の整備を進めていきます。	保育課
10	特別支援保育の充実	法人立保育園や幼稚園等に在園する障がい児等が、集団の中で手厚い保育が受けられる特別支援保育を充実していきます。	子ども家庭課

- 学齢期における教育等支援体制の充実
 - ・ 子どもの状況に応じた教育環境の整備に取り組むほか、就学前から就学後まで、それぞれの状況に応じた支援の充実に努めます。
 - ・ 放課後等における子どもの居場所の充実に努めます。
 - ・ 「障がい児」から「障がい者」への制度上の移行期において、「障がい児」の関係機関（子ども家庭課、学校、障がい児相談支援事業所等）と「障がい者」の関係機関（障がい福祉課、障がい者相談支援事業所等）の連携、必要に応じたケア会議の開催、障がい福祉サービスの提供の継続、相談支援体制の充実を通じ、切れ目のない支援に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
11	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた教育の場を整え、その持てる力を伸ばし、学習上または生活上の困難を緩和・克服するための教育支援を行うことにより多様な教育活動を推進します。その一環として、通級指導教室・特別支援学級・白浜養護学校の運営および介助員および学校看護介助員の派遣事業を行っていきます。	教育指導課
12	職場実習の場の提供	特別支援学校高等部の生徒等を対象に、職場体験を通じ働くことへのイメージを持ってもらうこと、および職業準備性を高めることを目的に、市役所で職場実習を受け入れます。	産業労働課
13	進路業務連絡会	卒業後の進路先の調整等を目的として、障がい福祉課、教育機関、障がい福祉サービス提供事業所が連携し、生徒の施設利用意向や事業所の受け入れ状況等について情報交換や課題の協議・検討を行います。	障がい福祉課
14	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、保護者が就労等の理由により不在となる児童の健全育成と、保護者の就労支援・子育て支援を目的として、障がいのある児童も含め、入所資格要件を満たしている児童について居場所・生活の場を提供します。介助を必要とする児童の受け入れについては、介助員の配置等体制面の検討を行うとともに、放課後児童クラブの整備計画に基づき、既存施設の拡充や新設などの際には、施設のバリアフリー化等、ハード面の整備についても進めていきます。	青少年課

- 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実（新）
 - ・ 医療的ケアが必要な子どもとその保護者に対する支援の充実を図るため、医療・福祉等の専門職の連携による包括的な支援体制の整備や、関係機関同士の連携強化による環境整備に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
15 (新)	小児在宅療養支援の充実に向けた協議	藤沢市母子保健推進協議会専門部会「小児在宅療養支援部会」を通じて、在宅療養における支援の充実、および支援者ネットワークの体制整備と強化を図るための協議を行います。	子ども健康課
16 (新)	医療的ケアに対応した障がい児支援の充実	医療的ケアが必要な未就学児および就学児に対し、必要に応じた支援を受けられるよう関係機関が協議し、支援体制の整備に努めます。	障がい福祉課 子ども家庭課
17	看護師の配置に対する支援	短期入所や放課後等デイサービス等の事業所が、看護師を配置した場合に助成を行い、医療的ケアが必要な人でも、福祉サービスが利用できるような支援の充実を図ります。	障がい福祉課

施策の方向性（2）障がいのある人の就労支援体制の充実

- 企業の障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのある人の雇用を促進し、障がいのある人の働く場の充実を図ります。
- 就労意欲のある、障がいのある人が、自らの希望に沿って円滑に就職し、定着できるように支援する、体制や取組の充実を図ります。

【施策の展開】

- 障がいのある人の雇用促進に関する普及・啓発活動の充実
 - ・ 企業等における障がい特性等の理解を進めるとともに、関係機関との連携を図り、障がいのある人の雇用の促進に関する普及・啓発活動の充実を図ります。
 - ・ 障がいのある人の雇用の場の充実に向けて、企業に対して雇用促進のための各種制度の周知を進めます。また、障がいのある人の安定的な雇用や福祉的就労の促進を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨に則した優先調達の取組を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
18	藤沢市障がい者雇用推進庁内会議	庁内の関係各課で組織した会議において、障がい者雇用の理解促進、庁内の障がい者雇用の推進を図り、市内の障がい者雇用促進につなげるための検討を行います。	産業労働課
19	障がい者合同面接会	障がいのある人の雇用を希望する事業主と、就職を希望する障がいのある人との出会いの場として、藤沢・戸塚両公共職業安定所との共催により、「障がい者合同面接会」を実施します。	産業労働課
20	事業所訪問・見学会	障がいのある人の雇用促進を目的に、法定雇用率未達成企業を訪問し、現状の把握と制度周知を図ります。また、人事や採用担当者を対象に障がい者を雇用している事業所への見学会を開催し、具体的な雇用への理解を深めます。	産業労働課
21	啓発事業の実施	障がい者の雇用促進を図るため、市内事業所や市民に向けた講演会の開催等、啓発事業を実施します。	産業労働課
22	庁内障がい者雇用の推進	障がいのある人が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、庁内障がい者雇用を推進します。	職員課
23	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	障がい者就労施設等が供給する物品等の需要拡大を図り、就労する障がい者の経済的な自立の促進に寄与することを目的に、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。	庁内全課

● 障がい者就労支援事業の充実

- ・ 障がいのある人の社会的、経済的自立の実現を目的に、自らの希望に沿って円滑に就職し、定着できるように、関係機関と連携し、支援する体制や取組の充実を図ります。また、就労支援について専門的な知識を有する人材の養成に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
24 (新)	障がいのある人への就農支援	農業従事者と、障がい福祉サービス事業者等の連携を強化し、障がいのある人の社会参加に対し、農業がその受け皿となるような仕組みを構築します。	障がい福祉課 農業水産課
25	就労援助センターへの運営費助成	障がいのある人の就労の場の確保、職場定着の支援を行う就労援助センターの運営を支援します。	障がい福祉課
26	就労等基盤整備推進事業 (神奈川県障害者地域生活サポート事業)	職場実習および職場定着への支援を行うことにより、就労の促進を図ります。	障がい福祉課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
27	就労支援ネットワークによる取組	就労を希望している障がいのある人に対して、その人の状況に応じた支援ができるよう、湘南東部障害保健福祉圏域で就労支援のネットワークを整備して、就労支援に関する情報交換や必要な検討を行います。	産業労働課

施策の方向性（3）障がいのある人の高齢化に対応した施策の充実（新）

- 障がいのある人の高齢化に対応し、65歳以降も安心して使い慣れたサービスが受けられるような仕組みづくりや、利用者の高齢化に対応したサービス提供体制の整備に努めます。

【施策の展開】

- 障がい福祉と高齢者福祉との連携（新）
 - ・ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行期において、関係機関の連携、状況に応じた介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給、相談支援体制の充実により、切れ目のない支援を行います。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
28	介護保険制度対象者の障がい特性に応じた障がい福祉サービス	介護保険制度の対象者となる場合であっても、障がいにより日常生活に困難をきたす場合には、障がい特性に応じたサービスの利用ができるよう関係機関等との調整を行い、障がい福祉サービスの支給決定をしていきます。	障がい福祉課
29 (新)	共生型サービス	障がいのある人と高齢者が同一の事業所でサービスを受けられるよう、障がい福祉サービスと介護保険サービスの一体的な提供を目的とした共生型サービスの充実に努めます。	障がい福祉課 介護保険課

- 高齢の障がいのある人への支援体制の充実
 - ・ 地域における福祉や医療等の関係者のネットワークを通じて、様々なサービスの情報提供や相談対応を行うとともに、高齢の障がいのある人に対応したサービス提供体制を整備し、高齢の障がいのある人が地域で安心かつ継続的に生活できるような支援に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
30	介護保険事業	日常生活の自立度や介護が必要な状態に応じた、適切な介護保険サービスが提供されるよう、必要に応じて障がい福祉制度と調整を図ります。	介護保険課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
31	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)の設置・運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等を配置し、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、様々な方面から高齢者等を支援します。	地域包括ケアシステム推進室
32	給食サービス	ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯ならびに重度の心身障がい者世帯のうち、食の確保が困難な高齢者に対して給食サービスを実施します。	地域包括ケアシステム推進室
33	老人福祉施設の整備	介護老人福祉施設や介護老人保健施設を整備する社会福祉法人等に建設費の助成を行います。	介護保険課
34	ケアマネジメントリーダー事業	ケアマネジメントリーダーがケアマネジャーに対し、制度やサービスの活用方法に関する情報や、支援のあり方について助言や指導を行い、支援者のスキルアップを目指した支援の充実を図ります。	介護保険課

コラム②：改正総合支援法における高齢障がい者に関連する制度について

2018年(平成30年)4月に施行される改正総合支援法には、高齢障がい者の円滑な福祉サービスの利用に向けた施策が盛り込まれています。

1. 共生型サービスの新設

2018年度(平成30年度)より、「共生型サービス」が新設されます。共生型サービスとは、介護保険サービスと障がい福祉サービスが同一の事業所で一体的に提供され、高齢者も障がいのある人も利用できる福祉サービスのことです。共生型サービスの導入により、障がいのある人が65歳に達した後も、これまで利用してきた馴染みのある事業所において、引き続きサービスを利用しやすくなります。

2. 介護保険サービスの自己負担額の軽減

障がいのある人が65歳に達した場合、介護保険サービスの利用を優先する原則があります。そのため、高齢障がい者の介護保険サービスへの移行において、サービス利用にかかる費用の自己負担が新たに生じる状況がみられています。こうした課題を受けて、2018年度(平成30年度)より、障がい福祉サービスを利用してきた人が一定の条件を満たす場合、障がい福祉制度により、介護保険サービスの自己負担額を軽減(償還)する仕組みが導入されます。

施策の方向性（４）さらに取組が必要な障がいに対する支援の充実

- 精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がい、難病等、さらに取組が必要な障がいについて、各障がいの特性に関する理解を促進するとともに、支援体制・支援内容の充実に努めます。
- すべての障がいに対して、ニーズに則したサービスを提供できるよう必要な体制の充実に努めます。

【施策の展開】

- 発達障がいのある人への支援体制の充実（変更）
 - ・ 発達障がいのある人や、その疑いのある人に対して、専門職による本人の行動面に対する心理的なアプローチを含めた、専門性の高い支援を提供する体制の整備を推進します。
 - ・ 重度の知的障がいや強度行動障がいを伴う発達障がいのある人への支援体制の充実に努めます。
 - ・ 神奈川県や湘南東部圏域の専門機関および市内の発達障がいを対象とする相談支援事業所との連携を図り、協議を進める中で、相談支援やサービス提供体制等のさらなる充実に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
35	発達障がい等普及・啓発事業の実施	発達障がい等について、保護者や支援者に対し、障がいに対する理解を深め、よりよい支援を実現するため、各種啓発事業を開催します。	子ども家庭課
36	発達障がいのある人への支援体制の充実	発達障がいのある人への相談支援、および日中活動支援を実施するとともに、神奈川県発達障害支援センター等と連携を図りながら、必要とされる支援を実施します。また、重度の知的障がいや強度行動障がいを伴う発達障がいのある人への支援体制を整備します。	障がい福祉課

- 高次脳機能障がいのある人・難病のある人への支援体制の充実（変更）
 - ・ 福祉制度の狭間にある高次脳機能障がいのある人や、難病のある人への理解を促進すべく、普及・啓発の機会の充実に努めます。
 - ・ 高次脳機能障がいに関する神奈川県の専門機関や担当部署、相談支援事業所との連携を図り、相談支援やサービス提供体制等のさらなる充実に努めます。
 - ・ 難病のある人が必要な相談支援やサービス等を利用できるよう、医療・保健・福祉・雇用の関係機関が連携し、支援体制の充実に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
37	高次脳機能障がいのある人への支援体制の充実	高次脳機能障がいのある人への相談支援、および日中活動支援を実施するとともに、神奈川県リハビリテーション支援センター等と連携を図りながら、必要とされる支援の充実に努めます。	障がい福祉課
38	難病講演会	難病のある人、家族および関心のある人を対象に難病に関する正しい知識と理解を深めるための講演会を開催します。	保健予防課
39	難病のある人等の療養生活の相談（訪問）	難病のある人やその家族からの医療・福祉制度や療養生活に関する相談への対応や各種関係機関との連絡調整等の取組について、より一層の充実に努めます。	保健予防課
40	難病リハビリ教室	神経難病のある人・家族を対象に、残存機能を維持し、少しでも生活しやすくするため、自宅でできるリハビリテーションの教室を開催します。	保健予防課
41	難病のある人・家族会の支援	地域において自主的に活動を行っている難病のある人や家族等による団体を支援する取組について、より一層の充実に努めます。	保健予防課
42 (新)	藤沢市難病対策地域協議会の運営	地域における難病のある人への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	保健予防課
43	難病のある人に対する障がい福祉サービス	総合支援法の対象となっている難病のある人に対し、必要に応じて制度のご案内および支給決定を行います。	障がい福祉課
44	難病のある人に対する日常生活用具の給付	難病のある人が日常生活を送る上で必要な生活用具等の給付を行います。	障がい福祉課

- 精神障がいのある人への支援体制の充実
 - ・ 精神障がいのある人に関する理解を促進すべく、市民に対する普及・啓発の機会の充実に努めます。
 - ・ 精神障がいのある人の医療機関からの退院促進と地域生活への移行や定着をより円滑に進め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進を図ります。また、精神保健福祉関係者の連携強化等の取組を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
45	精神保健福祉公開講座	精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を目的として、精神保健福祉公開講座を開催します。	障がい福祉課 保健予防課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
46	精神障がい者 地域生活支援事業	精神障がいがある人の精神科医療機関からの退院(地域移行)の準備として、グループホームでの宿泊や居宅介護の利用体験の機会を提供します。また、安心して希望する地域で暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して支援するとともに、精神保健福祉に関する普及啓発を行います。	保健予防課
47	在宅精神障がい者 への相談支援体制 の充実	「在宅障がい者緊急通報システム事業」(神奈川県障害者地域生活サポート事業)について、事業実施を検討する事業者に対し、必要に応じて情報提供を行い、事業実施に向けた支援を行います。また、受診や生活面に関する相談「精神保健福祉相談」(保健予防課)、福祉サービスに関する相談(障がい福祉課)を実施し、閉庁時の相談として24時間365日対応の「ふじさわ安心ダイヤル24」(地域保健課)や神奈川県「こころの電話相談」(平日午後9時まで)を周知します。	障がい福祉課 保健予防課

- 重度障がいのある人への支援体制の充実
 - ・ 日常的に支援が必要な重度障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要なサービスが提供できる体制の整備を図ります。
 - ・ 重度障がいがあり、医療的ケアが必要な人が、安心して生活ができるよう、入所施設の整備等の福祉サービスの充実に向けた支援基盤の整備を引き続き進めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
48	重度障がいのある 人の障がい福祉サ ービスの充実	在宅で生活する重度障がいのある人を支援するため、短期入所、生活介護等の福祉サービス提供基盤の充実に努めます。	障がい福祉課
49	湘南東部あんしん ネット (障がい福祉サ ービス等地域拠点事 業所配置事業)	在宅の重度障がいのある人や高次脳機能障がいのある人等に対し、障がい特性により支援が必要な場合等において、短期入所拠点事業所配置事業を実施します。	障がい福祉課
50	重症心身障がい児 者の入所施設の整 備	重症心身障がい児者への支援のため関係機関と協議して、湘南東部障害保健福祉圏域への入所施設の誘致に積極的に努めます。	障がい福祉課
51	グループホーム 介護支援事業 (神奈川県障害者地域生 活サポート事業)	グループホームに入居している重度障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、基準以上の職員配置をしている事業者へ助成を行います。	障がい福祉課
52	重度重複障がい者 個別支援事業 (神奈川県障害者 地域生活サポート 事業)	重度重複障がいのある人が通所施設において、個々の障がいに適した支援を受けられるよう、重度重複障がいのある人の受け入れをしている事業者へ助成を行います。	障がい福祉課

基本目標 2 「障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実」に対応する施策

施策の方向性（1）相談支援体制の拡充

- 障がいに関する相談窓口の充実を図り、関係機関が連携して、障がいのある人が身近な場所で必要な情報や支援を得られる、専門的かつワンストップの相談支援体制の構築を目指します。
- 計画相談支援の担い手が不足している状況を踏まえ、必要とする人に計画相談支援を提供できるような体制の整備を図ります。

【施策の展開】

- 相談支援体制の充実
 - ・ 多様な相談ニーズに対応するため、障がいにかかる相談窓口の充実を図り、支援を必要とする人がワンストップで相談できる環境の整備を図ります。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
53 (変更)	福祉保健総合相談	福祉総合相談支援センターおよび北部福祉総合相談室、ならびに地区福祉窓口において、福祉・保健に関する相談に対応するとともに、サービス利用等に関する情報提供を行います。	地域包括ケアシステム推進室
54 (変更)	生活困窮者自立支援事業	「バックアップふじさわ」「バックアップふじさわ社協」において、経済的支援を含めた様々な困り事に対し、課題を抱える本人に伴走し、包括的な支援を実施します。また、地域の中で様々な機関・団体と連携して相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を進めていきます。	地域包括ケアシステム推進室
55	精神保健福祉相談	精神疾患および軽度認知障がいの早期発見・治療の必要性、家族等の対応方法等について、精神科嘱託医および職員による助言等を行います。	保健予防課
56	計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進	相談支援専門員と連携し、障がいのある人の思いや希望を大切にされた相談支援の実現のため、計画相談支援・障がい児相談支援事業の拡大および質の確保に取り組みます。	障がい福祉課
57	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	障がいのある人が地域で生活することを支援するために、一般住宅への入居支援や関係機関との連絡調整等を行う相談支援事業を実施します。	障がい福祉課
58	障がい者等生活改善相談事業	理学療法士が、障がいのある人とその家族からの自助具・福祉用具等の使い方や家屋等の改修等に関する相談に対応します。	障がい福祉課

- 相談支援ネットワークの整備
 - ・ 障がいのある人を支援する関係機関間の情報共有等を進め、個々の相談ニーズに応じた支援が行えるような体制の充実を推進します。また、相談支援事業所間のネットワークを構築し、相談支援専門員相互の連携や情報の共有を促進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
59	相談支援体制等の整備	障がいのある人や、その家族等が身近な場所で相談ができるよう、障がい者総合支援協議会を通して、必要とされる相談支援体制、および連携等について協議検討し、相談支援体制等の整備を進めます。	障がい福祉課
60	相談支援ネットワークの強化	基幹相談支援センターの機能を活かし、障がい福祉関係事業者のほか、障がいのある人を支援する関係機関等の連携強化に努めます。	障がい福祉課

施策の方向性（2）障がいのある人の社会活動支援

- 障がいのある人が進んで社会活動や余暇活動ができるよう、引き続き必要な支援体制の充実や拠点・環境の整備を行います。

【施策の展開】

- 障がいのある人の社会活動を支援する体制の充実
 - ・ 本市の施策や事業を展開する際に、障がいのある人の意見を反映できるような仕組みを構築します。
 - ・ 障がいのある人の社会活動や余暇活動の促進に向けて、行動を支援する介助者の確保や、活動の拠点となる場の整備、交流する機会の提供等を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
61	障がい者総合支援協議会への当事者の参画	障がい福祉にかかる地域課題の検証や必要な支援のあり方、施策の方向性等について協議・検討を行う場に障がいのある人の参画を進め、当事者の意見を反映できる仕組みづくりを推進します。	障がい福祉課
62	生涯学習事業等への障がい者の参画	障がいのある人を対象とした文化・スポーツ等の事業を実施するとともに、障がい者のニーズに応じた企画ができるよう、事業参加者等から、意見・要望等の集約を行います。	生涯学習総務課
63	障がい者スポーツ団体の組織化に向けた調整・支援	障がいのある人のスポーツ環境を充実するため、本市の実情に合わせたあり方を研究・検討するとともに、レクリエーション活動も含めた調整・支援を進めます。	スポーツ推進課 障がい福祉課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
64	湘南地区障害者卓球大会の実施	障がいのある人同士の親睦を深め、友好の輪を広げることを目的に、湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会、茅ヶ崎市、寒川町との共催で卓球大会を実施します。	産業労働課
65	地域情報サイト活性化事業	藤沢市における地域の魅力や市民生活に役立つ情報等の発信を推進するため、地域ポータルサイトの拡充ならびに市民ボランティア等人材の育成を NPO 主体で実施します。	IT 推進課
66	障がいのある人のスポーツ活動の場の確保	障がいのある人とその関係団体がスポーツ活動を通して健康の維持・増進や交流を図るための施設として、太陽の家体育館や、スポーツ施設の環境を整備し、障がいのある人のスポーツ活動の場の確保に努めます。	スポーツ推進課 障がい福祉課
67	通所体験事業 (神奈川県障害者地域生活サポート事業)	障がいのある人が自分に適した日中活動の場を見つけるためにサービスの体験利用を行う際に、体験利用を受け入れる事業者に対して、支援に要する費用の助成を行います。	障がい福祉課
68	障がい者施設等通所交通費助成	市内に住所を有している障がいのある人等に対して、地域活動支援センター、生活介護、就労移行支援および就労継続支援等の社会福祉施設等へ通所するための交通費を助成します。	障がい福祉課
69	障がいのある人の働く機会の提供	市役所のロビー等の公共施設を活用して、障がいのある人の就労に向けた活動の場を提供できるよう支援を行います。	障がい福祉課 産業労働課
70	福祉手当の支給	障がいのある人に対する経済的な負担軽減を図り、地域で自立した生活を営むことができるよう経済的支援を行います。	障がい福祉課
71	障がいのある人や家族等の活動拠点整備	障がいのある人やその家族、障がい者団体等がお互いに情報を共有したり、ピアサポート等の支え合い活動等を行うことのできる場について整備を進めます。また、整備にあたっては、より地域の実情にあった活動拠点となるよう、障がい者団体等と協議を行います。	障がい福祉課
72 (変更)	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備	2020 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運を捉え、障がいの有無に関わらず、すべての市民がいきいきと暮らすことができるよう、市民協働組織「未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会」を中心に大会の開催準備の取組を進めていきます。	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室
73 (新)	文化芸術活動の充実	子どもや高齢者、障がいのある人等が、身近に文化芸術に触れる機会の提供を図ります。	文化芸術課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
74	障がい者等福祉タクシー助成事業	障がいのある人の地域生活の充実を図るために、福祉タクシー券を交付し、障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進します。	障がい福祉課

施策の方向性（3）障がいのある人の家族等に対する支援

- 障がいのある人の主な支援者である家族等に対して、福祉サービスの充実等を通じ、精神的・肉体的負担の軽減に努めます。
- また、障がいのある人の家族が、介護をしながら就労し続けるために必要な支援を行う体制の整備を図ります。

【施策の展開】

- 障がいのある人の家族等に対する負担軽減に向けた支援の充実
 - ・ 家族の負担軽減を目指し、レスパイトの機会の確保⁽¹²⁾や介護と就労の両立推進に向けた取組を推進します。
 - ・ 障がいのある人の家族等が、同じ境遇にある人々と日常生活上の悩みや将来に対する不安等を共有し、自身の精神的な負担の軽減を図り、また、障がいのある人を支援する上での有益な情報・助言が得られるような活動を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
75	家族のレスパイトの機会の確保（短期入所・日中一時支援・移動支援等の充実）	障がいのある人の介護を行う家族等が、必要に応じて休息を取ることができる環境の整備等を目指し、短期入所や日中一時支援の利用促進を図ります。また、通所・通学等にかかる、家族等の送迎負担の軽減を図るため、移動支援等のサービスの利用を推進します。	障がい福祉課
76	施設送迎促進事業	重度の障がいのある人が安心して在宅で暮らせるよう、障がい福祉サービス提供事業者の車両による通所送迎にかかる費用を助成します。	障がい福祉課
77	心身障がい者介護手当支給事業	重度の障がいのある人を介護している家族等に対して、介護手当を支給し、介護者の精神的・経済的な軽減を図ります。	障がい福祉課
78	特別児童扶養手当の支給申請受付	神奈川県の実業の受託業務として、特別児童扶養手当の支給申請受付事務を行い、障がいのある児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課
79	家族教室・家族相談の実施	精神障がい者の家族等を対象に、精神疾患や病気に起因する生活障がいに関する正しい知識、当事者への接し方、利用可能な障がい福祉サービス等に関する理解を深めるため、家族教室等を実施します。	保健予防課

(12) 高齢者福祉の分野においても、介護者（ケアラー）に対するレスパイトの機会の確保への支援の重要性が指摘されています。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
80	障がいのある人や家族等の活動拠点整備（再掲）	障がいのある人やその家族、障がい者団体等がお互いに情報を共有したり、ピアサポート等の支え合い活動等を行うことのできる場について整備を進めます。また、整備にあたっては、より地域の実情にあった活動拠点となるよう、障がい者団体等と協議を行います。	障がい福祉課
81	ごみの一声ふれあい収集	ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く）・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で、ボランティア等の協力が得られないひとり暮らしの高齢者・障がい者世帯等を対象に、市職員が玄関先から一声、声をかけて収集します。	環境事業センター（南部収集事務所）

施策の方向性（４）障がい者団体等への支援

- 障がい者団体等に対して、活動が円滑に行えるよう、活動の場の確保等のサポートを進めます。
- 障がいのある人の互助の場である障がい者団体等への参加促進に向けて、情報が必要とする人に届くように、障がい者団体の活動内容の周知に努めます。

【施策の展開】

- 障がい者団体等の活動促進に向けた支援の充実
 - ・ 障がい者団体等の活動を促進するため、団体の活動拠点の整備を進めます。
 - ・ 障がいのある人やその家族が、障がい者団体等に関する情報を入手し、日常生活上の悩み等に関するピアサポートが受けられるよう、障がい者団体等の活動内容の周知に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
82	障がい者団体等の紹介	障がい者福祉の手引きや身体障がい者手帳説明会等をとおして、本市にある障がい者団体の主な事業等を紹介します。	障がい福祉課
83	障がいのある人や家族等の活動拠点整備（再掲）	障がいのある人やその家族、障がい者団体等がお互いに情報を共有したり、ピアサポート等の支え合い活動等を行うことのできる場について整備を進めます。また、整備にあたっては、より地域の実情にあった活動拠点となるよう、障がい者団体等と協議を行います。	障がい福祉課
84	障がい者団体への啓発活動の推進	障がい者団体等が主催する研修会等に、障がい福祉課の職員を派遣し、新たな制度等の周知活動に取り組みます。	障がい福祉課

基本目標 3「障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進」に対応する施策

施策の方向性（1）必要とされている社会資源の確保への取組

- 障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、国の指針等に基づき、各種サービスの提供体制の拡充に向けた調整や取組を実施します。
- 市内の社会資源が不足している現状を踏まえ、障がい福祉サービス提供事業所や障がいのある人の進路・居場所、医療機関等の拡充に努めます。

【施策の展開】

- 障がい福祉サービスの充実
 - ・ 障がいのある人が、地域で生活する上で必要なサービスを利用できるよう、社会資源の拡充や円滑なサービス提供体制の構築に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
85	障がい者施設整備支援事業	障がいのある人がそれぞれの地域の中で必要なサービスを利用でき、安心していきいきと暮らせるよう、社会福祉法人が行う福祉施設の整備に対して助成を行い、施設整備を支援します。	障がい福祉課
86	障がい児支援サービスの充実（再掲）	専門的な療育支援が必要な未就学児および就学児に対し、必要な支援が受けられるよう、制度や事業者等の情報提供、および必要とされる障がい児支援サービスの充実を図ります。	障がい福祉課 子ども家庭課
87	グループホーム家賃助成	グループホームの入居者に対し、経済的な負担の軽減を図るために家賃の一部を助成します。	障がい福祉課
88	グループホーム設置助成	グループホームの設置を推進するため、新規開設に必要な費用の一部を助成します。	障がい福祉課
89	太陽の家整備事業	老朽化が進む「太陽の家」（心身障がい者福祉センター）について、藤沢市公共施設再整備プランに基づき検討を行います。	障がい福祉課

- 地域生活支援事業の充実
 - ・ 地域生活支援事業として位置付けられるサービスについて、障がいのある人のニーズに対応できるよう、各種調整やサービスの確保に向けた取組を行います。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
90	地域生活支援事業	障がいのある人の生活を支える地域生活支援事業について、地域の実情とニーズに応じたサービスの提供ができるよう支援体制の整備を推進します。	障がい福祉課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
91	地域活動支援センター助成事業	地域活動支援センターに対し、運営費等の助成を行い、障がいのある人の生産活動機会の提供と社会参加を促進します。	障がい福祉課
92	神奈川県地域生活支援事業の有効活用	障がいのある人の生活を支援する専門性の高い事業については、県が実施する地域生活支援事業を有効に活用していきます。	障がい福祉課

- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の整備（新）
 - ・ 施設入所や入院などをしていただ方の地域への移行・定着に向け、福祉サービスの適切な提供体制や、地域社会での見守り体制の整備を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
93	精神障がい者地域生活支援事業（再掲）	精神障がいがある人の精神科医療機関からの退院（地域移行）の準備として、グループホームでの宿泊や居宅介護の利用体験の機会を提供します。また、安心して希望する地域で暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して支援するとともに、精神保健福祉に関する普及啓発を行います。	保健予防課
94	地域移行支援・地域定着支援の推進	障がい者支援施設等および精神科病院等に入所、入院している人の地域生活実現のため、関係機関との連携強化および制度理解を進め、地域移行支援・地域定着支援を推進します。	障がい福祉課

施策の方向性（2）支援者間の連携・協働体制の強化

- 障がいのある人へより充実した支援が提供できるよう、行政機関・教育機関・医療機関・福祉関係機関・保護者等の支援者間の連携や関係機関による協働体制の強化を推進します。

【施策の展開】

- 関係機関が連携した支援体制の充実
 - ・ 行政機関・教育機関・医療機関・福祉関係機関・保護者等の支援者同士が情報交換や情報共有を行い、連携を図りながら、障がいのある人が地域で生活できるよう、適切な支援が行える体制の整備を推進します。
 - ・ 支援者が、障がいに関する知識や地域での課題等について、理解を深められるような支援を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
95	障がい者総合支援協議会の効果的な運用	総合支援協議会や各専門部会を通して、各機関の役割や課題等について情報の共有を図り、関係機関の連携の構築に向けて取り組みます。	障がい福祉課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
96	地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、地域包括支援センターや介護支援専門員の介護予防ケアマネジメント支援等を通じて、高齢者の自立支援を促します。	地域包括ケアシステム推進室

施策の方向性（3）人材の確保と育成

- 障がいのある人が質の高い福祉サービスを利用できるよう、サービスを提供する事業者に対する人材の確保および育成に関する支援を実施します。

【施策の展開】

- 専門性の高い人材の確保・育成
 - ・ 障がい福祉サービス提供事業所の職員や、重症心身障がいのある人や難病のある人を支援する医療職等、障がいのある人に対するサービス提供を担う人材の確保に向けた支援を推進します。
 - ・ サービス提供を担う人材の専門性を高めるため、障がいに関する専門的な知識や技術等を習得できる研修プログラムを、計画的に実施する仕組みを構築します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
97	幼稚園・保育園等職員への育成支援	発達障がい児等への適切な支援のため、幼稚園・保育園等の施設内で発達支援コーディネーターの役割を果たす人材の育成や、障がい児支援の専門家による施設への巡回を行い、支援者のスキルアップを目指した支援の充実を図ります。	子ども家庭課
98	福祉人材等の処遇改善等についての国・神奈川県への要望	福祉・介護人材の処遇の改善や計画的な育成について、必要に応じて国や神奈川県に要望していきます。	障がい福祉課
99	介護職員初任者研修受講料助成事業	介護職員初任者研修を受講し、市内の福祉・介護事業所に一定期間以上勤務した人に対し、研修受講料を補助することで、新たなヘルパーの確保を目指します。	介護保険課
100	特別養護老人ホーム等人材育成定着事業	市内の特別養護老人ホーム等で働く福祉従事者を対象とした、知識や技術向上および資格取得のための研修参加費用等への助成および介護人材の募集にかかる費用について補助を行います。	介護保険課
101	地域密着型サービス事業所人材育成定着事業	地域密着型サービス事業所に対し、そこに勤務する介護職員の知識や技術向上および資格取得のための研修参加費用等について助成を行います。	介護保険課
102	相談支援従事者の育成	基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員をはじめとする相談支援従事者の育成を目的とした研修会等を実施します。	障がい福祉課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
103	手話奉仕員の養成	市民に手話を広めるとともに、聴覚障がいのある人の意思疎通支援を行える人材の養成に努めます。	障がい福祉課
104 (変更)	福祉人材の確保	障がいのある人を支援する人材を確保するために、介護保険分野等と連携し、多様な方法による取組を実施します。実施にあたっては、藤沢市障がい者総合支援協議会等の協議の場を活用します。	障がい福祉課

- 専門職を側面から支える人材の確保・育成
 - ・ 障がい福祉の専門職を側面から支援するボランティア等を、計画的に確保・育成するための取組を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
105	点訳・音訳等ボランティア講習会	点訳・音訳等のボランティアの育成指導を行うとともに、パソコンサポートボランティア等養成講習会の開催を検討していきます。	総合市民図書館
106	ボランティアの育成と活動支援	藤沢市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成と活動支援に努めます。	福祉健康総務課
107	障がい者スポーツボランティアの養成	障がい者スポーツの特性をよく理解した指導者やボランティア、および多様な障がい者のスポーツ活動を支えるボランティアの養成を行います。	スポーツ推進課
108	民生委員・児童委員の活動の支援	地域福祉の推進役として市民に必要な援助を行い、行政との橋渡し役を務める民生委員・児童委員の活動推進のため、必要な支援を行います。	福祉健康総務課
109	愛の輪福祉基金による活動団体助成	福祉施設や地域福祉活動への支援等を目的として、地域で活動している団体等へ補助を行います。	福祉医療給付課
110	地区ボランティアセンターの運営・設置支援	地域におけるボランティア活動を推進する地区ボランティアセンターの運営・設置に要する経費に対して補助を行います。	地域包括ケアシステム推進室
111	要約筆記体験会の実施	要約筆記体験会を実施し、要約筆記（手書き・パソコン）の手法を広めます。また、体験会参加者に対し、神奈川県で実施している要約筆記講習会の案内を行います。	障がい福祉課

施策の方向性（1）保健・医療体制の充実

- 障がいがあっても、安心して必要な医療や保健指導が受けられる体制の整備を引き続き推進します。
- 医療的ケアが必要な障がいのある人に対する支援の充実に努めます。

【施策の展開】

- 保健・医療体制の充実
 - ・ 入院や通院時における医療費の自己負担分や障がいの原因となっている疾患の治療に対して助成を行うとともに、必要な保健・医療体制の充実に向けた取組を推進します。
 - ・ 障がいのある人が、健康診断や医療の受診がしやすくなるための取組を図ります。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
112	障がい者等医療費助成事業	身体障がい者手帳 1～3 級の人、精神障がい者保健福祉手帳 1,2 級の人、IQ50 以下の人（65 歳以上の場合は身体障がい者手帳 4 級の一部およびねたきりの人）に対し、入院や通院時における医療費の自己負担分を助成します。	福祉医療給付課
113	未熟児養育事業（養育医療の給付）	母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行います。	子育て給付課
114	育成医療	総合支援法の定めに基づき、給付対象となる疾患に罹患している 18 歳未満の児童に早期治療を行い、障がいの除去ないし軽減を図るために必要な医療の給付を行います。	子育て給付課
115	更生医療	指定医療機関において障がいを軽減したり、機能を回復したりするための手術等の医療費を助成します。また、制度の周知を進めます。	障がい福祉課
116	精神通院医療	精神疾患があり、継続的な治療が必要な場合に指定医療機関で治療を受ける際の医療費を助成します。また、制度の周知を進めます。	障がい福祉課
117	障がい者等歯科診療運営事業	一般の歯科医院等では対応が困難な障がいのある人の歯科治療を行う、障がい者等歯科診療所を運営します。	障がい福祉課
118	障がい者施設訪問健診・口腔管理衛生指導事業	障がい者の歯科治療・口腔内の疾病予防を促進するため、障がい者施設を訪問して健診および口腔衛生指導を行います。	障がい福祉課
119	こくほ（特定）健診の負担金の免除	障がい者手帳所持者のうち、年齢等の要件に該当する人について、特定健診にかかる費用を免除します。	保険年金課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
120	がん検診等の一部負担金の免除	身体障がい者手帳等所持者のうち、一定の等級に該当する人について、がん検診等にかかる費用を免除し、受診を促進します。	健康増進課
121	入院時コミュニケーション支援事業	入院時における意思疎通が困難な重度障がいのある人に対し、支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通支援を行います。	障がい福祉課
122	メール 119 および FAX119 システム	障がいがあることで電話による 119 番通報が困難な人に対して、緊急時に迅速かつ適切な救急要請等の対応ができるよう、事業の有効活用と普及啓発を積極的に行っていきます。	警防課
123	ふじさわ安心ダイヤル 24	24 時間 365 日開設の電話による健康相談を実施し、必要に応じ医療機関について情報提供を行います。	地域保健課
124 (変更)	精神科救急医療情報の提供	精神疾患の急激な発症等に対応する医療機関を紹介する「精神科救急医療情報窓口(ソフト救急)」の周知をします。	保健予防課
125	難病のある人等の療養生活の相談(訪問)(再掲)	難病のある人やその家族からの医療・福祉制度や療養生活に関する相談への対応や各種関係機関との連絡調整等の取組について、より一層の充実を図ります。	保健予防課
126	精神保健福祉相談(再掲)	精神疾患および軽度認知障がいの早期発見・治療の必要性、家族等の対応方法等について、精神科嘱託医および職員による助言等を行います。	保健予防課

- サービス提供事業所等での医療的ケア体制の充実
 - ・ 医療的ケアの必要な障がいのある人が、個々の状況に応じた支援を受けながら、障がい福祉サービスを利用できる体制の整備を図ります。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
127	看護師の配置に対する支援(再掲)	短期入所や放課後等デイサービス等の事業所が、看護師を配置した場合に助成を行い、医療的ケアが必要な人でも、福祉サービスが利用できるような支援の充実を図ります。	障がい福祉課
128	医療的ケア訪問支援事業(神奈川県障害者地域生活サポート事業)	施設から地域へ移行した障がいのある人に対し、障がい福祉施設等から看護師が訪問して医療的ケアを行う際の費用を助成します。	障がい福祉課
129	医療的ケア支援事業(神奈川県障害者地域生活サポート事業)	重度重複障がいのある人が通所施設において、個々の障がいに適した医療的ケアを受けられるよう、医療的ケアの必要な重度重複障がいのある人の受け入れをしている事業者へ助成を行います。	障がい福祉課

施策の方向性（２）障がいのある人の防災対策

- 災害時等に障がいのある人の支援が円滑に進むよう、地域の自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。
- 災害発生後の情報提供体制や、避難後の医療や支援へのニーズ対応体制、避難生活における支援体制の整備を推進します。

【施策の展開】

- 災害への事前の備えの充実
 - ・ 日常における災害への備えや災害時における対応方法について、普及・啓発を行います。
 - ・ 地域の自主防災組織に対して避難行動要支援者名簿の活用を促す等、災害時の避難支援の効果を高めるための取組を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
130	防災意識の普及・啓発	避難行動要支援者およびその家族、支援者等に対し、「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」を配布し、防災意識の普及・啓発を継続して実施します。	危機管理課
131	地域における避難行動要支援者避難支援体制の構築	「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいて市内各地区の自主防災組織等へ説明会を行い、地域における避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。	危機管理課
132	藤沢市総合防災訓練等への参加促進	藤沢市総合防災訓練等に障がいのある人が参加できるよう、障がい者団体等に参加の呼びかけを行います。	危機管理課 市民センター 公民館
133	災害救援ボランティアネットワークの整備	平常時から災害救援ボランティアの関係機関・団体との連携を図ると共に、情報交換等を通して、災害時に効果的に災害救援ボランティア活動ができるよう環境条件の整備に努めます。	危機管理課
134	地域防災拠点事業（神奈川県障害者地域生活サポート事業）	災害時の緊急避難場所として、市と協定を締結した市内の事業者が、必要な物品の整備を行った際に、助成を行います。	障がい福祉課

- 災害発生後の支援体制の整備
 - ・ 災害時の医療拠点整備や医療的ケアの提供体制の整備について、より一層の検討を進めます。
 - ・ 障がいのある人に対する災害発生後の情報提供体制や、避難後の医療や支援へのニーズ対応体制、福祉避難所における支援体制の整備を推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
135	医療援護体制の機能強化	藤沢市医師会等関係機関と連携を図り、災害時の医療救護体制の充実を目指します。	地域保健課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
136	避難生活支援	避難施設に避難行動要支援者のスペースを確保し、必要に応じて福祉避難所や、福祉施設等への搬送を行えるような体制の充実に努めます。	危機管理課 市民センター 公民館
137	災害救援ボランティアの受け入れ	市、市社会福祉協議会、NPO 法人藤沢災害救援ボランティアネットワークの三者協定に基づいて「災害救援ボランティアセンター」を設置し、災害時の救援ボランティアの受け入れを行うことで、多様な支援ニーズに対応していきます。	危機管理課
138	避難施設における支援体制の強化	現状の避難施設における支援体制に加え、福祉避難所の充実および人的支援体制の充実・強化を進めます。	危機管理課 市民センター 公民館

施策の方向性（3）緊急時における支援体制の整備（新）

- 障がいのある人やその家族等の体調が急に悪化した場合においても、障がい福祉サービスや医療機関等を迅速に利用できるよう、緊急時における支援体制の整備を推進します。

【施策の展開】

- 緊急時に利用できる社会資源の充実（新）
 - ・ 障がいのある人やその家族等の緊急時等に備え、短期入所事業の拡充や地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
139 (新)	緊急時における支援体制の整備	支援者の急な不在等の理由により、緊急的に支援が必要となった際の、コーディネート機能および、一時的な居室の確保や訪問によって支援を行う体制を推進します。	障がい福祉課

基本目標 5 「一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進」に対応する施策

施策の方向性 (1) バリアフリーのまちづくりとしての環境整備

- 道路や公共施設等の整備や改修を行う際、障がいのある人の視点を考慮し、障がいのある人が外出した際にも困らないようなまちづくりを推進します。
- 障がいのある人の活動の範囲が拡大するよう、すべての人が安心して円滑に移動ができる空間を構築するとともに、障がいのある人が安全で快適に過ごせる住まいに関する施策の充実に、引き続き努めます。

【施策の展開】

- ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備の推進
 - ・ 障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすいまちづくりの視点を踏まえ、公共施設や道路等におけるバリアフリー化を進めます。
 - ・ 引き続き、道路や施設の新設・改修時等に、障がいのある人の意見が十分に反映される仕組みを推進します。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
140	公共建築物の整備	「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」および「藤沢市バリアフリー化基本方針」を念頭に、誰もが利用しやすい公共建築物の整備を進めていきます。	施設管理を行っている課
141	新築・改築工事等における取組	公共施設の新築・改築時において、必要に応じて障がいのある人の要望を集約し、設計に反映できるよう取り組みます。	施設管理を行っている課
142	公園新設・改修事業	公園施設のバリアフリー化、ユニバーサル化を目指し、障がいのある人にも安心して利用できる公園の整備を進めます。	公園課
143	民間開発行為、建築行為に対する指導	民間の開発行為等の中で、半公共的な箇所についてユニバーサルデザインの視点に立った開発を行うよう指導をしていきます。	開発業務課 建築指導課

- 移動の円滑化に向けた施策の充実
 - ・ 交通や人の流れ、まちづくりの拠点となるようなエリアを重点整備地区として指定し、移動の円滑化等を総合的に推進できるような取組を引き続き進めます。
 - ・ 公共交通機関の利便性の向上に向けた働きかけや、福祉有償運送の効果的な活用等、障がいのある人の移動手段の確保と充実に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
144	藤沢駅周辺地区再整備事業	より多くの方々に快適に利用いただけることをめざした、藤沢駅および駅前広場を中心としたリニューアルや再整備を検討します。	藤沢駅周辺地区整備担当

番号	事業・取組	事業内容	担当課
145	六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想に伴う道路特定事業	六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき策定した「道路特定事業計画書」の対象路線を平成30年度までを目途に整備を実施します。	道路整備課
146 (変更)	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に伴う道路特定事業	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき策定した「道路特定事業計画書」の対象路線について、平成38年度までを目途に整備を実施します。	道路整備課
147	放置自転車対策事業	歩道等に放置されている自転車等に対して警告・撤去を行い、安全な歩行空間の確保を図ります。	道路河川総務課
148	公共交通機関の車両等のバリアフリー化の推進	交通事業者等と連携して、国の補助制度等を活用し、公共交通機関の車両および施設等のバリアフリー化の推進に向けた取組を進めます。	都市計画課
149	福祉有償運送事業	介護を必要とする高齢者や障がいのある人など、単独で公共交通機関を利用することが困難な方の移動手段の確保を図るため、NPO法人等が行う自家用有償旅客運送の支援を行います。	福祉医療給付課

- 障がいのある人の住まいに関する施策の充実
 - ・ 障がいのある人が入居可能なバリアフリー仕様の市営住宅の建設や、住宅改修への助成等を行い、障がいのある人の住環境が改善するよう、引き続き住まいに関する施策の充実を図ります。
 - ・ 障がいのある人が将来にわたって地域での生活を継続できるよう、「親亡き後」の住まいの確保に取り組みます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
150	市営住宅整備事業	民間活力を活用し、市営住宅として新たに借上住宅を建設する場合には引き続きバリアフリー対応としていきます。また、市営住宅の障がい者優遇制度を今後も継続していきます。	住宅政策課
151 (新)	住宅確保要配慮者に対する支援の充実	「住宅セーフティネット法」に基づき、障がいのある人をはじめとした、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けた支援の充実を図ります。	住宅政策課 地域包括ケアシステム推進室
152	住宅設備改良費の助成	既存住宅設備の改良に要する費用の一部を、課税の状況に応じて助成します。	障がい福祉課

施策の方向性（２）心のバリアフリーの促進

- 外見から分かりづらい障がいを含め、あらゆる障がいへの理解と対応のあり方等について、市民や地域に対するさらなる普及・啓発の推進に取り組みます。
- 障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず、地域で自分らしい生活ができるよう、学校教育の場を含め、障がいに関する理解を深めるためのさらなる普及・啓発の推進に取り組みます。

【施策の展開】

- 障がいに対する理解促進に向けた取組の推進
 - ・ 「ともに生きる社会」の実現に向けた事業や、人権の重要性を理解できるような取組のさらなる充実を図ります。
 - ・ すべての市民が障がいに対する理解を深め、障がい特性に応じた対応ができるよう、学校教育の場を含め広く普及・啓発を行います。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
153	学校教育における人権教育の推進	子どもの成長段階に応じ、学校教育全般を通して各学校で学年に応じた指導を実施していきます。また、人権・環境・平和教育担当者会の実施により、教職員の意識啓発を行っていきます。	教育指導課
154	人権啓発の推進	男女平等、子ども、高齢者、障がい者、外国につながるのがある市民など、多岐にわたる人権課題の解決に向けて、藤沢市人権施策推進指針に基づき、一人ひとりの市民が尊重され、互いの違いを認め合い、あらゆる人が共に生きる社会をめざして、講演会・研修会等の啓発事業を実施します。	人権男女共同平和課
155	障がい理解の普及・啓発の推進	障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発に取り組みます。また、障がいを理由とする差別の解消に向けた周知活動を継続して行います。	障がい福祉課
156	スポーツノーマライゼーションの推進	障がい者スポーツの特性をよく理解した指導者やボランティアを養成し、健常者、障がい者が、共にスポーツを楽しめるような事業を展開します。	スポーツ推進課
157	心のバリアフリー推進事業	「心のバリアフリーハンドブック」や「藤沢バリアフリーマップ」の作成、および心のバリアフリー講習会等の実施を通じて、障がいに対する正しい認識と理解を深め、障がいのある人の社会参加を推進します。	障がい福祉課

施策の方向性（3）権利擁護に関する取組（変更）

- 障がいのある人の基本的人権が保障され、地域の中で安心かつ快適に生活を送ることができるよう、虐待防止や意思決定支援等の必要な施策を推進します。

【施策の展開】

- 権利擁護のための支援の充実（変更）
 - ・ 障がいを理由とする差別の解消に努め、障がいのある人に対する虐待の防止に取り組みます。
 - ・ 成年後見制度等の利用に対する専門的な助言や手続きに対する支援の充実を進めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
158	人権啓発の推進（再掲）	男女平等、子ども、高齢者、障がい者、外国につながるのある市民など、多岐にわたる人権課題の解決に向けて、藤沢市人権施策推進指針に基づき、一人ひとりの市民が尊重され、互いの違いを認め合い、あらゆる人が共に生きる社会をめざして、講演会・研修会等の啓発事業を実施します。	人権男女共同平和課
159	人権相談体制の支援	誰もが利用しやすい人権相談体制の支援を図ります。（毎週金曜日の定例による人権相談のほか、人権週間ほかにおける特設の人権相談の実施等への支援）	人権男女共同平和課
160	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営します。また、障がい者虐待の防止に関する啓発活動等を実施します。	障がい福祉課
161	児童虐待防止の推進	児童虐待の予防を図るとともに、早期発見と発生後の迅速かつ適切な支援を行うことにより、虐待の悪化・再発を防止し、子どもの人権を守ります。	子ども家庭課
162	高齢者虐待防止対策の推進	高齢者に対する虐待防止および虐待を受けた高齢者の保護のための専門相談窓口を設置すると共に、関係機関による虐待防止ネットワークを設置し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。	地域包括ケアシステム推進室
163	成年後見制度の啓発	市民を対象に、成年後見制度の周知を行うと共に、制度の理解や利用の促進を図ります。	地域包括ケアシステム推進室
164	専門職による成年後見相談	弁護士・司法書士・税理士・社会福祉士・行政書士などの専門職による、成年後見制度に関する相談を行います。	地域包括ケアシステム推進室
165	成年後見制度市長申立て	障がい等により、判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要であるが申立てができる親族がいない人に対し、本人に代わって市長が申立てを行います。	地域包括ケアシステム推進室 障がい福祉課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
166	成年後見制度 利用支援事業	経済的な理由により成年後見制度の利用が困難な人が適正に制度を利用することができるよう、収入・資産等の一定条件を満たした場合、市が助成を行います。	地域包括ケアシステム推進室 障がい福祉課
167	日常生活自立支援 事業	福祉サービスの利用や金銭管理が困難な障がい者や高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理に対する支援を行います。（※日常生活自立支援事業の実施主体は市社協であり、市は市社協に対して助成を行います。）	地域包括ケアシステム推進室 藤沢市社会福祉協議会

- 障がいのある人への意思決定支援に関する取組（新）
- ・ 障がいのある人が生活を送る上での判断や決定を支援する体制等の整備や、意思決定を行う上で必要な合理的配慮の提供に努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
168 (新)	障がいのある人への意思決定支援の促進に関する取組	意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、福祉事業者等への普及・啓発を行い、障がいのある人が社会生活を送る上での判断や決定を支援する体制を推進します。また、藤沢市障がい者総合支援協議会の機能を活用し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。	障がい福祉課

施策の方向性（4）障がいのある人への差別の解消と合理的配慮に向けた取組

- 差別解消法等の内容についてより一層の周知を図るとともに、合理的配慮の考え方を広め、障がいのある人に対する不当な差別を防止するための取組を推進します。
- 行政機関等において、障がいに関する理解を深めた上で、必要な配慮を踏まえた施策や事業の展開、サービスを実施する体制の整備を進めます。
- また、医療機関や教育機関等における障がいへの理解や合理的配慮を促進します。

【施策の展開】

- 障がいのある人への差別の解消に向けた取組の推進
- ・ 障がいのある人が安心して社会生活を送ることができるよう、差別解消法の趣旨を踏まえ、差別の解消に向けた取組を引き続き推進します。
- ・ 障がい者差別解消支援地域協議会において、地域における、障がいのある人に対する差別の未然防止や、相談、解決を推進するために、関係機関との情報共有等を進めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
169 (変更)	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換するとともに、相談事例を踏まえた取組を進めます。	障がい福祉課 産業労働課
170	障がい理解の普及・啓発の推進（再掲）	障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発に取り組みます。また、障がいを理由とする差別の解消に向けた周知活動を継続して行います。	障がい福祉課
171 (変更)	職員サポートブックの活用	障がいのある人への正しい対応の理解と合理的配慮の推進に向けて、職員サポートブックを活用します。また、必要に応じて職員サポートブックの内容を見直します。	障がい福祉課

● 合理的配慮の促進

- ・ 障がいがあることで生じる支障を取り除き、自由に日常生活や社会生活を送ることができるような支援の充実を図ります。
- ・ 日常生活における不便を解消するための用具の給付や、障がいのある人の視点に立ったサービス提供等を行い、生活しやすい環境に向けた支援を実施します。また、一人ひとりの障がいに合った合理的配慮について検討していきます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
172	手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がいのある人の日常生活において、意思疎通支援の必要性の高い場面に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	障がい福祉課
173	手話通訳者の設置	聴覚障がいのある人の意思疎通支援を行うために、障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置します。	障がい福祉課
174	認定訪問調査等に係る手話通訳者の派遣	要介護認定時の訪問調査および規定の診断を受ける際に、手話通訳者の派遣を行います。	介護保険課
175	図書の宅配サービス	1人で図書館・図書室に行くことができない障がいのある人や高齢の人を対象に、ボランティアによる図書館資料の配達・回収サービスを行います。	総合市民図書館
176	CATV（ケーブルテレビ）視覚広報事業	聴覚障がいのある人にも視聴していただけるよう、ケーブルテレビで放映する市広報番組全編において、手話通訳者による同時通訳を引き続き行っていきます。	広報課
177	広報ふじさわ発行事業	「点字版広報ふじさわ」と「声の広報」の作成、市のホームページ上で行っている「声の広報」のポッドキャスト配信を引き続き実施してまいります。また、広報のSPコード版作成等、新たな情報提供の手法についても検討を行います。	広報課
178	点字および声の議会報発行業務	視覚障がいのある人や、活字が読みづらい方のために「点字版ふじさわ市議会だより」と「声のふじさわ市議会だより」を作成します。	議事課

番号	事業・取組	事業内容	担当課
179	点字・録音図書 製作・貸出	視覚障がいのある人や、その他の視覚による情報の認識に障がいのある人からの要望に応じ、点字・録音図書等の製作・貸出サービスを行います。	総合市民図書館
180	ホームページ運営 管理事業	視覚障がいのある人でもホームページを利用できるよう、JIS 規格や国のガイドラインに基づき、アクセシビリティに配慮したページ作成を引き続き行っていきます。	広報課
181	視覚障がい者 IT講習会	視覚障がい用パソコンを図書館内に常設し、基本操作・インターネット等の利用方法について講習会を実施します。	総合市民図書館
182	日常生活用具の 給付	障がいのある人が日常生活を送る上で必要な生活用具等の給付を行います。	障がい福祉課
183	学習する権利を 保障する支援の 整備	生涯学習事業において、様々な支援（手話通訳・保育等）を行うとともに、学習拠点へ行くことが難しい市民に対しても学習の機会を提供する等、学習環境の整備を推進します。	生涯学習総務課
184	申請等手続の 電子化推進	「藤沢市行政手続のオンライン化方針」に基づき、オンラインによる電子申請・届出の実現を目指します。	IT 推進課
185	インターネットを 利用した福祉情報 の提供	障がい福祉制度のご案内や障がい福祉サービス提供事業所等の情報について、市のホームページから閲覧等ができる取組を進めます。	障がい福祉課
186	障がいのある人への 合理的配慮につ いての検討	意思疎通支援、情報のバリアフリー化、視覚的にわかりやすい環境を作る「構造化」等、個々の障がいに合った合理的配慮について検討していきます。	庁内全課
187 (新)	「ヘルプマーク」 「ヘルプカード」 の普及	障がいのある人などが、周囲に援助や配慮が必要であることを示す「ヘルプマーク」の周知を進めるとともに、困り事が起こった際に、自身の障がいについて周囲に知らせるための「ヘルプカード」を導入し、普及に向けて取り組みます。	障がい福祉課

- 市職員等を対象とした障がいの理解促進に向けた取組の推進
 - ・ 市の職員等が障がいに対する理解を深め、障がいのある人等への必要な配慮を身につけられるように努めます。

番号	事業・取組	事業内容	担当課
188	職員研修の活用による 普及・啓発	人権研修や接遇研修と整合を図りながら、障がいに対する理解や必要な配慮等について普及・啓発を行います。また、効果的な研修手法についての検討を進めます。	障がい福祉課
189 (変更)	職員サポートブックの 活用 (再掲)	障がいのある人への正しい対応の理解と合理的配慮の推進に向けて、職員サポートブックを活用します。また、必要に応じて職員サポートブックの内容を見直します。	障がい福祉課

第6章 第5期ふじさわ障がい福祉計画

1. 第5期ふじさわ障がい福祉計画の基本的な考え方

第5期ふじさわ障がい福祉計画は、「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」という基本理念を踏まえ、目指す社会像の下、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、国や神奈川県の方針や、本市の実情を踏まえ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス見込み量を定めたものです。

権利条約の批准や差別解消法の施行により、今まで以上に、障がいのある人の権利や意思決定が重視され、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生きがいを持って生活できる社会を形成していくことが強く求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、2018年（平成30年）4月に施行予定の改正総合支援法の趣旨に基づき、障がいのある人が自ら希望する生活や活動、住まい等を自由に選択できるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサービス基盤の整備を行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、職場就労・定着、社会活動への参加等、適切な支援やサービスの下で、自分が希望する生活ができるよう、地域で包括的に支える社会づくりを目指します。そのためにも、藤沢市障がい者総合支援協議会の機能を活用し、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化し、障がいのある人が安心して地域生活を送るための基盤づくりに取り組みます。

さらに、障がいのある人の高齢化や重度化・多様化、障がいのある人の「親亡き後」の生活を見据えたサービス体制の整備を推進するとともに、障がいのある人あるいはその家族の災害時や急病等による緊急時においても利用可能なサービスの提供体制や相談支援体制の強化に努め、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要なサービス量の確保を目指します。

2. 平成 32 年度の目標について

(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数

【目標設定に対する考え方】

第 4 期ふじさわ障がい福祉計画では、2017 年度（平成 29 年度）末までに、2013 年度（平成 25 年度）末時点の福祉施設入所者数（242 人）のうち、12.4%（30 人）が地域生活へ移行することを目指しました。あわせて、2017 年度（平成 29 年度）末時点の福祉施設入所者数を 232 人と、2013 年度（平成 25 年度）末時点から 4.1%（10 人）減少させることを目標としました。

しかしながら、福祉施設に入所している人のうち、地域生活へ移行した人の実績をみると、2015 年度（平成 27 年度）、2016 年度（平成 28 年度）いずれも 1 人にとどまっており、福祉施設入所者の地域移行が進んでいるとは必ずしもいえない状況です。また、2016 年度（平成 28 年度）末時点の福祉施設入所者数は 252 人と、2013 年度（平成 25 年度）末時点に比べて、10 人増加しました。

このような状況を踏まえた上で、本市では、今後、福祉施設入所者の地域生活への移行をより積極的に進めるため、重度障がいのある人が地域生活を送る住まいの場としての共同生活援助（グループホーム）の設置や、地域移行支援や地域定着支援の担い手となる指定一般相談支援事業所の相談支援体制の強化を促進します。また、福祉施設に入所している障がいのある人が、自身の意思や判断が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がい福祉サービス提供事業所や関係機関に対し、障がいがある人の権利が擁護されるようなサービス提供を行うよう啓発します。さらに、入所者の高齢化が進む中で、高齢者が安心して地域で生活できるよう、障がいのある高齢者の受け皿となるような社会資源の充実を目指します。

こうした地域移行への取組を推進することや過去の実績等を踏まえた上で、2020 年度（平成 32 年度）末までに地域生活に移行する福祉施設入所者数として、2016 年度（平成 28 年度）末時点の入所者数の 9.1%（23 人）を目指します。

なお、福祉施設については、地域移行に向けた取組を引き続き積極的に進めていく反面、重度化等のために在宅やグループホームで生活することが困難な入所待機者や、障がい児福祉施設からの移行予定者も一定数いると考えられます。そのため、地域生活への移行等により減少した分と同数の障がいのある人が新たに入所するものと想定し、2020 年度（平成 32 年度）末現在の入所者数として、2016 年度（平成 28 年度）末現在の入所者数と同数（252 人）と見込みます。

図表 6-1：地域生活に移行する福祉施設入所者数

【平成 32 年度の目標値】

項目	数 値	考 え 方
福祉施設入所者数 (A)	252 人	平成 28 年度末現在
平成 32 年度末の入所者 (B)	252 人	平成 32 年度の地域生活移行者数 (D) および新たな入所者数等を勘案
【目標値】(C) 入所者減少見込み	0 人 (0.0%)	差引減少見込み数 (A-B)
【目標値】(D) 地域生活移行者数	23 人 (9.1%)	(A) のうち、平成 32 年度末までに 地域生活へ移行する人の目標数

(2) 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標設定に対する考え方】

国の第5期障害福祉計画に関する基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す上で、各市町村において2020年度（平成32年度）末までに、保健・医療・福祉関係者における協議の場を設置することとしています。

本市では、精神障がいのある人が自立し、地域で生活できる社会を実現するために、居宅介護等の体験サービスの提供に取り組むとともに、市民や関係機関を対象に、精神保健福祉に関する講演会や研修を行ってきました。また、障がい福祉サービス提供事業所や医療機関、保健機関等からなる「藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会」を設置し、精神障がいのある人の地域移行や地域定着を推進してきました。

今後は、「藤沢市障がい者総合支援協議会」と「藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会」とが連携を強化し、精神障がいのある人の地域移行、地域定着のさらなる推進を目指します。また、地域移行、地域定着において重要な役割を担う指定一般相談支援事業所の相談サービス体制の強化に努め、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【目標設定に対する考え方】

第4期ふじさわ障がい福祉計画では、障がいのある人の高齢化・重度化への対応や、「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的に、「多機能拠点整備型」や、「面的整備型」等を含め、本市の実情に応じた拠点等の整備を2017年度（平成29年度）までに進めることを目標としてきました。

本市では、地域生活支援拠点等の整備に向けた取組として、2016年度（平成28年度）より、関係機関とともに、緊急時における安全・安心の確保を重点項目として協議を行い、支援が行き届いていない人への支援を進めているところです。

国の第5期障害福祉計画に関する基本指針では、障がいのある人の地域での

生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応等）を集約した拠点等を 2020 年度（平成 32 年度）末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備することが求められています。

今後は、地域の社会資源が連携して支援ネットワークを形成する「面的整備型」を基本とし、関係機関と連携した包括的な支援体制の強化に努めます。加えて、これまで支援が行き届かなかった障がいのある人にも緊急時において支援が届くようなアプローチをさらに進めます。また、本市および相談支援事業所が中心となり、緊急時におけるコーディネート体制を構築するとともに、障がい福祉サービス提供事業所と連携した、一時的な居室の確保や訪問見守り支援の実施体制の強化に向けた取組を進めます。

さらに、協議を継続する中で、親亡き後や緊急時などに必要な社会資源や、支援者間の連携方法等について検討します。

図表 6-2：本市における地域生活支援拠点等の整備のイメージ



（4）一般就労に移行する福祉施設利用者数

【目標設定に対する考え方】

第 4 期ふじさわ障がい福祉計画では、2017 年度（平成 29 年度）の一般就労に移行する福祉施設利用者数を 42 人と、2012 年度（平成 24 年度）実績の 21 人から 2 倍に増やすことを目標としました。

一般就労に移行する福祉施設利用者数の実績をみると、企業等が障がいのある人を積極的に雇用していることや、就労移行支援利用者数が増加していること等から、2014 年度（平成 26 年度）が 42 人、2015 年度（平成 27 年度）が 46 人、2016 年度（平成 28 年度）が 59 人と、一般就労者数は増加傾向にあります。

2020 年度（平成 32 年度）の一般就労に移行する福祉施設利用者数については、これまでの実績を踏まえつつ、就労移行支援事業の利用者数の動向や、企業等による障がいのある人の雇用への取組状況、2018 年度（平成 30 年度）から、障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮し、2016 年度（平成 28 年度）実績の約 1.5 倍となる 90 人を目標とします。

図表 6-3 : 一般就労に移行する福祉施設利用者数

【平成 32 年度の目標値】

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	59 人	平成 28 年度において福祉施設から 一般就労した人数
【目標値】 平成 32 年度の 一般就労移行者数	90 人	平成 32 年度において福祉施設から 一般就労した人数

- 注 1. 「一般就労」とは、企業等に就職した人（就労継続支援（A 型）および福祉工場の利用者となった人を除きます）、在宅就労した人および自ら起業した人を指します。
- 注 2. 「福祉施設」は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）のいずれかの障がい福祉サービス提供事業所を指します。
- 注 3. 勤務先との雇用関係を維持したまま休職し、機能訓練施設等におけるリハビリ等を経て復職した人は除きます。
- 注 4. 施設からの退所手続きは未了でも、事実上就職し、そのために施設を利用している実態がほとんどない人は含みません。

(5) 就労移行支援事業の利用者数

【目標設定に対する考え方】

就労移行支援事業は一般就労を希望する障がいのある人に対して、就労に向けた知識・能力の向上や実習、障がいのある人の適性に合った職場探し等を支援する障がい福祉サービスです。国の第 5 期障害福祉計画に関する基本指針では、2020 年度（平成 32 年度）末の就労移行支援事業の利用者数を、2016 年度（平成 28 年度）末の利用者数の 1.2 倍以上とすることが求められています。

本市の就労移行支援事業の利用者数をみると、2015 年度（平成 27 年度）末が 120 人、2016 年度（平成 28 年度）末が 128 人となっています。

2020 年度（平成 32 年度）末の就労移行支援事業の利用者数については、これまでの実績に加え、特別支援学校の卒業生の進路の動向や、企業等の障がいのある人の雇用への取組状況等を考慮した上で、2016 年度（平成 28 年度）末実績の約 1.2 倍の 154 人を目標とします。

図表 6-4 : 就労移行支援事業の利用者数

【平成 32 年度の目標値】

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度末の 就労移行支援事業利用者数	128 人	平成 28 年度末時点で 就労移行支援事業を利用した人数
【目標値】 平成 32 年度末の 就労移行支援事業利用者数	154 人	平成 32 年度末時点で 就労移行支援事業を利用した人数

(6) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【目標設定に対する考え方】

第4期ふじさわ障がい福祉計画では、市内の全就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を、2017年度（平成29年度）末において50.0%とすることを目標としました。

全就労移行支援事業に占める就労移行率が3割以上の事業所割合の実績についてみると、2015年度（平成27年度）末時点で20.0%（就労移行支援事業所10か所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数が2か所）、2016年度（平成28年度）末時点で33.0%（就労移行支援事業所12か所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数が4か所）と、目標は未達成ですが、事業所の割合は上昇しています。

今後については、各事業所における就労への取組や利用者の一般就労への移行動向、企業等の障がいのある人の雇用への取組状況等を考慮した上で、2020年度（平成32年度）末における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所は、引き続き全就労移行支援事業所の5割（50.0%）を目標とします。

図表 6-5 : 利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所

【平成32年度の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 平成32年度における 全就労移行支援事業所のうち 就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成32年度末において、全就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

注. 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点における就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した人の割合を指します。

(7) 就労定着支援事業を利用した人の 1 年後の職場定着率

【目標設定に対する考え方】

就労定着支援事業は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行う、改正総合支援法によって 2018 年度（平成 30 年度）から追加されるサービスです。

障がいのある人が自立して生活するためには、就労のみならず、その後の職場定着も重要です。国の第 5 期障害福祉計画に関する基本指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることが目標値として新たに定められました。

本市においては、これまでも湘南地域就労援助センターで一般就労した障がいのある人に対して職場定着に向けた支援を行ってきました。その結果、職場定着率の実績については、2015 年度（平成 27 年度）、2016 年度（平成 28 年度）いずれも 8 割以上となっています。

今後も、障がいのある人が安心して職場で働くことができるよう、就労定着支援事業所、湘南地域就労援助センター、企業、関係機関等が連携を強化し、支援を推進します。

こうした取組を踏まえた上で、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率は 2019 年度（平成 31 年度）および 2020 年度（平成 32 年度）いずれも 80%を目標とします。

図表 6-6：就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

【平成 31 年度、平成 32 年度の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 平成 31 年度の職場定着率	80.0%	平成 30 年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率
【目標値】 平成 32 年度の職場定着率	80.0%	平成 31 年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

コラム③：総合支援法の改正に伴うサービスの 신설および内容の変更について

2018年（平成30年）4月の改正総合支援法の施行に伴い、新設や、内容の変更（訪問先の拡大）がなされるサービスがあります。

1. 就労定着支援の新設

福祉的就労から一般就労へ移行する障がいのある人が増加する中、一般就労に伴う日常生活での課題等を把握・解決し、職場への定着を支援するサービスとして「就労定着支援」が新設されます。

このサービスは、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人を対象として、職場における課題を把握するとともに、就労先の企業や関係機関と連絡調整を図り、課題解決に向けた必要な支援等を行います。

※2018年度（平成30年度）以降の利用者数の見込みについては、101ページを参照ください。

2. 自立生活援助の新設

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援するサービスとして、「自立生活援助」が新設されます。

このサービスは、サービス提供事業所の職員が定期的に利用者の自宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等の日常生活にかかわる課題や、公共料金等の支払い滞納の有無、地域住民との関係性等について把握し、必要に応じて利用者に助言するとともに、医療機関等との連絡・調整を行います。また、利用者からの相談・要請があった場合には、訪問や電話、メール等による対応も随時行うこととなっています。

なお主なサービスの対象者は、障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方等です。

※2018年度（平成30年度）以降の利用者数の見込みについては、103ページを参照ください。

3. 重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護の訪問先が拡大され、居宅に加え、入院中の医療機関においても、本サービスの利用が可能となります。

その結果、平常時から利用者を訪問しているヘルパーが継続してサービスを提供できるようになり、利用者の個々の状態に応じた介護方法（例：体位変換等）をヘルパーから医療従事者へ的確に伝達し、適切な対応につなげることが可能となります。また、本人に合った環境や生活習慣を医療従事者へ伝え、病室等の環境調整や対応の改善を図ることで、強い不安等による混乱を防ぐことにもつながります。

※2018年度（平成30年度）以降の利用量および利用者数の見込みについては、99ページを参照ください。

3. 障がい福祉サービスの見込み量（平成 30 年度～平成 32 年度）

（1）訪問系サービス

1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

【見込み量設定の考え方】

居宅介護については、これまでの実績や福祉施設・病院等からの地域生活への移行者数の動向を考慮した上で、サービス量を見込みました。

重度訪問介護は、これまでの実績に加えて、重度の肢体不自由のある人の動向を考慮したほか、改正総合支援法により、入院時のサービス利用が可能になることも踏まえた上で、サービス量を見込みました。

同行援護は、これまでの実績に加えて、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

行動援護については、これまでの実績および行動が困難な知的障がいや精神障がいのある人の動向を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

重度障がい者等包括支援については、これまで利用実績はありませんが、重度の障がいがある人の地域生活支援のニーズを考慮した上で、サービス量を見込みました。

（単位：上段・時間、下段・人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	9,412 時間 (640 人)	10,045 時間 (683 人)	10,692 時間 (727 人)
重度訪問介護	5,260 時間 (27 人)	6,039 時間 (31 人)	6,624 時間 (34 人)
同行援護	2,726 時間 (108 人)	2,877 時間 (114 人)	3,003 時間 (119 人)
行動援護	1,188 時間 (86 人)	1,257 時間 (91 人)	1,312 時間 (95 人)
重度障がい者等包括支援	0 時間 (0 人)	0 時間 (0 人)	243 時間 (1 人)
合 計	18,586 時間 (826 人)	20,218 時間 (880 人)	21,874 時間 (935 人)

注 1. () は、各年度 3 月時点の利用人数です。(以下同様)

注 2. サービス見込み量の数値については、本市がサービス支給を決定し、他市町村のサービスを利用する本市在住の人も含まれています。(以下同様)

注 3. 利用人数については、複数のサービス(例：「居宅介護」と「同行援護」)を利用する利用者もいることから、各サービスの利用人数を合算しても、合計の値とは必ずしも一致しません。

(2) 日中活動系サービス

1) 生活介護

【見込み量設定の考え方】

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	18,212 人日 (935 人)	18,992 人日 (975 人)	19,771 人日 (1,015 人)

2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練

【見込み量設定の考え方】

自立訓練（機能訓練）については、これまでの実績を踏まえるとともに、身体障がいのある人の生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。

自立訓練（生活訓練）については、これまでの実績を踏まえた上で、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、日常生活に必要な訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

宿泊型自立訓練については、2016 年度（平成 28 年度）に市内に事業所が開設され、今後利用者の増加が見込まれることから、第 5 期ふじさわ障がい福祉計画では、自立訓練（生活訓練）とは別に見込み量を設定しています。これまでの実績を踏まえた上で、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、居住の場での生活に必要な訓練を希望する方の動向を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	104 人日 (6 人)	121 人日 (7 人)	138 人日 (8 人)
自立訓練（生活訓練）	299 人日 (19 人)	315 人日 (20 人)	330 人日 (21 人)
宿泊型自立訓練	208 人日 (14 人)	223 人日 (15 人)	238 人日 (16 人)

3) 就労移行支援

【見込み量設定の考え方】

就労移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人、同サービスの終了（利用期間が最大 2 年間）に伴い就労継続支援へ移行する人の動向、企業等の障がいのある人の雇用への取組状況や、2018 年度（平成 30 年度）から障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	2,523 人日 (140 人)	2,649 人日 (147 人)	2,740 人日 (154 人)

4) 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

【見込み量設定の考え方】

就労継続支援（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向や一般就労へ移行する人を考慮して、サービス量を見込みました。

就労継続支援（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者の動向や一般就労へ移行する人、有期限サービス（自立訓練や就労移行支援）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	1,196 人日 (61 人)	1,274 人日 (65 人)	1,372 人日 (70 人)
就労継続支援（B型）	10,215 人日 (622 人)	10,741 人日 (654 人)	11,266 人日 (686 人)

5) 就労定着支援

【見込み量設定の考え方】

就労定着支援については、福祉施設から一般就労する人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	62 人	86 人	90 人

6) 療養介護

【見込み量設定の考え方】

療養介護については、これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	32 人	34 人	35 人

7) 短期入所（ショートステイ）

【見込み量設定の考え方】

アンケート調査や聞き取り調査の結果をみると、障がいのある人を支援する家族のレスパイトや、急病等による緊急時の利用として短期入所に対するニーズが拡大しています。しかし、その一方で、必ずしも希望する日時に利用することができないとの意見も多く聞かれました。

サービス量については、これまでの実績やアンケート調査、聞き取り調査の結果による利用ニーズ等を考慮して、見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉型短期入所	1,345 人日 (271 人)	1,429 人日 (288 人)	1,508 人日 (304 人)
医療型短期入所	78 人日 (16 人)	83 人日 (17 人)	83 人日 (17 人)
短期入所計	1,423 人日 (287 人)	1,512 人日 (305 人)	1,591 人日 (321 人)

(3) 居住系サービス

1) 自立生活援助

【見込み量設定の考え方】

一人暮らしを希望する障がいのある人が、地域で安心して自立した生活を送るための支援として、2018年度（平成30年度）から自立生活援助が新たなサービスとして設けられます。

サービス量については、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の動向や、共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしを希望する方のニーズ等を踏まえた上で見込みました。

（単位：人/月）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	9人	9人	11人

2) 共同生活援助（グループホーム）

【見込み量設定の考え方】

介護者の高齢化等により在宅で生活することが難しくなった場合や、入所施設や病院から自立を目指して地域生活へ移行する際の住まいとして、共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人の地域生活を送る上で、重要な役割を担っています。また、重度障がいのある人が利用できる共同生活援助（グループホーム）の設置についてもニーズが高まっています。このようなサービスの重要性を踏まえた上で、引き続き共同生活援助（グループホーム）の設置を推進していきます。

サービス量については、これまでの実績や入所施設、精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を踏まえて、本市の実情を考慮して、見込みました。

（単位：人/月）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 （グループホーム）	321人	338人	356人

3) 施設入所支援

【見込み量設定の考え方】

施設入所支援については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者や地域生活に移行する障がいのある人等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	252 人	252 人	252 人

(4) 相談支援

1) 計画相談支援

【見込み量設定の考え方】

本市では、2012 年度（平成 24 年度）に障がい福祉サービスを利用するすべての人に対するサービス等利用計画の作成が制度化されて以来、計画相談支援の担い手となる相談支援専門員の確保を目指してきました。しかしながら、依然として相談支援専門員の不足が課題となっています。

第 4 期ふじさわ障がい福祉計画の同サービスの実績は、2015 年度（平成 27 年度）が 801 人（見込み量が 1,080 人）、2016 年度（平成 28 年度）が 833 人（見込み量が 1,425 人）と、いずれも実績が見込み量を下回っています。この背景として、障がい福祉サービスの利用の増加に対して、相談支援専門員の増加が追いついていない現状があります。

計画相談支援は、障がい福祉サービスの支給決定者数の動向に加えて、支給決定者数のうち、自身でサービス等利用計画を策定する（セルフプラン）障がいのある人の割合、介護保険のケアプランで障がい福祉のサービス等利用計画を策定する障がいのある人の割合、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえて見込みました。

今後、相談支援専門員の人材確保に向けた研修受講の呼びかけや、新規事業所への支援等、計画相談支援の量および質をさらに高める取組を進めていきます。

(単位：人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	1,153 人	1,378 人	1,603 人
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数	107 人	122 人	137 人

注 1. 計画相談支援の利用人数は各年度末の実利用者数を示しています。

注 2. 相談支援専門員の必要見込み数については、相談支援専門員が他の事業と兼務した状態で従事することを想定して見込んでいます。

2) 地域移行支援、地域定着支援

【見込み量設定の考え方】

地域移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活への定着に向けて支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	4 人	6 人	8 人
地域定着支援	5 人	9 人	13 人

注. 地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度(4月～3月)の実利用者数を示しています。

(5) 障がい福祉サービスの量と質の確保のための方策

1) 訪問系サービスの量と質の確保

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上で、訪問系サービスは重要な役割を果たしています。しかしながら、サービス提供事業者からは、利用ニーズに対応する上で、福祉人材が不足しているとの意見が聞かれ、また、利用者からは、サービスの質をより向上させる必要があるとの意見が寄せられています。

そこで、本市では、介護保険サービス提供事業者への働きかけを通じた障がい福祉分野におけるヘルパーの確保、および育成に関する支援に取り組み、訪問系サービスの量・質双方の確保を進めます。また、地域生活支援拠点等の整備に関する取組として、緊急時において利用しやすい訪問支援の体制整備を進めていきます。

2) 日中活動系サービスの量と質の確保

日中活動系サービスは、障がいのある人の就労や社会参加を支える基盤となるサービスです。

同サービスのうち、就労系サービスに対する需要は増加傾向にあり、平成 30 年度から導入される新サービス「就労定着支援」についても、市内福祉事業者への聞き取り調査等から一定の利用ニーズが見込まれます。

また、障がいのある人やその家族、支援者から、特別支援学校卒業後の進路が不足しているとの意見や、重度障がいのある人や就労を希望しない精神障がいのある人等に対応した日中活動の場を求める意見があり、生活介護のさらなる充実も必要と考えられます。

本市においては、こうした意見を踏まえ、新サービスを含めた就労系サービス事業所の整備を積極的に進めるとともに、重度障がいのある人の生活基盤としての生活介護事業所の設置を推進していきます。

また、宿泊型自立訓練の利用を推進し、障がいのある人の地域移行、地域定着を進めるための支援を展開していきます。

加えて、利用者のニーズが非常に高い一方で、緊急時に利用しづらいなどの意見が聞かれる短期入所（ショートステイ）について、障がいのある人やその家族の緊急時等に備えた短期入所サービスの拡充を推進していきます。

3) 居住系サービスの量と質の確保

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送る上で、住まいとケアを組み合わせ提供する居住系サービスは欠かすことができません。

しかしながら、現状においては宿泊体験をすることができる共同生活援助（グループホーム）の不足や、利用者の家賃負担の重さなどを指摘する意見があります。また、重度障がいのある人や、高齢者、肢体不自由者、医療的ケアが必要な人向けのグループホームが不足しているとの意見も聞かれます。

そこで、本市ではグループホームにおける宿泊体験等を推進するとともに、利用者の負担軽減や、あらゆるニーズに対応したグループホームの整備といった、居住系サービスにかかわる課題の解決に向けた取組を進めます。

4) 相談支援サービスの量と質の確保

計画相談支援は、障がい福祉サービスを適切かつ効果的に利用する事を目的とし、専門職である相談支援専門員がケアマネジメントの手法に基づき、サービス等利用計画を策定するものです。

しかしながら、計画相談の担い手の不足などが原因となり、必要な方が、当該サービスを利用できないケースもみられます。こうした状況を踏まえ、今後は、受け皿となる相談支援事業所および相談支援専門員の量および質の確保に向けた取組を進めます。

【障がい福祉サービスの見込み量一覧】

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援	18,586 時間 (826 人)	20,218 時間 (880 人)	21,874 時間 (935 人)	
日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護	18,212 人日 (935 人)	18,992 人日 (975 人)	19,771 人日 (1,015 人)
		自立訓練（機能訓練）	104 人日 (6 人)	121 人日 (7 人)	138 人日 (8 人)
		自立訓練（生活訓練）	299 人日 (19 人)	315 人日 (20 人)	330 人日 (21 人)
		宿泊型自立訓練	208 人日 (14 人)	223 人日 (15 人)	238 人日 (16 人)
		就労移行支援	2,523 人日 (140 人)	2,649 人日 (147 人)	2,740 人日 (154 人)
		就労継続支援（A型）	1,196 人日 (61 人)	1,274 人日 (65 人)	1,372 人日 (70 人)
		就労継続支援（B型）	10,215 人日 (622 人)	10,741 人日 (654 人)	11,266 人日 (686 人)
		就労定着支援	62 人	86 人	90 人
		療養介護	32 人	34 人	35 人
		福祉型短期入所	1,345 人日 (271 人)	1,429 人日 (288 人)	1,508 人日 (304 人)
	医療型短期入所	78 人日 (16 人)	83 人日 (17 人)	83 人日 (17 人)	
居住系サービス	自立生活援助	9 人	9 人	11 人	
	共同生活援助	321 人	338 人	356 人	
	施設入所支援	252 人	252 人	252 人	
相談支援	計画相談支援	1,153 人	1,378 人	1,603 人	
	地域移行支援	4 人	6 人	8 人	
	地域定着支援	5 人	9 人	13 人	

注 1. 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの見込み量は、各年度 3 月の利用分を示しています。

注 2. 相談支援のうち、計画相談支援の見込み量は各年度末の実利用者数を示しています。地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度（4 月～3 月）の実利用者数を示しています。

注 3. 人日は、利用見込み者数×1 か月あたりの平均利用日数で算出しています。

(参考)【市内におけるサービス提供事業所数】

2017年(平成29年)11月現在のサービス提供事業所数を基に、2020年度(平成32年度)までのサービス見込み量の動向(計画相談支援については相談支援専門員の必要見込み数の動向)を考慮した上で、平成32年度のサービス見込み量を1事業所あたりの平均利用人数で除して、平成32年度のサービス提供事業所数を算出しました。

○訪問系サービス

サービス名	平成29年11月時点	平成32年度推計
居宅介護	56か所	69か所

○日中活動系サービス

サービス名	平成29年11月時点	平成32年度推計
生活介護	22か所	25か所
自立訓練(機能訓練)	0か所	0か所
自立訓練(生活訓練)	2か所	3か所
宿泊型自立訓練	1か所	2か所
就労移行支援	13か所	16か所
就労継続支援(A型)	2か所	3か所
就労継続支援(B型)	20か所	24か所
就労定着支援	—	9か所
短期入所	10か所	12か所

○居住系サービス

サービス名	平成29年11月時点	平成32年度推計
共同生活援助	47か所	56か所
施設入所支援	3か所	3か所

注: 共同生活援助は、住居数(ユニット数)を示している。

○相談支援サービス

サービス名	平成29年11月時点	平成32年度推計
計画相談支援	15か所	27か所
地域移行支援	4か所	4か所
地域定着支援	4か所	4か所

4. 地域生活支援事業の見込み量（平成 30 年度～平成 32 年度）

（1）必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業

【見込み量設定の考え方】

理解促進研修・啓発事業は、地域住民の障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

本市では、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、心のバリアフリー講習会等、引き続き 5 つの事業を実施します。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進および啓発に関する事業	5 事業	5 事業	5 事業

2) 自発的活動支援事業

【見込み量設定の考え方】

自発的活動支援事業では、障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動への支援として、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援にかかわる自主防災組織等に提供しています。

名簿の提供数および提供割合については、これまでの実績を踏まえた上で、「藤沢市地震・津波対策アクションプラン」における平成 32 年度までの目標指標に基づき、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
避難行動要支援者名簿提供自治会数	421 件	433 件	446 件
避難行動要支援者名簿提供割合	88.1%	90.6%	93.3%

注. 避難行動要支援者名簿提供割合は、当該年度の全自治会数に占める避難行動要支援者名簿提供自治会数の割合を表しています。

3) 相談支援事業

①相談支援

【見込み量設定の考え方】

本市では、相談支援事業を現在7か所の障がい者相談支援事業所に委託し、実施しています。これまでも、障がいのある人の増加や、多岐にわたる相談内容に対応するために、人員体制の強化を進めてきました。計画相談支援の担い手が不足している現状において、支援が必要にもかかわらず、支援につなげていない人のニーズを発見し、適切な支援につなげていくという点でも、相談支援は地域で重要な役割を担っています。

また、アンケート調査においては、障がいのある人にとって身近で専門的かつワンストップの相談窓口を求める意見が多くみられたことから、今後も継続して体制の見直しを検討していく必要があります。

加えて、藤沢市障がい者総合支援協議会においても、相談支援体制について協議を重ね、2016年度（平成28年度）には、相談支援の現状や課題等に関する調査を実施しました。調査の結果を踏まえ、障がい者総合支援協議会内で相談支援事業の体制等について協議し、「いつでも、誰でも、相談したいときに相談できる体制」「安心・信頼して相談できる窓口」を重要な視点としてまとめました。この視点を踏まえて、今後の相談支援事業の事業のあり方や、体制の見直しを図っていく予定となっています。体制の見直しにあたっては、地域のコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の関係機関と連携し、包括的で継続的な支援が展開できるよう、検討を進めていきます。

こうした点を考慮し、事業所数については、2020年度（平成32年度）に1か所増加の8か所と見込みました。あわせて、従事者数についても、2020年度（平成32年度）には17人と、2人の増加を見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業所数	7か所	7か所	8か所
相談支援事業従事者数	15人	15人	17人

②住宅入居等支援事業

【見込み量設定の考え方】

住宅入居等支援事業は、一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人に対し、入居支援や、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う事業であり、これまで6か所の障がい者相談支援事業所で実施してきました。

今後、障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境を実現するため、相談支援事業と一体的に事業体制の見直しを進めていきます。見込み量については、2020年度（平成32年度）において、7か所と1か所の増加を見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅入居等支援事業	6か所	6か所	7か所

4) 成年後見制度利用支援事業

【見込み量設定の考え方】

成年後見制度利用支援事業は、障がい等によって判断能力の低下がみられる方が成年後見制度を利用するための支援を行う事業です。現在、市の相談窓口（福祉総合相談支援センター）と市社会福祉協議会の「ふじさわあんしんセンター」等が連携し、成年後見制度についての相談を受けています。

また、法定後見制度の利用が必要な方については、身寄りがない等により親族等による家庭裁判所への審判申立てが困難な場合に、本人の福祉を図るために特に必要があると認められるときには、市長が申立人となる「市長申立て」や、生活困窮等により申立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合の助成制度があります。

市長申立ておよび報酬助成のサービス量の見込みについては、これまでの利用実績と制度利用に関する状況等を踏まえて、見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市長申立て件数	9件	10件	12件
報酬助成	12件	16件	20件

5) 成年後見制度法人後見支援事業

【見込み量設定の考え方】

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援することを目的に、実施団体に対して研修や組織体制の構築支援を行う事業です。

法人後見の活動支援および法人後見受任件数のサービス量の見込みについては、これまでの受任実績等を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
法人後見の活動支援	1 か所	1 か所	1 か所
法人後見受任件数	12 件	14 件	16 件

6) 意思疎通支援事業

【見込み量設定の考え方】

意思疎通支援事業は、聴覚や言語機能等に障がいのある人が、日常生活の中で意思疎通を円滑に行えるように、必要に応じて支援を行う事業です。

手話通訳者の設置・派遣、および要約筆記者の派遣については、これまでの聴覚等に障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。

市役所における手話通訳者は、意思疎通が困難な障がいのある人が、本市で福祉サービス等の手続きや相談等を実施する上で重要な役割を担っており、今後も、十分なコミュニケーションが図れるよう、引き続き2人配置します。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は、意思疎通を行うことが困難な重度の障がいのある人が、入院時に医師や看護師等の医療関係者とコミュニケーションを円滑に実施できるように支援する事業です。利用者数については、重度の障がいのある人等の動向を踏まえた上で、見込みました。

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者数		19 人	20 人	20 人
要約筆記者数		30 人	31 人	32 人
派遣件数	実利用見込み者数	79 人	81 人	83 人
	延利用見込み件数	669 件	690 件	711 件
市役所における手話通訳者配置数		2 人	2 人	2 人
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援利用者数		1 人	1 人	1 人

7) 日常生活用具給付等事業

【見込み量設定の考え方】

日常生活用具給付等事業のうち、介護・訓練支援用具については、これまでの実績を踏まえ、65歳未満で重度の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

自立生活支援用具については、これまでの実績や重度の身体障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

在宅療養等支援用具については、これまでの実績や身体障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

情報・意思疎通支援用具については、これまでの実績に加えて、視覚障がいおよび聴覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

排せつ管理支援用具については、これまでの実績を踏まえた上で、ぼうこうおよび直腸機能障がいのある人や重度の知的障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

住宅改修費については、65歳未満で身体障がい者手帳1～3級の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	17件	17件	17件
自立生活支援用具	63件	64件	64件
在宅療養等支援用具	58件	58件	58件
情報・意思疎通支援用具	67件	68件	69件
排せつ管理支援用具	947件	985件	1,023件
住宅改修費	5件	5件	5件

8) 手話奉仕員養成研修事業

【見込み量設定の考え方】

手話奉仕員養成研修事業は、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を図ることを目的としています。

手話通訳者養成講座の開講コース数および実施回数、講座参加者数については、これまでの実績等を考慮して見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者養成講座	5 コース (110 回)	5 コース (120 回)	5 コース (120 回)
講座参加者数	96 人	97 人	98 人

9) 移動支援事業

【見込み量設定の考え方】

移動支援事業については、アンケート調査や聞き取り調査において、利用ニーズが高い一方で、サービスを提供する職員の不足や、希望する利用時間帯が集中するといった課題もみられ、必ずしも利用ニーズに応えられているとはいえない状況にあります。今後は、多くの方が円滑にサービスを利用できるよう、人材確保に向けた取組を行うとともに、利用ニーズに応えられるような事業のあり方について検討します。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、アンケート調査や聞き取り調査による利用ニーズ等を考慮して見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	691 人	714 人	736 人
利用時間数	65,683 時間	67,856 時間	70,029 時間

10) 地域活動支援センター機能強化事業

【見込み量設定の考え方】

地域活動支援センター機能強化事業は、これまで9か所の地域活動支援センターで実施してきました。働くことが困難な障がいのある人の日中活動の拠点として、地域活動支援センターは重要な役割を担っています。今後も、各地域活動支援センターが安定的・継続的に運営ができるよう、本市が必要に応じて支援し、引き続き9か所での実施を見込みます。

実利用者数については、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や利用ニーズ等を考慮し、見込みました。

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動 支援 センター	実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所
	実利用者数	141 人	143 人	145 人

(2) 任意事業

1) 訪問入浴サービス

【見込み量設定の考え方】

訪問入浴サービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、重度の障がいのある人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み者数	40 人	42 人	44 人
利用見込み回数	2,822 回	2,963 回	3,104 回

2) 社会参加促進事業

① ボランティア（奉仕員）養成研修事業

【見込み量設定の考え方】

ボランティア（奉仕員）養成研修事業については、これまでの実績に加えて、手話講習会や要約筆記体験会および点字図書館で実施しているボランティア基本講習会への参加実績を考慮して、参加者数を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講習会参加者数	132 人	134 人	136 人

② 点字・声の広報等発行事業

【見込み量設定の考え方】

点字・声の広報等発行事業は、本市で発行している広報紙の点字版および音声版を視覚障がいのある人等を対象に発行し、情報提供を行う事業です。

登録者数については、これまでの実績を踏まえた上で、視覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
点字・声の広報等発行物登録者数	145 人	145 人	145 人

③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

【見込み量設定の考え方】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障がいのある人の健康・体力づくりや交流等に資することを目的として、スポーツ・レクリエーション教室や障がいのある人のスポーツ大会を開催する事業です。

太陽の家体育館延利用者数および神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数については、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
太陽の家体育館延利用者数 (自主事業のみ)	1,255 人	1,265 人	1,275 人
神奈川県障がい者 スポーツ大会参加者数	90 人	92 人	94 人

3) 日中一時支援事業

【見込み量設定の考え方】

日中一時支援事業については、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人を介護する家族の一時的な休息を目的としたレスパイトのニーズが高まっていること等を考慮し、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	210 人	220 人	230 人
利用回数	11,340 回	11,880 回	12,420 回

(3) 地域生活支援事業の量と質の確保のための方策

地域生活支援事業は、総合支援法に位置付けられた自治体独自の取組であり、地域の実情を踏まえ、多様なニーズに応じた事業の実施をするものです。

1) 障がいのある人の権利および安心・安全の確保

障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、理解促進および啓発に関する事業を実施します。加えて、災害時における障がいのある人の安全・安全を確保するため、自発的活動支援事業として、避難行動要支援者名簿の作成・提供に取り組みます。

また、成年後見制度利用支援事業および成年後見制度法人後見支援事業につ

いては、成年後見制度が障がいのある人の権利擁護を担保できる運用を推進します。

さらに、障がいのある人が日々の困り事を身近な場所で相談できる、専門的かつワンストップの相談支援体制の構築に向けて、相談支援ネットワークの強化や、地域における包括的な相談支援を推進します。

2) 社会活動の促進

障がいのある人の社会参加を促進するための必須事業として、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業があります。

まず、意思疎通支援事業については、手話通訳・要約筆記制度の積極的な周知・啓発を進めます。また、日常生活用具給付等事業については、当事者のニーズに則した形となるよう、品目の見直し等を随時進めていきます。加えて、利用ニーズの多い移動支援事業に関しても、より利用しやすい形となるよう、運用面における検討や、ヘルパーの確保に取り組みます。

なお、本市が任意事業として行っている点字・声の広報等の発行や、手話通訳等の奉仕員養成研修の実施、スポーツ・レクリエーション教室開催等については、引き続き事業を実施し、障がいのある人の社会参加をより一層促進します。

3) 日中活動サービス・在宅サービスの充実

日中一時支援事業については、障がい福祉サービス（生活介護、就労継続支援等）、および障がい児支援サービス（放課後等デイサービス等）において、受け皿の不足が課題となっている部分（夕方の時間帯における支援や、医療的ケアの必要な方への支援等）を補完するものとして、制度の見直しを進めていきます。また、障がいのある人のニーズに沿った活動の場の整備に向けても、制度の柔軟な活用を検討します。

一方、働くことが困難な障がいのある人が積極的に社会へ参加する拠点として機能している地域活動支援センターについて継続的な運営を実施します。

なお、在宅サービスについては、任意事業として、重度障がいがあり、自宅での入浴が困難な人を対象とした訪問入浴を引き続き実施します。

【地域生活支援事業の見込み量一覧】

【必須事業】

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(1) 理解促進研修・啓発事業				
理解促進および啓発に関する事業	5事業	5事業	5事業	
(2) 自発的活動支援事業				
避難行動要支援者名簿提供自治会数	421件	433件	446件	
避難行動要支援者名簿提供割合	88.1%	90.6%	93.3%	
(3) 相談支援事業				
①相談支援				
障がい者相談支援事業所数	7か所	7か所	8か所	
相談支援事業従事者数	15人	15人	17人	
②住宅入居等支援事業	6か所	6か所	7か所	
(4) 成年後見制度利用支援事業				
市長申立て件数	9件	10件	12件	
報酬助成	12件	16件	20件	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業				
法人後見の活動支援	1か所	1か所	1か所	
法人後見受任件数	12件	14件	16件	
(6) 意思疎通支援事業				
手話通訳者数	19人	20人	20人	
要約筆記者数	30人	31人	32人	
派遣件数	実利用見込み者数	79人	81人	83人
	延利用見込み件数	669件	690件	711件
市役所における手話通訳者配置数	2人	2人	2人	
重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援利用者数	1人	1人	1人	
(7) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	17件	17件	17件	
自立生活支援用具	63件	64件	64件	
在宅療養等支援用具	58件	58件	58件	
情報・意思疎通支援用具	67件	68件	69件	
排せつ管理支援用具	947件	985件	1,023件	
住宅改修費	5件	5件	5件	

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
(8) 手話奉仕員養成研修事業				
手話通訳者養成講座		5コース (110回)	5コース (120回)	5コース (120回)
講座参加者数		96人	97人	98人
(9) 移動支援事業				
実利用者数		691人	714人	736人
利用時間数		65,683時間	67,856時間	70,029時間
(10) 地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援センター	実施か所数	9か所	9か所	9か所
	実利用者数	141人	143人	145人

【任意事業】

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 訪問入浴サービス				
利用見込み者数		40人	42人	44人
利用見込み回数		2,822回	2,963回	3,104回
(2) 社会参加促進事業				
①ボランティア（奉仕員）養成研修事業		132人	134人	136人
②点字・声の広報等発行事業		145人	145人	145人
③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業				
太陽の家体育館延利用者数 (自主事業のみ)		1,255人	1,265人	1,275人
神奈川県障がい者スポーツ大会 参加者数		90人	92人	94人
(3) 日中一時支援事業				
利用者数		210人	220人	230人
利用回数		11,340回	11,880回	12,420回

第7章 第1期ふじさわ障がい児福祉計画

1. 第1期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方

2018年（平成30年）4月に施行予定の改正児童福祉法では、障がい児通所支援や障がい児相談支援のサービス提供体制の推進や、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児を対象に居宅で児童発達支援が利用できる「居宅訪問型児童発達支援」サービスの新設、「保育所等訪問支援」サービスの対象範囲の拡大（幼稚園や保育所等のほかに、乳児院・児童養護施設もサービス対象に含まれる）等が予定されています。また、医療的ケアを要する障がい児に対して適切なサービスや支援が提供できるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めること等も記されました。あわせて、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するために、各自治体において障がい児福祉計画を策定することが定められました。

第1期ふじさわ障がい児福祉計画では、上記の改正児童福祉法の趣旨および、『きらり ふじさわ』中間見直し』の基本理念である「すべての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」を踏まえ、障がい児本人が「最善の利益」を享受できるよう、国や神奈川県の方針や、本市の実情を踏まえ、障がい児支援サービスの見込み量等を定めたものです。

障がいの有無にかかわらず、子どもが自分らしく生活できるまちを実現するためには、障がい児を「障がいのある子ども」としてではなく、「子どもに対する様々な課題の一つとして障がいがある」という形で捉えていく必要があります。そのため、障がい児支援サービスのみならず、すべての子どもが有する当然の権利が保障されるよう子育て支援や、教育機関の支援、医療サービス等を一体的に提供しながら、地域全体で子どもの成長を育んでいくことが重要です。

こうした考えの下、本市では、2018年（平成30年）4月から、障がい児に関する様々な分野の相談から福祉サービスの決定までを一体的に行える相談窓口を設置し、障がい児に対して、子育て支援や教育機関等と連携した支援が提供できるように、庁内の相談支援体制の構築を図ります。

また、本市の「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとした、保健・医療・教育など各分野の諸計画とも整合性を図りながら、障がい児施策の体系的な推進に努めます。

2. 障がい児支援の提供体制の整備について

国の基本指針においては、今回新たに策定する障害児福祉計画において、障がい児向けのサービス提供体制の計画的な構築に向けて地域支援体制を整備することが求められています。「『きらり ふじさわ』中間見直し」の計画期間中における、障がい児向けの支援体制の整備に関する本市の考え方は以下のとおりです。

(1) 児童発達支援センターについて

国の第1期障害児福祉計画に関する基本指針では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することとしています。

現在、本市では、市内に児童発達支援センターが2か所設置されています。そのうち、公施設である「藤沢市太陽の家・しいの実学園」を地域における障がい児やその家族への支援を行う中心的な施設と位置付け、障がい児の抱える困り事や相談ニーズを踏まえた上で、障がい児への支援体制の整備を図っていきます。

2020年度（平成32年度）における児童発達支援センターの設置状況については、引き続き2か所を維持することを目標とし、本市の相談窓口と連携することで、支援体制の充実に努めます。

(2) 保育所等訪問支援について

国の第1期障害児福祉計画に関する基本指針では、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することとしています。

計画策定時、本市では、児童発達支援センター等で保育所等訪問支援事業を実施しています。しかしながら、訪問支援を実施できる支援員が不足しており、同サービスの利用は進んでいない現状があります。

本市では、多くの方がサービスを利用できるよう支援員の確保について検討し、障がい児が円滑に集団での生活ができるようなサービス提供体制の強化に努めます。

(3) 重症心身障がい児等の重度の障がい児へのサービス提供体制について

国の第1期障害児福祉計画に関する基本指針では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保することとしています。

本市には、重症心身障がい児に対応可能な児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所が設置されておりますが、事業所全体に占める割合はまだ少なく、増加するニーズに対応しているとは必ずしもいえない状況です。

今後についても、重症心身障がい児に対応した事業所に対する支援を引き続き行い、サービス提供体制の強化に努めます。

(4) 医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場について
国の第1期障がい児福祉計画に関する基本指針では、2018年度（平成30年度）末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための医療的ケア児のための協議の場を設けることが求められています。

本市においては、「藤沢市障がい者総合支援協議会重度障がい者支援部会」において、医療的ケア児を含む重度障がい児者に関する協議を進めてきました。また、湘南東部圏域においては、2017年（平成29年）3月より「重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」が発足し、医療的ケアが必要な人に関する協議が始められています。

これら既存の協議の場を活用しながら、医療的ケア児の支援に関するあり方を検討し、2018年度（平成30年度）末までに、本市における医療的ケア児のための協議の場を定めることとします。

コラム④：児童福祉法の改正に伴うサービスの新設および利用対象の拡大について

2018年（平成30年）4月の改正児童福祉法の施行に伴い、一部、新設や利用対象が拡大するサービスがあります。

1. 居宅訪問型児童発達支援の新設

外出することが困難なため、通所支援を受けることができない重度の障がい児に対するサービスとして、「居宅訪問型児童発達支援」が新設されます。

このサービスは、児童発達支援センター等の職員が障がい児の自宅を訪問し、日常生活において基本となる動作の指導や、知識技能の付与（例：絵のカードや写真を利用し、言葉を理解するための支援）を行います。

※2018年度（平成30年度）以降の利用量および利用者数の見込みについては、127ページを参照ください。

2. 保育所等訪問支援の利用対象の拡大

2018年（平成30年）4月以降、本サービスについては従来の利用対象（保育園や幼稚園、小学校、その他地方自治体が認定する児童が集団生活を行う施設（例：放課後児童クラブ）等を利用する障がい児）が拡大し、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児も保育所等訪問支援を利用できるようになります。

なお、サービスの内容については、これまでと変更はありません。

※2018年度（平成30年度）以降の利用量および利用者数の見込みについては、126ページを参照ください。

3. 障がい児支援サービスの見込み量（平成 30 年度～平成 32 年度）

（1）障がい児通所支援サービス

【見込み量設定の考え方】

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査や聞き取り調査等において障がい児の保護者からの利用ニーズが多くみられることや、障がい児数が増加していることから、今後もニーズが拡大することが予想されます。その結果、障がい児通所支援サービス全体については、引き続きサービス利用が増加するものと見込んでいます。

児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、未就学の障がい児の動向や、今後の障がいの早期発見への取組体制等を考慮して、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、就学期の障がい児の動向や特別支援学校に在籍する児童数、特別支援学級数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、これまでのところ利用実績はありませんが、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、これまでの実績に加えて、障がい児の動向や保育所・幼稚園の設置状況、本サービスの周知に向けた取組状況等を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	3,497 人日 (405 人)	3,946 人日 (457 人)	4,395 人日 (509 人)
放課後等デイサービス	8,698 人日 (773 人)	9,531 人日 (847 人)	10,363 人日 (921 人)
医療型児童発達支援	0 人日 (0 人)	0 人日 (0 人)	20 人日 (1 人)
保育所等訪問支援	16 人日 (10 人)	26 人日 (16 人)	35 人日 (22 人)

注. () は、各年度 3 月時点の利用人数です。(以下同様)

(2) 居宅訪問型児童発達支援

【見込み量設定の考え方】

居宅訪問型児童発達支援は、児童福祉法の改正により、平成 30 年度から新設されるサービスです。サービス内容は、外出することが非常に困難な重症心身障がい児等の重度の障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活に必要な基本的な動作や知識を身に付けるための支援を実施するものです。

今後、創設されるサービスのため、利用実績はありませんが、未就学の重症心身障がい児の動向等を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	26 人日 (3 人)	35 人日 (4 人)	43 人日 (5 人)

(3) 障がい児相談支援

【見込み量設定の考え方】

障がい児相談支援については、今後も障がい児サービスを利用する障がい児の増加が予想され、同支援に対するニーズの増大が見込まれますが、担い手となる相談支援専門員の不足が課題となっています。また、アンケート調査や聞き取り調査においても、障がい児相談支援に対するニーズがみられるほか、障がい児の抱える困り事の多様化・複雑化が進んでいることから、こうした現状に対応するために、相談支援専門員の人材確保等、障がい児に関する相談支援体制の拡充が急務となっています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や、支給決定者数のうち、相談支援事業所等を活用せず、障がい児の介護者自身が障がい児支援利用計画を策定する「セルフプラン」の割合、今後の相談支援事業所の動向等を踏まえつつ、本市の実情を考慮した上で、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援	280 人	355 人	430 人
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数	61 人	66 人	71 人

注. 障がい児相談支援の利用人数は各年度末の実利用者数を示しています。

(4)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
【見込み量設定の考え方】

医療的ケアの必要な障がい児が地域で日常生活を送るためには、保健、医療、障がい福祉等、関係分野において、必要な支援が適切に受けられることが重要です。また、関係分野が連携して支援するため、総合的な相談への対応かつ、総合的な調整が可能なコーディネーターの存在が必要となります。

本市においては、今後、医療的ケアの必要な障がい児のための協議の場を定めるとともに、県と連携し、コーディネーターの適切な配置を検討していきます。

こうした状況を踏まえ、平成 32 年度における、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを 1 人と見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	1 人

(5) 障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策

近年、障がい児に対する支援ニーズの量の増加と質の多様化がみられ、障がい児支援サービスはその重要性を増してきています。そのため、本市においても、サービスの量と質の確保に向けた取組を積極的に進めます。

まず、市内の障がい児通所支援サービスの事業所数は増加傾向にあり、サービスの受け皿の拡充を歓迎する意見がある反面、サービスの質を担保するための取組が必要との意見も聞かれます。また、障がい児支援サービスを担う保育士等の人材が不足しており、特に、保育所等訪問支援については、一定の経験・技量をもった支援員の確保が難しいとの意見が聞かれています。

そこで、障がい児福祉サービスを支える人材の確保および育成に関する支援を進め、障がい児支援サービスの質と量の確保を推進していくとともに、子育て施策とこれまで以上に連携していくことで、支援ニーズの多様化へ対応していきます。

また、医療的ケアが必要な障がい児が、必要なサービスを利用できるよう、取組を推進するとともに、関係機関と協議し、支援のあり方を検討していきます。

専門職が障がい児支援利用計画の策定を行う障がい児相談支援については、障がい児の保護者から、「障がい児」から「障がい者」への制度上の移行期における支援の継続性の確保や、相談先が見つからないことによる（やむをえない）セルフプランの選択などが問題として指摘されています。

そこで本市では、必ずしもすべての障がい児やその保護者が相談支援を受けられていない状況について、その背景や課題を分析した上で、障がい児相談支援が利用しやすい環境を整備するための取組を進めていきます。

【障がい児支援サービスの見込み量一覧】

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
通所系 サービス	児童発達支援	3,497 人日 (405 人)	3,946 人日 (457 人)	4,395 人日 (509 人)
	放課後等デイサービス	8,698 人日 (773 人)	9,531 人日 (847 人)	10,363 人日 (921 人)
	医療型児童発達支援	0 人日 (0 人)	0 人日 (0 人)	20 人日 (1 人)
	保育所等訪問支援	16 人日 (10 人)	26 人日 (16 人)	35 人日 (22 人)
訪問系 サービス	居宅訪問型児童発達支援	26 人日 (3 人)	35 人日 (4 人)	43 人日 (5 人)
相談支援	障がい児相談支援	280 人	355 人	430 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数				1 人

注 1. 通所系サービス、訪問系サービスの見込み量は、各年度 3 月の利用分を示しています。

注 2. 障がい児相談支援の見込み量は、各年度末の実利用者数を示しています。

注 3. 人日は、利用見込み者数×1 か月あたりの平均利用日数で算出しています。

(参考)【市内におけるサービス提供事業所数】

2017 年(平成 29 年)11 月現在のサービス提供事業所数を基に、2020 年度(平成 32 年度)までのサービス見込み量の動向(障がい児相談支援については相談支援専門員の必要見込み数の動向)を考慮し、平成 32 年度のサービス見込み量を 1 事業所あたりの平均利用人数で除して、平成 32 年度のサービス提供事業所数を算出しました。

サービス名	平成 29 年 11 月時点	平成 32 年度の見込み
児童発達支援	18 か所	26 か所
放課後等デイサービス	39 か所	52 か所
医療型児童発達支援	0 か所	0 か所
保育所等訪問支援	3 か所	6 か所
居宅訪問型児童発達支援	—	1 か所
障がい児相談支援	12 か所	17 か所

第8章 計画推進のために

1. 地域共生社会の推進に向けて

『きらり ふじさわ』中間見直しにおいては、障がいのある人やその家族等、市民、障がい者団体や障がい福祉サービス提供事業者等の支援者、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置付けます。

現計画においては、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、それぞれが自らの役割を果たし、お互いに連携・協力し、一体となって障がい福祉の向上を目指してきました。

今回の中間見直しにあたっては、地域共生社会の推進に向けて、「自助」「共助」「公助」に加えて、障がいのある人を含めた住民同士が、身近な人間関係の中で、お互いを支え合う視点としての「互助」の考え方も重視しています（図表8-1参照）。

本市では、障がいのある人等による自助を進めるため、障がいのある人の判断や決定を尊重した合理的配慮の提供や、当事者をエンパワメントする取組、当事者・家族の立場からの普及・啓発を行います。また、住民一人ひとりの障がい理解の促進や、障がいのある人の社会参加の推進による、互助のまちづくりを進めます。さらに、共助を進めるため、障がいのある人を支える人材の確保に努めます。

このように、本市は公助の主体として、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、障がいのある人のニーズを踏まえた政策形成とその推進に努め、障がいのある人やそれを支える人々への支援体制の基盤を整備します。

図表 8-1 障がい福祉における自助・互助・共助・公助の考え方

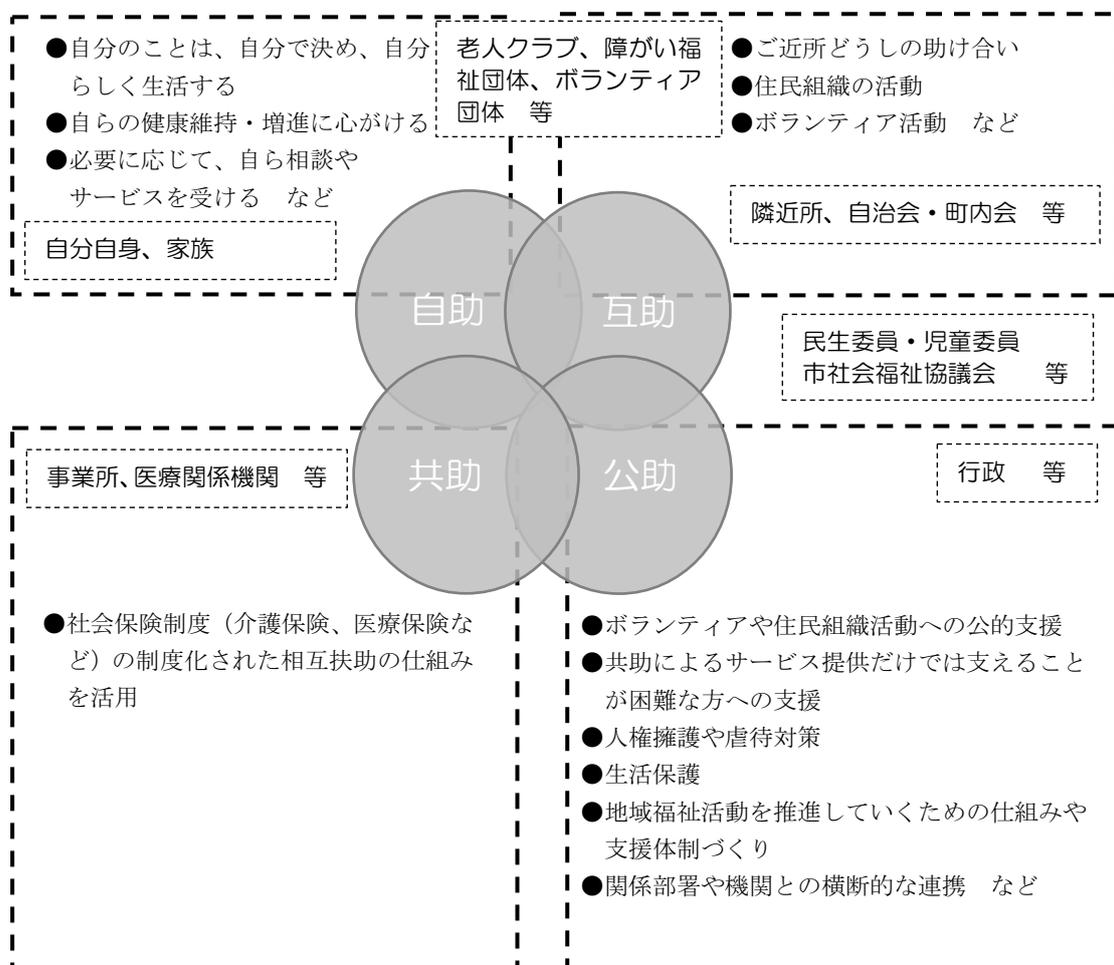
理 念	考 え 方
自 助	合理的配慮が保障された上で自己決定を行い、「権利の主体」たる社会の一員として、自分らしく生活する。
互 助	身近な住民同士が、身近な人間関係の中で、お互いを支え合う地域づくりの実現を目指す。
共 助	障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人を差別することなく、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるような地域社会の実現を目指す。
公 助	障がいの理解を深めるための普及・啓発を行い、障がいのある人の自主性が尊重され、可能な限り地域において自立した生活が営めるよう、年齢や障がいの状態に応じた支援を行い、あらゆる分野における施策を総合的に推進する。

2. 地域福祉全体における考え方について

本市では、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除や摩擦から守り、社会・地域の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえ、地域のさまざまな課題に対して、「自助」「互助」「共助」「公助」がお互いに重なり合う「支え合いの地域づくり」を目指しています。藤沢市地域福祉計画では、地域福祉を推進するための考え方として、「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれの役割が位置付けられています（図表8-2参照）。

障がいのある人を取り巻く環境には、「自助」「互助」「共助」「公助」を妨げる様々な社会的障壁があります。「『きらり ふじさわ』中間見直し」では、地域福祉全体の推進を目指すとともに、障がいのある人が自分らしく生活できる地域社会を実現するために、各主体の役割が機能するための施策を実施します。

図表 8-2 地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性



注：藤沢市地域福祉計画より引用。ただし、表現の一部を障がい福祉の考え方に則して変更しています。
出所：藤沢市地域福祉計画

3. 計画の推進体制について

(1) 庁内における横断的な取組の推進

計画の実現のためには、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がいのある人を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい者施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します（図表 8-3 参照）。

(2) モニタリング指標の設定と PDCA サイクルによる進行管理

『きらり ふじさわ』中間見直し」では、記載した事業や取組について、あらかじめ設定した指標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCA サイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を通して、本市の障がい者施策の目指す方向性を関係者が相互に学習し合い、これらの成果を計画策定に活用していきます（図表 8-3 参照）。

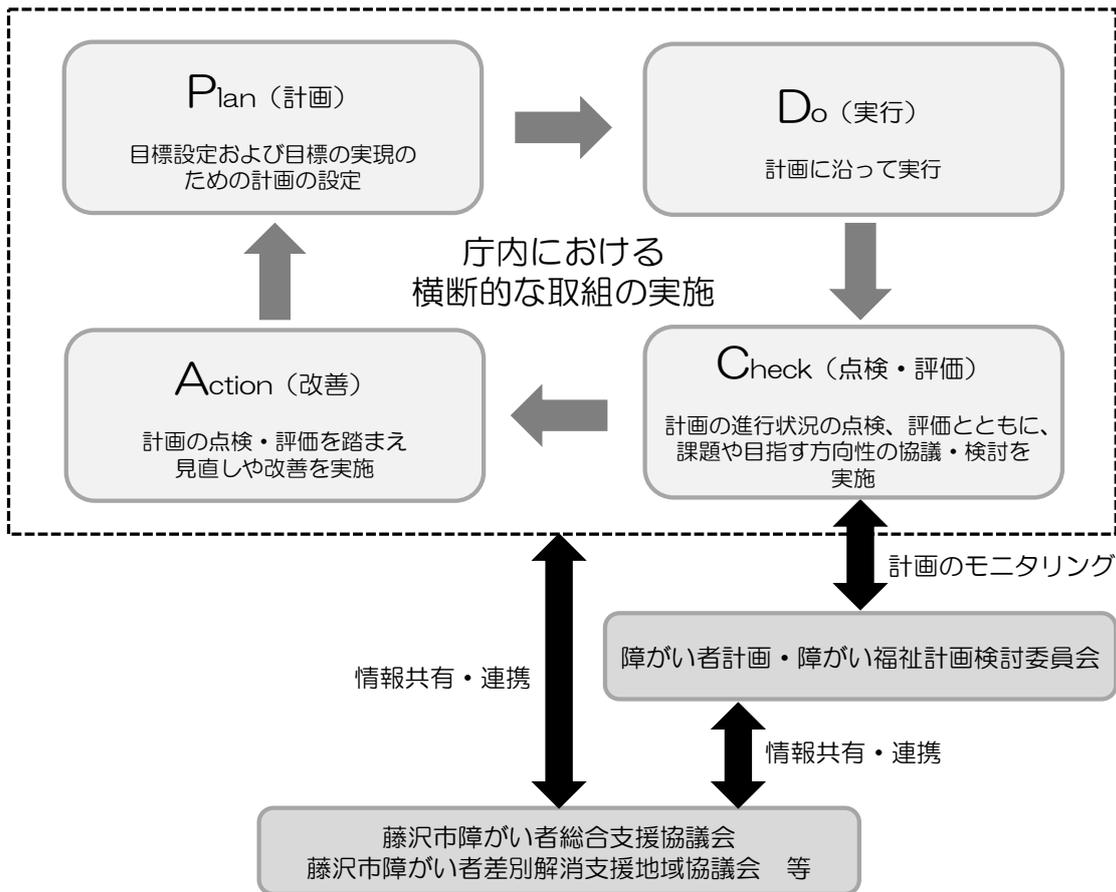
(3) モニタリングの実施体制

『きらり ふじさわ』中間見直し」のモニタリングは、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において毎年行い、地域における課題と照らし合わせ、改善の方向性について協議・検討を行います。加えて、全体的な総合評価と計画策定に向けた協議・検討については、2020 年度（平成 32 年度）に実施します。

また、障がいのある人に必要な支援を提供するため、一人ひとりにあった支援を行う中でみえてきた地域課題を、抽出・分析し、当該課題については「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において関係機関と情報を共有しながら、今後の対策や取組の方向性等の協議を進めていきます（図表 8-3 参照）。

さらに、その協議経過や取組内容、および対応策等については、「藤沢市障がい者総合支援協議会」や「藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会」等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上に向け協議・検討を進めていきます（図表 8-3 参照）。

図表 8-3 「『きらり ふじさわ』 中間見直し」の推進体制



注. 実施事業および担当課については、第5章「施策の方向性と展開」に掲載

(4) モニタリングの実施スケジュール

『きらり ふじさわ』中間見直し」の進捗状況を確認する流れとしては、以下のスケジュールを予定しています（図表8-4参照）。

年度ごとに進捗状況を管理し、「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」への報告と意見聴取を実施するとともに、聴取した意見は事業を所管する関係各課へ報告し、必要とされる取組について検討します。

図表 8-4 「『きらり ふじさわ』中間見直し」の進行管理スケジュール（各年度）

	障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会
4月	
5月	・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実施実績確認（速報値）
6月	
7月	・障がい福祉関係事業の進捗状況確認
8月	・モニタリング結果の確認と改善に向けた意見集約 ・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実施実績確認（確定値）
9月	・事業を所管する関係各課へ集約した意見報告
10月	
11月	
12月	
1月	・施策への反映状況のフィードバック
2月	
3月	

(5) 計画の進捗状況等の公表

『きらり ふじさわ』中間見直し」は、障がいのある人や障がい者団体関係者の意見等を踏まえた上で、「藤沢市障がい者総合支援協議会」および「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」と市が協働して策定したものであり、各主体が計画の進捗状況等の情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。そこで、計画の進捗状況等について、市民の皆様に公表します。

資料編

1. 「きらり ふじさわ」の実施状況（平成27年度～平成29年度）

基本目標	主な取組
一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内における、子どもの相談から支援の窓口の一元化に向けた検討 ・ 市内の障がい者雇用の場「JOB チャレふじさわ」の設置・運営（平成27年度～） ・ いきいきサポートセンターの2か所増設（平成28年度） など
障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの人員強化（平成27年度）（平成28年度） ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（平成28年度～） ・ 地域生活拠点等の整備に関するワーキングによる緊急時の支援体制の検討（平成28年度～） など
障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援（地域生活支援事業）の、小学1年生の通学時における報酬増額（平成27年度） ・ 藤沢市障がい者総合支援協議会における通年議題の設定 平成27年度：「福祉」「医療」「教育」において必要とされる合理的配慮の検討 平成28年度：「藤沢市における障がい者相談支援体制」 平成29年度：「意思決定支援」 ・ 基幹相談支援センターにおけるグループスーパービジョンや研修会の実施など
安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の支援体制づくりの推進（避難行動要支援者名簿の提供率向上） ・ 「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」の配布 ・ 防災ネットワーク会議の開催 など
一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築物等の建設・再整備時のバリアフリー対応 ・ 放課後等デイサービス事業所向けに権利擁護に関する研修を実施（平成28年度） ・ 差別解消法の施行を受けた取組 職員サポートブックの作成・活用（平成27年度～） 職員対応要領の制定（平成28年度） 「藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会」の設置（平成28年度） 市役所における手話通訳者の増員（平成28年度） など

※「きらり ふじさわ」の実施状況については、年度ごとに実績、分析・評価・課題、次年度に向けた方向性をまとめ、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会における意見を付した「モニタリングシート」を作成し、市のホームページに公開しています。

2. 第4期ふじさわ障がい福祉計画の進捗状況

(1) 障がい福祉サービス

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		計画 (月)	実績 (月)	計画 (月)	実績 (月)	計画 (月)	実績 見込 (月)	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障がい者等包括支援	13,901 時間 (700 人)	13,856 時間 (675 人)	14,931 時間 (748 人)	15,332 時間 (758 人)	16,179 時間 (797 人)	17,174 時間 (772 人)	
日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護	14,088 人日 (786 人)	15,683 人日 (811 人)	14,679 人日 (819 人)	16,135 人日 (830 人)	15,288 人日 (853 人)	17,433 人日 (895 人)
		自立訓練 (機能訓練)	235 人日 (14 人)	52 人日 (3 人)	286 人日 (17 人)	121 人日 (7 人)	319 人日 (19 人)	87 人日 (5 人)
		自立訓練 (生活訓練)	257 人日 (15 人)	319 人日 (18 人)	274 人日 (16 人)	151 人日 (11 人)	291 人日 (17 人)	416 人日 (28 人)
		就労移行支援	1,932 人日 (127 人)	2,236 人日 (120 人)	2,145 人日 (141 人)	2,229 人日 (128 人)	2,358 人日 (155 人)	2,379 人日 (132 人)
		就労継続支援 (A型)	689 人日 (41 人)	932 人日 (48 人)	722 人日 (43 人)	930 人日 (47 人)	739 人日 (44 人)	1,098 人日 (56 人)
		就労継続支援 (B型)	8,362 人日 (516 人)	8,417 人日 (521 人)	8,848 人日 (546 人)	9,226 人日 (558 人)	9,334 人日 (576 人)	9,690 人日 (590 人)
		療養介護	28 人	27 人	28 人	29 人	29 人	31 人
	短期入所	1,093 人日 (177 人)	1,129 人日 (226 人)	1,136 人日 (184 人)	1,242 人日 (251 人)	1,179 人日 (191 人)	1,343 人日 (271 人)	
居住系サービス	共同生活援助	263 人	263 人	279 人	280 人	295 人	303 人	
	施設入所支援	241 人	244 人	236 人	252 人	232 人	252 人	
相談支援	計画相談支援	1,080 人	801 人	1,425 人	833 人	1,798 人	928 人	
	(参考) 相談支援専門員数	80 人	73 人	106 人	77 人	134 人	92 人	
	地域移行支援	4 人	0 人	6 人	1 人	8 人	3 人	
	地域定着支援	6 人	8 人	8 人	0 人	10 人	3 人	

(注) 実績(月)は当該年度3月分の実績。ただし、(参考)相談支援専門員数は、当該年度3月末日における人数、また、地域移行支援および地域定着支援については、当該年度の年間の実績を示している。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

サービス名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業						
理解促進および啓発に関する事業	5事業	5事業	6事業	5事業	6事業	5事業
自発的活動支援事業						
避難行動要支援者名簿提供自治会数	358件	380件	382件	396件	406件	397件
避難行動要支援者名簿提供割合	75%	79.5%	80%	82.8%	85%	83.1%
相談支援事業						
相談支援						
障がい者相談支援事業所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
相談支援事業従事者数	13人	13人	14人	14人	15人	14人
障がい者総合支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
成年後見制度利用支援事業						
市長申立て件数	6件	6件	7件	7件	7件	8件
報酬助成	10件	6件	14件	5件	18件	9件
成年後見制度法人後見支援事業						
法人後見の活動支援	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
法人後見受任件数	10件	10件	14件	10件	18件	11件
意思疎通支援事業						
手話通訳者数	17人	17人	17人	18人	18人	18人
要約筆記者数	18人	19人	18人	28人	19人	29人
派遣件数	実利用者数	77人	74人	78人	77人	78人
	延利用件数	706件	628件	711件	664件	711件
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援利用者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	37件	17件	38件	17件	39件	17件
自立生活支援用具	68件	51件	68件	63件	68件	63件
在宅療養等支援用具	61件	49件	62件	57件	64件	58件
情報・意思疎通支援用具	86件	59件	86件	66件	87件	67件
排せつ管理支援用具	1,045件	850件	1,074件	871件	1,104件	909件
住宅改修費	6件	6件	7件	5件	8件	5件
手話奉仕員養成研修事業						
手話通訳者養成講座	4コース (110回)	5コース (110回)	4コース (110回)	5コース (110回)	4コース (110回)	5コース (110回)
実利用者数	112人	78人	116人	94人	120人	95人
移動支援事業						
実利用者数	599人	701人	634人	645人	672人	668人
利用時間数	60,402時間	61,266時間	63,965時間	58,655時間	67,739時間	63,510時間
地域活動支援センター機能強化事業						
地域活動支援センター	実施か所数	12か所	11か所	12か所	11か所	12か所
	実利用者数	205人	174人	210人	166人	216人

2) 任意事業

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込
訪問入浴サービス						
利用見込み者数	43 人	30 人	49 人	36 人	57 人	38 人
利用見込み回数	2,841 回	2,164 回	3,238 回	2,590 回	3,767 回	2,681 回
社会参加促進事業						
ボランティア（奉仕員）養成研修事業	117 人	111 人	122 人	128 人	127 人	130 人
自動車運転免許取得・改造費助成事業	5 人	4 人	5 人	8 人	5 人	
点字・声の広報等発行事業	145 人	145 人	145 人	145 人	146 人	145 人
スポーツ・レクリエーション教室等事業						
太陽の家体育館延利用者数（自主事業のみ）	1,028 人	1,290 人	1,038 人	1,175 人	1,048 人	1,245 人
神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数 計	127 人	99 人	135 人	101 人	143 人	90 人 ※実績値
身体障がいのある人		48 人		49 人		43 人 ※実績値
知的障がいのある人		51 人		52 人		47 人 ※実績値
日中一時支援事業						
利用見込み者数	237 人	270 人	245 人	200 人	254 人	205 人
利用見込み回数	14,504 回	13,335 回	14,994 回	11,642 回	15,545 回	11,070 回

(3) 障がい児支援サービス

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画 (月)	実績 (月)	計画 (月)	実績 (月)	計画 (月)	実績 見込 (月)
通所 支援	児童発達支援	2,267 人日 (264 人)	2,301 人日 (266 人)	2,439 人日 (284 人)	2,755 人日 (320 人)	2,611 人日 (304 人)	3,057 人日 (354 人)
	放課後等デイサービス	4,077 人日 (511 人)	5,611 人日 (512 人)	4,333 人日 (543 人)	6,960 人日 (604 人)	4,596 人日 (576 人)	7,865 人日 (699 人)
	医療型児童発達支援	0 人日 (0 人)	0 人日 (0 人)	0 人日 (0 人)	0 人日 (0 人)	20 人日 (1 人)	0 人日 (0 人)
	保育所等訪問支援	40 人日 (24 人)	24 人日 (16 人)	50 人日 (30 人)	17 人日 (10 人)	60 人日 (36 人)	8 人日 (5 人)
相談 支援	障がい児相談支援	195 人	172 人	336 人	189 人	497 人	205 人
	(参考) 相談支援専門員数	36 人	49 人	62 人	51 人	92 人	56 人

(注) 実績(月)は当該年度3月分の実績。ただし、(参考)相談支援専門員数は、当該年度3月末日における人数。

3. 『きらり ふじさわ』中間見直し」策定体制

(1) 「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」による協議・検討

学識経験者や障がい者関係団体、障がい者福祉施設の関係者に加えて、公募により選ばれた市民の代表者で構成する「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」を設置し、現計画の施策に対する評価や、本市における障がい者を取り巻く地域課題の整理、今後の施策のあり方等について協議・検討を行いました。

(2) 「藤沢市障がい者総合支援協議会」との連携

障がい福祉にかかる地域の課題を共有し、今後の課題解決に向けた具体策の協議・検討を行うことを目的に、関係機関で組織される「藤沢市障がい者総合支援協議会」において、日頃のサービス提供を通して把握している障がいのある人のニーズや支援における課題、今後の事業の展開の方向性等について、意見交換を実施しました。

(3) 当事者および障がい児の保護者向けアンケート調査

市内の障がいのある人や障がい児の保護者を対象にアンケートを実施し、日常生活での困りごとや障がい者施策に対するニーズ等を把握しました。

(4) 当事者・家族団体等に対する聞き取り調査

市内で障がい福祉の向上のために活動している当事者・家族で構成される11の団体等を対象に聞き取り調査を行い、障がいのある人とその家族の困りごとや施策へのニーズ等を把握しました。

(5) 障がい福祉サービス提供事業者に対する聞き取り調査

障がいのある人の支援を行う福祉事業者を対象に聞き取り調査を実施し、支援現場での課題や、より効果的な支援のために必要と考える施策等について確認しました。

(6) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

市民の皆様の『きらり ふじさわ』中間見直し」の周知を図るとともに、ご意見やご提案を『きらり ふじさわ』中間見直し」に反映させることを目的に、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

4. 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 委員名簿

【平成 28 年度】

	氏名	所属等	選出区分
代表	河原 雄一	社会福祉法人藤沢育成会 湘南ゆうき村	障がい福祉関係施設の代表
副代表	高山 由美子	ルーテル学院大学	学識経験者
委員	今田 豊子	社会福祉法人藤沢ひまわり 藤沢市地域生活支援センターお あしす	専門部会の代表 (相談支援部会) ※第 1~3 回
	橘川 俊之	社会福祉法人県央福祉会 かたくりホーム	専門部会の代表 (権利擁護部会)
	佐藤 敏彦	社会福祉法人藤沢育成会 湘南だいち	専門部会の代表 (相談支援部会) ※第 4 回
	澤野 亮介	社会福祉法人光友会 経営企画部	障がい福祉関係施設の代表
	鈴木 暢	社会福祉法人ひばり ハートピア湘南	専門部会の代表 (就労・進路支援部会)
	種田 多化子	藤沢市肢体障害者協会	障がい児者関係団体の代表
	内藤 豊子	藤沢市肢体不自由児者父母の会	専門部会の代表 (重度障がい者支援部会)
	西岡 奈緒子	市民代表	市民代表
	本多 美江子	藤沢ひまわり会	障がい児者関係団体の代表
	森山 千景	藤沢市自閉症児・者親の会	障がい児者関係団体の代表

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

【平成 29 年度】

	氏名	所属等	選出区分
代表	高山 由美子	ルーテル学院大学	学識経験者
副代表	河原 雄一	社会福祉法人藤沢育成会 湘南ゆうき村	障がい福祉施設の代表
委員	儀保 治男	社会福祉法人藤沢育成会 みらい社	専門部会の代表 (就労・進路支援部会)
	郡部 直子	社会福祉法人創	専門部会の代表 (権利擁護部会)
	齊藤 祐二	社会福祉法人マロニエ会	専門部会の代表 (重度障がい者支援部会)
	澤野 亮介	社会福祉法人光友会 経営企画部	障がい福祉施設の代表
	種田 多化子	藤沢市肢体障害者協会	障がい児者関係団体の代表
	富安 千鶴子	市民代表	市民代表
	西村 玲子	全国手をつなぐ育成会連合会	専門部会の代表 (相談支援部会)
	向井 邦良	藤沢ひまわり会	障がい児者関係団体の代表
	森山 千景	藤沢市自閉症児・者親の会	障がい児者関係団体の代表
	山野上 浩己	藤沢市太陽の家しいの実学園	市長が認めた者

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

5. 藤沢市障がい者総合支援協議会 委員名簿

【平成 28 年度】

	氏名	所属等	選出区分
代表	石渡 和実	東洋英和女学院大学	学識経験者
副代表	齊藤 祐二	社会福祉法人マロニエ会	専門部会の代表 (重度障がい者支援部会)
委員	五十嵐 紀子	社会福祉法人光友会	障がい福祉施設の代表
	小川 菜江子	湘南地域就労援助センター	労働機関の代表
	小野田 奈穂子	藤沢市歯科医師会	歯科医師の代表
	河原 雄一	社会福祉法人藤沢育成会 湘南ゆうき村	障がい者計画・障がい福祉 計画検討委員会の代表
	木原 明子	藤沢市医師会	医師の代表
	後藤 誠一	市民代表	市民公募
	小林 博	社会福祉法人藤沢育成会 企画課・地域貢献係	専門部会の代表 (権利擁護 部会)
	坂本 郷司	藤沢市障がい者日中活動支援事 業所連絡会	障がい福祉施設の代表
	櫻井 康則	NPO 法人藤沢市聴覚障害者協会	障がい児者関係団体の代表
	佐藤 敏彦	社会福祉法人藤沢育成会 湘南 だいち	専門部会の代表 (相談支援 部会)
	志水 敦子	藤沢市学校教育相談センター	子ども発達支援連絡会議の 代表
	島村 孝子	藤沢市肢体不自由児者父母の会	障がい児者関係団体の代表
	高橋 真理子	藤沢市立白浜養護学校	教育機関の代表
	戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり	精神障がい者地域生活支援 連絡会の代表
	藤田 靖正	NPO 法人さんわーくかぐや	障がい福祉施設の代表
	船山 敏一	社会福祉法人藤沢ひまわり	専門部会の代表 (就労進路 支援部会)
	星野 敏子	藤沢市手をつなぐ育成会	障がい児者関係団体の代表
	松久 雅治	藤沢市社会福祉協議会	権利擁護ネットワーク連絡 会の代表
	村松 敬章	市民代表	市民公募
山崎 たか子	障がい者福祉対策部会企画部会	民生委員児童委員協議会の 代表	
鷺見 寿子	藤沢市視覚障害者福祉協会	障がい児者関係団体の代表	

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

【平成 29 年度】

	氏名	所属等	選出区分
代表	石渡 和美	東洋英和女学院大学	学識経験者
副代表	齊藤 祐二	社会福祉法人マロニエ会	専門部会の代表 (重度障がい者支援部会)
委員	小野田 奈穂子	藤沢市歯科医師会	歯科医師会の代表
	加藤 悟美	藤沢市学校教育相談センター	子ども発達支援連絡会議の代表
	北坂 康博	市民代表	市民公募
	木原 明子	藤沢市医師会	医師会の代表
	木村 靖子	藤沢市手をつなぐ育成会	障がい児者関係団体の代表
	小林 博	社会福祉法人藤沢育成会	専門部会の代表 (権利擁護部会)
	櫻井 康則	NPO 法人藤沢市聴覚障害者協会	障がい児者関係団体の代表
	島村 孝子	藤沢市肢体不自由児者父母の会	障がい児者関係団体の代表
	新城 直	藤沢市視覚障害者福祉協会	障がい児者関係団体の代表
	曽根 久美子	湘南地域就労援助センター	労働関係機関の代表
	高橋 真理子	藤沢市立白浜養護学校	教育関係機関の代表
	高山 由美子	ルーテル学院大学	障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の代表
	田中 秀巳	NPO 法人藤沢相談支援ネットワーク	専門部会の代表 (相談支援部会)
	手島 暁子	鶴沼南地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会 (障がい者部会) の代表
	戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり	精神障がい者地域生活支援連絡会の代表
	濱坂 英則	藤沢市障がい者日中活動支援事業所連絡会	障がい福祉関係施設の代表
	船山 敏一	社会福祉法人藤沢ひまわり	専門部会の代表 (就労進路支援部会)
	前田 のり子	市民代表	市民公募
	松久 雅治	藤沢市社会福祉協議会	権利擁護ネットワーク連絡会の代表
村松 敬章	日本ALS協会神奈川支部	市長が認めた者	
山田 大悟	社会福祉法人光友会	障がい福祉関係施設の代表	
横川 敬久	遊びりパーク Lino' a	障がい福祉関係施設の代表	

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

6. 藤沢市障がい者総合支援協議会 設置要綱

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、本市の障がい福祉事業を円滑かつ総合的に推進するため、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）を置き、その運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（総合支援協議会の構成）

第2条 総合支援協議会の下に、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を置く。

（意見等の聴取）

第3条 総合支援協議会及び前条に掲げる組織（以下「総合支援協議会等」という。）において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第4条 総合支援協議会等の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

（報酬）

第5条 総合支援協議会等の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和43年規則第22号）に定めるところによる。

（委員の任期）

第6条 総合支援協議会等の委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

（代表及び副代表）

第7条 総合支援協議会等に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 代表は、会務を総理し、総合支援協議会等を代表する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第8条 総合支援協議会等は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

2 総合支援協議会等は、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第9条 総合支援協議会等の庶務は、福祉健康部障がい福祉課において総括し、及び処理する。

(会議の傍聴等)

第10条 総合支援協議会等の傍聴を認める者の定員は10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。

第2章 総合支援協議会

(所掌事務)

第11条 総合支援協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者支援のための体制整備に関する事
- (2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の策定に関する事
- (3) 障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理に関する事
- (4) 障がい当事者・家族・障がい福祉関係機関及び団体との連携に関する事
- (5) 障がい者支援のための福祉サービス等の総合調整に関する事

(組織)

第12条 総合支援協議会の委員は、24人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師会の代表
- (2) 歯科医師会の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 民生委員児童委員協議会（障がい者部会）の代表
- (5) 障がい児者関係団体の代表
- (6) 障がい福祉関係施設の代表
- (7) 労働関係機関の代表
- (8) 教育関係機関の代表
- (9) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の代表
- (10) 専門部会の代表
- (11) 市民代表
- (12) 精神障がい者地域生活支援連絡会の代表
- (13) 子ども発達支援連絡会議の代表
- (14) 権利擁護ネットワーク連絡会の代表
- (15) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

2 総合支援協議会は、運営を円滑に行うために、運営会議を設置することができる。

3 総合支援協議会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

第3章 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会

(所掌事務)

第13条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の作成に関すること
- (2) 障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理の作業に関すること

(組織)

第14条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の委員は、12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい児者関係団体の代表
- (3) 障がい福祉関係施設の代表
- (4) 専門部会の代表
- (5) 市民代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 藤沢市障がい者施策検討委員会設置要綱、藤沢市障がい者地域自立支援協議会設置要綱は、平成25年3月31日をもって、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

7. 『きらり ふじさわ』 中間見直し」 策定経過

(1) 策定までの経緯

【平成 28 年度】

	策定に関する審議およびニーズ調査等	その他
4 月		
5 月	・平成 28 年度第 1 回計画検討委員会開催	・平成 28 年度第 1 回総合支援協議会開催
6 月		
7 月		
8 月	・平成 28 年度第 2 回計画検討委員会開催	・平成 28 年度第 2 回総合支援協議会開催
9 月		
10 月	・平成 28 年度第 3 回計画検討委員会開催	
11 月		・平成 28 年度第 3 回総合支援協議会開催
12 月		
1 月	・平成 28 年度第 4 回計画検討委員会開催	
2 月		・平成 28 年度第 4 回総合支援協議会開催
3 月		

【平成 29 年度】

	策定に関する審議およびニーズ調査等	その他
4 月		
5 月	・平成 29 年度第 1 回計画検討委員会開催	
6 月	・当事者および障がい児の保護者向けアンケート調査の実施 ・当事者・家族団体等向けおよび福祉事業者向け聞き取り調査の実施	・平成 29 年度第 1 回総合支援協議会開催
7 月	・当事者および障がい児の保護者向けアンケート調査の実施 ・当事者・家族団体等向けおよび福祉事業者向け聞き取り調査の実施	
8 月	・平成 29 年度第 2 回計画検討委員会開催 ・平成 29 年度第 3 回計画検討委員会開催	・平成 29 年度第 2 回総合支援協議会開催
9 月		
10 月	・平成 29 年度第 4 回計画検討委員会開催	・平成 29 年度第 3 回総合支援協議会開催
11 月	・パブリックコメントの実施	
12 月	・パブリックコメントの実施 ・平成 29 年度第 5 回計画検討委員会開催	・市議会定例会厚生環境常任委員会にて中間報告
1 月	・平成 29 年度第 6 回計画検討委員会開催	・平成 29 年度第 4 回総合支援協議会開催
2 月		・市議会定例会厚生環境常任委員会にて報告
3 月		

(2) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の開催状況

【平成 28 年度】

1) 第 1 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2016 年（平成 28 年）5 月 17 日（火） 13：30～15：30
場所	藤沢市保健所 3 階研修室
議事次第	○平成 28 年度障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会実施計画について ○平成 27 年度藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告 ○第 4 期ふじさわ障がい福祉計画 平成 27 年度速報値について

2) 第 2 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2016 年（平成 28 年）8 月 8 日（月） 13：30～15：30
場所	藤沢市保健所 3 階大会議室
議事次第	○第 4 期ふじさわ障がい福祉計画 平成 27 年度確定値について ○ふじさわ障がい者プラン 2020「きらり ふじさわ」モニタリングシート（案）（平成 27 年度実績）について ○障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正について

3) 第 3 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2016 年（平成 28 年）10 月 18 日（火） 13：30～15：30
場所	藤沢市保健所 3 階大会議室
議事次第	○ふじさわ障がい者プラン 2020「きらり ふじさわ」モニタリングシート（案）～2015 年度（平成 27 年度）実績～について ○障がい者計画見直し、次期障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定について ○次期計画策定に関するアンケート調査の実施について

4) 第 4 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2017 年（平成 29 年）1 月 24 日（火） 13：30～15：30
場所	藤沢市保健所 3 階研修室
議事次第	○ふじさわ障がい者プラン 2020「きらり ふじさわ」モニタリングシート～2015 年度（平成 27 年度）実績～の確定について ○平成 28 年度藤沢市障がい者総合支援協議会の実施状況について（藤沢市における障がい者相談支援体制について） ○地域生活支援拠点等の整備に関するワーキングの実施状況について ○障がい者計画見直し、次期障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定について（障害福祉計画・障害児福祉計画に関する国の審議状況について） ○次期計画策定に関するアンケート調査・聞き取り調査の実施概要について

【平成 29 年度】

1) 第 1 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2017 年（平成 29 年）5 月 23 日（火） 13：30～15：30
場所	藤沢市保健所 3 階研修室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会について ○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について ○第 4 期ふじさわ障がい福祉計画平成 28 年度実績（速報値）について ○障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関するニーズ調査の実施について

2) 第 2 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2017 年（平成 29 年）8 月 1 日（火） 13：30～15：30
場所	藤沢市保健所 3 階研修室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会以降のスケジュールについて ○第 4 期ふじさわ障がい福祉計画平成 28 年度実績（確定値）について ○障がい者計画（中間見直し）・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に関するニーズ調査の実施結果（速報版）について ○ふじさわ障がい者計画進行管理（平成 28 年度実績）について

3) 第 3 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2017 年（平成 29 年）8 月 29 日（火） 13：30～16：00
場所	藤沢市保健所 3 階研修室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○ふじさわ障がい者計画 2020「きらり ふじさわ」平成 28 年度実績に関する Q&A について ○計画策定に関するニーズ調査の実施結果および、次期計画の骨子案について ○グループワーク

4) 第 4 回計画検討委員会

項目	内容
日時	2017 年（平成 29 年）10 月 10 日（火） 13：30～15：30
場所	藤沢市保健所 3 階大会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○ふじさわ障がい者計画 2020「きらり ふじさわ」平成 28 年度実績モニタリング結果の報告について ○（仮称）ふじさわ障がい者プラン 2020「きらり ふじさわ」（中間見直し版）（中間案）に関する意見交換について

5) 第5回計画検討委員会

項目	内容
日時	2017年（平成29年）12月5日（火） 13:30～16:10
場所	藤沢市保健所3階研修室
議事次第	○ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」の中間見直しに関する意見交換について

6) 第6回計画検討委員会

項目	内容
日時	2018年（平成30年）1月16日（火） 13:30～16:00
場所	藤沢市役所本庁舎3階3-3会議室
議事次第	○ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」の中間見直しに関する意見交換について

(3) 藤沢市障がい者総合支援協議会の開催状況

【平成28年度】

1) 第1回総合支援協議会

項目	内容
日時	2016年（平成28年）5月24日（火） 13:30～16:00
場所	藤沢市保健所3階研修室
議事次第	○平成28年度藤沢市障がい者総合支援協議会について ○平成28年度計画検討委員会および専門部会の実施内容および実施報告について ○平成28年度の通年議題について ○藤沢市の障がい者相談支援体制について ～利用しやすい相談窓口とは～ ○藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

2) 第2回総合支援協議会

項目	内容
日時	2016年（平成28年）8月2日（火） 13:30～16:10
場所	藤沢市保健所3階研修室
議事次第	○平成28年度計画検討委員会および専門部会の実施報告等について ○専門部会からの提案 ～就労・進路支援部会より～ ○藤沢市の障がい者相談支援体制について ～安心できる相談支援体制について～ ①第1回藤沢市障がい者総合支援協議会で出された主な意見 ②安心できる相談支援体制について（意見交換） ③藤沢市の障がい者相談支援体制に関するアンケート調査の実施について

3) 第3回総合支援協議会

項目	内容
日時	2016年（平成28年）11月1日（火） 13:30～16:00
場所	藤沢市保健所3階研修室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領施行の報告について ○平成28年度計画検討委員会および専門部会の実施報告等について ○権利擁護部会の取組状況について ○藤沢市の障がい者相談支援体制について <ul style="list-style-type: none"> ①藤沢市の障がい者相談支援体制に関するアンケート調査結果について ②意見交換 ○障がい者総合支援法および児童福祉法の一部改正について

4) 第4回総合支援協議会

項目	内容
日時	2017年（平成29年）2月7日（火） 13:30～16:00
場所	藤沢市保健所3階研修室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度計画検討委員会および専門部会の実施結果と今後の方向性について ○平成28年度重度障がい者支援部会の課題報告について ○藤沢市の障がい者相談支援体制について～平成28年度のまとめ～ ○藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会の実施状況の報告について ○地域生活支援拠点等の整備に関するワーキングの実施状況の報告について

【平成29年度】

1) 第1回総合支援協議会

項目	内容
日時	2017年（平成29年）6月6日（火） 13:30～16:00
場所	藤沢市保健所3階大会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度藤沢市障がい者総合支援協議会について ○計画検討委員会および専門部会の実施内容および報告について ○平成29年度の通年議題について（意思決定支援ガイドラインについて）

2) 第2回総合支援協議会

項目	内容
日時	2017年（平成29年）8月8日（火） 13:30～16:00
場所	藤沢市保健所3階大会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○計画検討委員会および専門部会の実施報告について ○平成29年度地域生活支援拠点等の整備に関する取組について ○「本人の意思決定を尊重した支援」についての実践報告～発達障がい者支援の現場から～ ○「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート調査について

3) 第3回総合支援協議会

項目	内容
日時	2017年（平成29年）10月17日（火） 13:30~16:00
場所	藤沢市保健所3階大会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○計画検討委員会および専門部会の実施報告について ○地域生活支援拠点等の整備に関するワーキングの実施報告について ○（仮称）ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」（中間見直し版） 中間案に関する意見交換について ○「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート調査結果（速報版） の報告について

4) 第4回総合支援協議会

項目	内容
日時	2018年（平成30年）1月23日（火） 13:30~16:15
場所	藤沢市役所本庁舎3階3-3会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none"> ○計画検討委員会および専門部会の実施報告について ○地域生活支援拠点等の整備に関するワーキングの実施報告について ○藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会の実施報告について ○ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し（案）について ○平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会の検討事項について

8. 当事者および障がい児の保護者向けアンケート調査 実施概要

(1) アンケート調査の目的

本市では、障がいのある人や、障がい児およびその保護者の日常生活の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や満足度、今後の利用意向、利用上の問題点などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施期間および配布・回収方法

実施期間	2017年（平成29年）6月19日～2017年（平成29年）7月10日 ※実施期間後に回収した調査票についても、可能な限り集計に反映した。
配布・回収方法	下記（4）に記載されている各対象者から無作為抽出した方に、郵送により配布・回収を行った。 （発達障がいのある人・高次脳機能障がいのある人の一部については、相談支援事業所に配布・回収を依頼）

(3) 調査票の種類

「障がい当事者向け」および「障がい児の保護者向け」の2種類

(4) 調査票の配布数

調査票の種類	対象者	配布数
障がい当事者向け	18歳以上で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方	1,250件
障がい児の保護者向け	18歳未満で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方の保護者	250件

(5) 調査項目

調査票の種類	調査項目
障がい当事者向け	生活の状況、障がい等の状況、日常生活、福祉サービス、医療・保健、日常の活動・就労意向、バリアフリー、防災、相談、情報入手、権利擁護、社会活動・生活意向、福祉のまちづくり
障がい児の保護者向け	生活の状況、障がい等の状況、日常生活、福祉サービス、医療・保健、療育・教育、バリアフリー、防災、情報入手、相談、権利擁護、社会活動・生活意向、福祉のまちづくり

(6) 回収件数（回収率）

調査票の種類	配布件数	回収件数	有効回収件数	有効回収率
障がい当事者向け	1,250件	606件	605件	48.4%
障がい児の保護者向け	250件	105件	105件	42.0%
全体	1,500件	711件	710件	47.3%

9. 当事者・家族団体等および福祉事業者向け聞き取り調査 実施概要

(1) 聞き取り調査の目的

本市では、障がいのある人および障がい児の保護者の日常生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題などについて、アンケート調査だけでは把握することが難しい当事者やサービス提供事業者の詳細な実態を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、聞き取り調査を実施しました。

(2) 調査項目

当事者・家族団体等向け	①生活を送る上での困りごとについて ②生活をする上での困りごとについて相談する相手・団体について ③緊急時における不安と必要な支援について ④差別解消法の施行により感じる変化の内容と課題について ⑤藤沢市で仕事や生活をする上で不足していると感じる支援や問題について ⑥藤沢市に期待する障がい者施策について
障がい福祉サービス提供事業者向け	①サービス提供において感じている課題について ②各サービスにおける直近のニーズおよび将来動向について ③藤沢市に不足していると感じる支援施策、充実が必要な施策について ④藤沢市に期待する障がい者施策について

(3) 実施団体一覧

1) 当事者・家族団体等

	団体名	人数	実施日
1	藤沢市オストメイトの会	3人	2017年（平成29年）6月19日
2	藤沢市腎友会	3人	2017年（平成29年）6月20日
3	チャレンジⅡ 日中活動支援事業参加者	3人	2017年（平成29年）6月21日
4	藤沢市難病患者と家族の会（たんぼぼの会）	2人	2017年（平成29年）6月26日
5	藤沢市肢体不自由児者父母の会	5人	2017年（平成29年）6月27日
6	藤沢市肢体障害者協会	6人	2017年（平成29年）6月28日
7	藤沢市自閉症児・者親の会	6人	2017年（平成29年）6月28日
8	藤沢ひまわり会	5人	2017年（平成29年）7月3日
9	藤沢市聴覚障害者協会	5人	2017年（平成29年）7月4日
10	藤沢市手をつなぐ育成会	5人	2017年（平成29年）7月5日
11	藤沢市視覚障害者福祉協会	1人	2017年（平成29年）7月7日

2) 障がい福祉サービス提供事業者

	団体名	人数	実施日
1	相談系サービス提供事業者	9人	2017年（平成29年）6月22日
2	居住系サービス提供事業者	6人	2017年（平成29年）6月29日
3	居宅系サービス提供事業者	6人	2017年（平成29年）6月29日
4	就労系サービス提供事業者	7人	2017年（平成29年）7月3日
5	児童通所系サービス提供事業者（未就学）	3人	2017年（平成29年）7月4日
6	児童通所系サービス提供事業者（学齢期）	29人	2017年（平成29年）7月10日
7	日中活動系サービス提供事業者	2人	2017年（平成29年）7月20日

10. パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要

「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」や「藤沢市障がい者総合支援協議会」での意見等を踏まえて策定した『『きらり ふじさわ』中間見直し(素案)』について、広く市民の皆様へ周知を図るとともに、市民の皆様からのご意見やご提案を『『きらり ふじさわ』中間見直し』に反映させることを目的に、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

（１）実施方法等

1) 実施方法

実施主体	藤沢市長
実施期間	2017年（平成29年）11月13日（月）～2017年（平成29年）12月12日（火）
周知方法	「広報ふじさわ」に募集記事を掲載 募集チラシ等を配布 藤沢市ホームページに募集チラシを掲載
配布場所	障がい福祉課、市役所受付案内、市民相談情報課市政情報コーナー、各市民センター・公民館・点字図書館
対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方およびその他利害関係者
提出方法	所定または任意の用紙に意見と住所、氏名（法人等の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名）を記載した上で、障がい福祉課への持ち込み、郵送、FAXによる提出、市ホームページ上の専用提出フォームにより受付

2) 提出数・意見総数

提出数	19通（うち有効提出数：18通） （有効提出数の内訳、インターネット：13通、持参：2通、FAX：3通）
意見総数	35件

(2) 提出された意見と市の考え方

項目	件数	類型化した意見 ⁽¹³⁾	市の考え方
インクルーシブ教育 について	1	インクルーシブな社会を実現するには、幼少期のうちから共に過ごすことが大切だと思うので、各小学校に特別支援学級を設置してほしい。	特別支援学級については、差別解消法の趣旨を踏まえ、すべての児童生徒が、居住学区の学校で、共に学び共に育つことができるように、全校に設置することを目指しております。
発達障がいに対する 支援について	3	発達障がいについて、障がいに特化した協議検討の場を設置し、課題解決へ向けた取組ができるようにしてほしい。また、強度行動障がいに対応できる人材育成や、資源創出等について示してほしい。	発達障がいのある人への支援については、今後、心理的なアプローチを含めた専門的な支援体制を強化し、地域の課題解決に向けて、関係機関等と協議を進めてまいります。その中で、強度行動障がいのある人に対する支援体制や、社会資源の構築についても、検討してまいります。
重度障がいに対する 支援について	1	湘南東部圏域における、重症心身障がい者等が利用できる入所施設や、短期入所の設置に向けて、検討してほしい。	重症心身障がい児者が利用できる入所施設の整備については、引き続き計画に位置付け、積極的に誘致を進めてまいります。
相談支援体制に ついて	6	障がい者相談支援事業について、計画相談支援との兼務により機能が不十分であることから、委託内容を見直し、相談を必要とする当事者・家族等に分かりやすい仕組みとするべきではないか。	障がい者相談支援事業については、計画相談支援の業務等と兼務している状況を含め、課題を整理し、事業の見直しを実施してまいります。
		障がい者相談支援事業の人員体制を強化するとともに、既存の地域包括支援センターと連携し、地区で分担して対応するなど、特性を活かした地域づくりの強化・促進を図っていくことが必要ではないか。	障がい者相談支援事業については、地域のコミュニティソーシャルワーカーや、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、より地域に根ざした包括的な相談支援が展開できるよう、体制の見直しおよび強化を実施してまいります。

(13) いただいたご意見は内容に応じて類型化し、趣旨を損なわない範囲で表現の一部を変更しています。

項目	件数	類型化した意見	市の考え方
相談支援体制について（続き）		医療ケアを必要とする人（重症心身障がい児者、難病等）に特化した相談支援事業所の創設が必要ではないか。	障がい者相談支援事業については、現在、重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどの障がい種別ごとの相談支援事業所となっております。今後、医療に関する相談や、専門的な相談について受け止め、専門的な支援が提供できる体制のあり方について、検討してまいります。
		障がい児相談支援の事業所が少なく、またその業務が多岐にわたるために、結果として受任の減少、セルフプラン率の上昇となっている。障がい児に特化した委託の相談支援事業所を設置し、障がい児相談支援と一般相談との役割分担を図るべきである。	障がい児相談支援については、相談支援専門員の人材確保に向けた取組を実施するなど、体制の充実を目指していきます。なお、本市では、2018年（平成30年）4月から、庁内に、障がい児に関する相談から福祉サービスの決定までを一体的に行える相談窓口を設置し、関係機関と連携して障がい児相談支援体制の充実を図ってまいります。
当事者の社会活動の参加機会の拡大について	1	ピアスタッフ養成に対する体制づくりや働く場所の提供といった、ピアスタッフに対する支援を進めてほしい。	今後、障がいのある人のニーズに沿った活動の場の整備を進める中で、ピアスタッフが活動できる場のあり方についても検討してまいります。
障がいのある人の家族等に対する支援について	2	フルタイムで働く障がい児の母親が、安心して働き続けることができる環境を構築してほしい。	今後、障がい福祉サービスや、障がい児支援サービス等の充実に向け、ご本人のニーズも考慮に入れた多様な支援が展開できるよう、取り組んでまいります。
		障がい児がいる保護者同士が初期の段階から、顔が見える関係で支え合い、育ち合う場が必要である。	現在本市では、発達障がいに関する啓発事業や、保護者向けの勉強会のほか、保護者同士が交流し、情報交換や悩み事を共有する場を設けております。今後とも、家族同士が支えあう場の確保を進めてまいります。

項目	件数	類型化した意見	市の考え方
社会資源の 充実について	9	現在は、生活介護終了後に、同一の事業所での日中一時支援サービスの利用が認められていない。当事者が様々な人と交流を持ち、社会活動を行えるよう、夕方に関する支援制度を充実してほしい。	夕方の時間帯に利用できる社会資源につきましても、障がい福祉サービスおよび、障がい児支援サービスを補完する役割としての日中一時支援サービスの活用など、制度の見直しを進めてまいります。
		宿泊型自立訓練の推進のために、体験利用の補助や、グループホームと同様の家賃補助のような制度があるとよい。	宿泊型自立訓練の充実に向けて、まずは障がい福祉サービスにおいて報酬評価されていない家賃補助について、制度化を検討してまいります。
		地域活動支援センターなど、日中の居場所スペースとして利用しやすい場所を増やしてほしい。	日中の居場所の確保については、地域活動支援センターに対する補助を継続して実施するとともに、日中一時支援事業等を活用し、地域のニーズに応じた柔軟な運用を検討してまいります。
		グループホーム利用者に対して、体調不良等におけるケアの必要があるとき等、必要に応じて、日中の居宅介護等の居宅サービスが利用できるようにしてほしい。	共同生活援助（グループホーム）については、グループホームの職員が自ら介護サービスを行う「介護サービス包括型」と、「外部サービス利用型」の2つの類型があり、「外部サービス利用型」については、入浴、排せつ、食事等の介護を外部の居宅介護サービス事業者が提供いたします。今後、国の動向を踏まえ、グループホーム利用者が安心して生活できるよう、サービス提供に取り組んでまいります。

項目	件数	類型化した意見	市の考え方
<p>社会資源の 充実について (続き)</p>		<p>重度障がい者のグループホーム設立のために、本市独自の補助をつけてほしい。</p>	<p>現在、「神奈川県障害者地域生活サポート事業」における「グループホーム介護支援事業」を実施し、グループホームに入居している重度障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、基準以上の職員配置をしている事業者に対する助成を実施しております。 また、共同生活援助（グループホーム）の設置にあたっては、事業者に対するグループホーム設置費用の一部の助成を実施しております。 これらの制度を引き続き実施し、また、国の報酬改定の動向も踏まえ、重度障がいに対応したグループホームの増設を目指してまいります。</p>
		<p>精神障がい者のグループホームは空きがない状況なので、グループホームを増やしてほしい。</p>	<p>共同生活援助（グループホーム）の設置については、事業者に対するグループホーム設置助成を引き続き実施し、グループホームの増設を目指していきます。</p>
		<p>短期入所のニーズが多いが受け入れが少ない現状に対して、本市独自の具体的な取組を示していく必要がある。</p>	<p>今後、短期入所の拡充に努めるとともに、緊急時に、短期入所施設の空きがない時等にも利用できる、一時的な居室の確保について、制度化を検討していく予定です。</p>
<p>支援者間の連携・協働体制について</p>	<p>1</p>	<p>社会資源を充実させるために、社会資源の創出に関する協議体、または専門部会を設置してはどうか。</p>	<p>今後、藤沢市障がい者総合支援協議会の実施体制の見直しを行い、本計画で位置付けた社会資源の拡充に向けた協議を行う体制について、検討してまいります。</p>

項目	件数	類型化した意見	市の考え方
人材の確保について	2	神奈川県内で福祉を志す人の中には、取組が先進的である地域や、充実した体制を取っている地域に就労する希望が多いと思う。その中でブランドイメージで藤沢は遅れをとっていると聞いたので、市職員や事業所職員が本市の特徴でよいところだと言えるような点を見つけ出し、ブランドを形成する必要があるのではないか。	今後、藤沢市障がい者総合支援協議会等の協議の場を活用し、藤沢市が、福祉を志す人にとって、働きやすく魅力的な市となるよう、市と障がい福祉サービス提供事業所が連携し、取り組んでまいります。
		計画相談の報酬単価を引き上げてほしい。引き上げることにより、人員を確保でき、人員不足の解消にも繋がるのではないだろうか。	計画相談の報酬単価については、今後、国の報酬改定の動向を注視し、その課題について分析するとともに、人材不足の改善に向けた検討を進めてまいります。
医療的ケアへの対応について	2	医療的ケア児・者が在宅生活を続けるために、家族の負担を軽減させるような本市主導の連携システムを構築してほしい。	医療的ケアが必要な人に対する在宅生活の支援体制については、藤沢市障がい者総合支援協議会重度障がい者支援部会等の協議の場を活用するとともに、藤沢型地域包括ケアシステムの推進における目標の一つとして、連携体制の構築を推進してまいります。
医療と福祉の連携について	2	医療関連の団体等と連携を強化し、障がいのある人がスムーズに医療を受けられるための働きかけを行う必要がある。	今後、藤沢市障がい者総合支援協議会重度障がい者支援部会や、湘南東部圏域における「重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」等の、福祉、医療の関係機関が集まる協議の場を活用し、地域の障がいのある人が、医療を受けるにあたって、抱える課題に関して検討してまいります。

項目	件数	類型化した意見	市の考え方
災害時における行政と福祉施設との連携について	2	実際に災害が起こった場合、市と各施設がどのように連携して障がい当事者の避難生活を支えることができるのか不明確に思える。	平成 28 年度から、障がいのある方等要配慮者の受け入れに関する訓練を実施しており、その訓練結果につきましては、協定を締結している各施設等の代表者および庁内関係課による「防災ネットワーク会議」において周知を図っております。 今後につきましても、他の避難施設や福祉施設と連携し、訓練を実施する中で、災害時における要配慮者の受け入れおよび支援に関する制度づくりに繋げていきたいと考えております。
		災害発生時に、障がい当事者にも提示できる、フローチャート等のわかりやすい資料が必要ではないか。	現行の「ふじさわ防災ナビ～みんなの防災・オーダーメイドの災害対応編～」や「ふじさわ防災ナビ 避難行動要支援者編～高齢者向けリーフレット～」に既に掲載している図等を改良し、市民にとって、より分かりやすいものとなるよう作成を進めてまいります。
緊急時対応について	1	知的障がい者（主に自閉症）の方を対象とした、緊急時対応のミドルステイ（3～6 か月）入所の仕組みを作ってほしい。	今後、障がい福祉サービス事業所と連携し、緊急時における、一時的な居室の確保について整備を進めていく予定です。その後の分析・評価の中で、ミドルステイの必要性等、必要な社会資源の検討を実施してまいります。
バリアフリーの街づくりについて	1	引地川沿いの歩道が未舗装・未整備の部分が目立ち、車椅子で通行することが難しいので、川沿いの歩道等の整備が必要でないか。	引地川沿いの歩道は、河川管理者である神奈川県が河川改修工事を実施した後に、県と市が協議して歩道等の整備をしているものです。未整備箇所につきましても、神奈川県による河川改修後に歩道等の整備について検討をしていきます。

項目	件数	類型化した意見	市の考え方
親亡き後の 権利擁護について	1	障がいがある人の親が亡き後の、親が所有していた土地や家等の相続について、健常者と同様に充実できるような仕組みを促進させることが必要である。	障がいのある人が、相続等を受ける際の支援については、現在実施している、成年後見に関する相談等の支援を活用するとともに、今後、藤沢市障がい者総合支援協議会権利擁護部会等の協議の場を活用し、障がいのある人の権利擁護のあり方について、協議・検討を実施してまいります。

11. 用語解説

※用語については各種資料を参考に整理し、趣旨を損ねないように掲載しています。

【あ】

- アクセシビリティ

障がいの有無等に関わらず、誰もが必要とする情報を平易に利用できること。

- 移動支援

移動が困難な障がいのある人が円滑に外出できるように支援するサービス。地域生活支援事業に含まれる。

- いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者の方々を支える機関のこと。主な業務は、保健師による要支援者や事業対象者の介護予防マネジメント、社会福祉士による総合相談・支援や権利擁護事業、主任ケアマネジャーを中心としたケアマネジメントの後方支援等である。

- 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、日常生活や社会生活において自分自身の意思に沿った生活を送ることができるように、支援者等が意思決定を支援する行為およびその仕組みのこと。

- 医療的ケア

たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、家族や看護師等が行う医療的介助行為のこと。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。

- エンパワメント

社会的制約の存在によって発揮できていない能力等を獲得していくこと。

- オストメイト

手術によって、腹壁にストーマ（便や尿の排泄孔）を造設した人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者とも呼ばれる。

【か】

● 介護保険制度

市町村が保険者となって運営し、40歳以上の人が入会する社会保険制度のこと。加入者は、保険料を負担し、要介護認定を受けた場合には、在宅サービスや施設サービスのサービスが利用できる。

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を目的とする施設のこと。介護保険法に基づき、都道府県から指定を受けることにより、「指定介護老人福祉施設」となり、介護保険による施設サービスの対象となる。

● 介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設のこと。

● 基幹相談支援センター

地域における中核的な相談機関として、主に困難なケースに関する事業所支援や、人材育成に関する取組などを実施する相談支援事業所のこと。

● 虐待

障がいのある人が他者からの不適切な扱いにより、人権を侵害されること。分類として、①身体的虐待（身体に暴行を加えること）、②性的虐待（わいせつな行為をすること、させること）、③心理的虐待（著しい暴言や著しい拒絶対応等）、④ネグレクト（心身の正常な発達を妨げるような放置）、⑤経済的虐待（財産の不当な処分を行うこと）などがあげられる。

● 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい福祉サービスの1つであり、在宅において、障がいのある人に対し、身体介護（食事・排泄・衣類着脱・入浴等の介護、肢体の清拭・洗髪、通院の介助）、家事援助（調理、衣類の洗濯・補修、住居等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡）、相談助言等を行うこと。

通院時の付き添い等、社会生活上不可欠な外出時の移動にかかる支援も含まれる。

● グループスーパービジョン

グループで実施する、スーパービジョン（熟達した福祉専門職が、経験の浅い福祉専門職への指導・支援等を行う機会）のこと。

- グループホーム（共同生活援助）

居住系サービスの1つである共同生活援助の通称。障がいのある人が、地域において支援員の相談・助言等を受けながら共同生活を送る居住の場のこと。

- ケアマネジャー

介護保険法において、要支援や要介護認定を受けた人から相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した上で、サービス介護事業者との連絡や調整等を行い、取りまとめる人。別名「介護支援専門員」ともいう。

- ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。障がい者の自己選択や自己決定を支援し、質の高い地域生活が得られるような援助が求められる。

- 高次脳機能障がい

病気や交通事故等が原因で、脳が損傷を受けたことによる後遺症で、記憶、行動、言語、認知等に障がいが残っている状態のこと。

- 合理的配慮

障がいのある人が生活している状況や環境を踏まえ、その人にとって、特定の場合に必要な変更や調整を、無理のない範囲で行うことにより、障がいがあっても、人としての権利や義務を行使できるようにすること。

- コミュニケーション

意思伝達・通信のこと。文字言語や音声装置、平易な言葉、情報通信技術、文字表記、点字、拡大文字等が用いられる。

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や、地域に対しての援助（地域支援）を通じて、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーカー」などを実践する専門職のこと。

【さ】

- サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）

サービス利用者を支援するための総合的な計画のこと。計画の中には、本人の困っていること、利用する支援の種類や量、目標等が記載される。

利用する支援やサービスの内容については、障がい福祉だけでなく、医療や教育といった幅広い支援から、本人にとって適切に必要なものを組み合わせて記載する。

- 差別

偏見や先入観等に基づき、特定の人に対して、不利益や不平等な扱いを行うこと。現在では大きく分けると以下の3つがあげられる。

- ・直接差別（異なる取扱い）

障がいに基づいて他の人と違う取扱い（区別）を行うこと。

- ・間接差別（異なる効果・結果）

表面的には中立のように見えて、実は障がいのある人だけに不利益な効果が生じるような基準を設けること。

- ・合理的配慮の欠如

実質的な平等を確保するために必要な、一定の配慮をしないこと。

- 指定難病

2015年（平成27年）に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定された、医療費の助成対象となる疾病のこと。2017年（平成29年）4月1日現在、330疾病が指定難病に指定されている。従来は「特定疾患」と呼ばれていた。

- 児童福祉法

1948年（昭和23年）に施行された、0歳以上18歳未満の子ども（児童）の福祉に係る基本的事項について規定した法律。2018年（平成30年）4月からは、市町村障害児福祉計画の策定など、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応を盛り込んだ改正児童福祉法が施行される予定となっている。

- 社会資源

福祉にかかわる施設や機関のほか、ホームヘルパーやボランティアといった人的な資源、資金やノウハウなど、福祉のニーズを満たすために活用され得るあらゆる資源の総称。

- 社会的障壁

障がいのある人が日常生活や社会生活上で妨げるとなるような社会的な制度や慣行のこと。

- 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

- 社会福祉法

我が国の社会福祉の目的や理念、原則と、各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律のこと。2018年（平成30年）4月以降は、地域共生社会の実現に向けて地域住民等や市町村が取り組むべき事項等を規定した改正社会福祉法が施行される予定となっている。

- 住宅セーフティネット法

住宅確保要配慮者（高齢者や障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律である。2017年（平成29年）に一部改正され、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者（高齢者や障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する者）の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設等、住宅セーフティネット機能が強化された。正式な名称は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」。

- 重症心身障がい児者

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態をいい、その状態の子どもを「重症心身障がい児」、成人した人を含めて「重症心身障がい児者」と呼ぶ。医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための概念である。

- 手話通訳者

聴覚障がい者のコミュニケーション手段である手話を通訳する技能者。

- 障害者基本計画

障害者基本法に基づいて、障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るために、行うべき障がい者施策の基本的な方向性を定めた国の計画である。

- 障害者基本法

障がいのある人が自立、および社会参加できるための支援等の施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者福祉を増進することを目的に定められた法律である。

- 障害者権利条約

2006年（平成18年）に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。わが国においては、2014年（平成26年）1月に批准した。

- 障害者差別解消法

障がいがあるがゆえに生じる差別の解消を推進する基本的な事項や、行政機関や民間事業者に対して、障がいを理由とした差別を解消するために義務付ける措置などについて定めた法律であり、2013年（平成25年）6月に成立、2016年（平成28年）4月に施行。正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

- 障害者総合支援法

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることを目的とする法律である「障害者自立支援法」に代わる法律であり、障がい者の範囲の拡大等を新たに盛り込んでいる。2012年（平成24年）6月に成立し、2013年（平成25年）4月に施行された。正式な名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

- 障がい者総合支援協議会

自治体の障がい福祉事業を円滑かつ総合的に推進するため、医師や学識経験者、当事者・家族等団体、福祉サービス事業者、市民等を委員として、地域の障がい福祉の課題等について協議・検討を行う組織。「自立支援協議会」という名称で設置されている自治体もみられる。

- 障がい者差別解消支援地域協議会

差別解消法第17条第1項に基づき、国および地方公共団体の機関が、障がい者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するために組織する協議会。

- スキルアップ

訓練して技能を身に付けること。

- 成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約等法律行為における意思決定が難しい成年者（認知症や知的障がいのある人等）を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権等を行使する後見人等が、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行う。

- セルフプラン

障がいのある人やその保護者等が、自身で障がい福祉サービス等利用計画案を策定すること。

- 相談支援事業

障がいのある人や家族からの相談に応じ、情報提供や助言、サービス提供事業者のあっせん・調整等を行い、相談を通して障がいのある人の支援を行う事業。

- ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築く考え方。

【た】

- 短期入所（ショートステイ）

在宅で介護を受けている人が一時的に施設等を利用して、日常生活上の世話を受ける宿泊を伴うサービスのこと。

- 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

- 地域生活支援拠点等

地域において、障がいのある人の相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた社会資源や仕組み等のこと。

- 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

本市において、生活困窮者自立支援法に基づき実施される、生活困窮者自立支援制度に係る相談窓口。生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立に向けた包括的な支援として、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援、学習相談支援等を行う。

- 地域生活支援事業

障害者総合支援法に位置付けられた自治体独自の取組であり、相談支援事業の設置や移動支援事業、日常生活用具の給付等、地域の特性や利用者の状況等に応じて、障がいのある人の日常生活または社会生活を支援する事業のこと。

- 地域福祉計画

社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画のこと。

- 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。

- 特別支援学校

障がいのある子どもや病弱の子どもに対する教育および知識技能を授けることを目的とした学校。藤沢市立の学校では、白浜養護学校が該当する。

【な】

- 難病

2015年（平成27年）に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」において「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている疾病のこと。

- ニーズ

必要な生活水準を満たすために求められる要望や必要性のこと。顕在化しているものと潜在化しているものがあり、支援を行う際には両方を把握する必要がある。

- 入所施設

様々な理由で在宅での生活が困難で、日常生活に支援や介護が必要な障がいのある人に対し、食事や排泄、入浴等ができる生活環境とその人にとって必要な支援を提供する居住できる場所。

- 日中一時支援

障がいのある人の在宅における介護が一時的に困難になった場合に、日中活動の場を提供することで、家族の介護の負担の軽減を図ることを目的とする事業。

- 日常生活用具

障がいのある人や高齢者が日常生活を円滑に送ることを目的に、容易に使用できるよう製作された用具。

- ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、お互いに特別に区別されることなく社会生活を共にすることが正常な状態であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策等も含まれる。

【は】

- 発達障がい

2005年（平成17年）に施行された「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている障がいのこと。

- バリアフリー

生活・行動の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。

ハードのバリアフリーとソフトのバリアフリーがあり、前者では「公共の建築物や道路、個人の住宅等における設計の場面といった物理的な障壁を取り除くこと（例：車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等）」を意味する。

一方、後者は、「差別的・固定的なイメージ等意識の上での障壁を取り除くこと」を意味する。

- ピアサポート

日常生活を送る上で分からないことや困っていることがあったときに、同じような立場の人が、相談相手となり、一緒に考えたり、不安に思っていることに耳を傾けたりすることにより、困っている人を支えていく支援活動のこと。同じような立場の人が相談相手となることを、特に「ピアカウンセリング」と呼ぶ。

- 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

- 福祉避難所

地震等の災害が発生した際に、一般の避難施設での避難生活が困難な避難行動要支援者等が、専門的なケアを受けられる福祉施設や病院等の受け入れ先を見つけるまでの間、一時的に避難する施設のこと。市内13地区ごとの防災拠点である市民センター・公民館がこの役割を兼ねている。

- 福祉有償運送

介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、単独で公共交通機関を利用することが困難な人を、NPO法人等が自動車を使用して、有償で移送するサービスのこと。

- 保健師

所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育・保健指導等を通じて疾病の予防や健康増進等の公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のこと。主な勤務先は企業、市町村の保健センター、保健所、学校、訪問看護ステーション等で、働く場所によって対象となる人々の特性は異なるが、個人と集団の視点から人々の健康問題を捉えて支援する活動を行う。

- ポッドキャスト

インターネット上で音声や動画のデータファイルを公開する方法の1つ。

【ま】

- モニタリング

サービス等利用計画や行政の事業・取組、施策等について、計画の達成状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。達成状況の点検・評価の目安として、数値的な指標（モニタリング指標）を設けることもある。

【や】

- 優先調達

2013年（平成25年）に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用を推進することを目的として、障がいのある人が働く就労施設等に対して、国や自治体等が優先的に物品等の発注を行うこと。

- ユニバーサルデザイン

調整または特別な設計を必要とせず、最大限可能な範囲で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画およびサービスの設計のこと。

- 要約筆記

話の内容を要約し、文字に起こして伝えること。聴覚障がいのある人の意思疎通に対する支援の一環として実施される。

要約筆記を行う人は、要約筆記者、要約筆記奉仕員などと呼ばれる。

【ら】

- ライフステージ

出生から、幼年期、就学、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節目に着目した区分のこと。

- 理学療法士

理学療法（身体に障がいのある者に対し、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせる療法）による指導、援助を行う専門職のこと。別名「PT（Physical Therapist）」とも呼ばれる。

- リハビリテーション

障がいのある人等がライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方を回復、獲得することを目的として実践される、専門的な援助のこと。

- 療育

障がいのある児童のために行う医療と教育のこと。

- レスパイト

一時的中断や延期、小休止などを表しており、具体的には、障がいのある人等を在宅でケアしている家庭において、家族等の入院等の際に一時的にケアを代替したり、家族等に休息の機会を提供したりしてリフレッシュを図ってもらうことを目的とする家族支援の方法である。「レスパイト・ケア」と同義。

【わ】

- ワンストップ

行政サービス等において、利用者の相談や申請、届出等を、1ヶ所の窓口で一元的に受け付ける仕組みのこと。ワンストップサービスとも呼ばれる。

【アルファベット】

- NPO（Non Profit Organization）

特定非営利活動法人。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利団体のこと。

- PDCA サイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証および評価（Check）を行うと共に、課題の改善を次の計画に活かして実施する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

**ふじさわ障がい者プラン 2020
「きらり ふじさわ」 中間見直し**

**(ふじさわ障がい者計画(中間見直し)・第5期ふじさわ
障がい福祉計画・第1期ふじさわ障がい児福祉計画)**

発行 2018年(平成30年)3月

藤沢市 福祉健康部 障がい福祉課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-25-1111 FAX 0466-25-7822

藤沢市のホームページアドレス:

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>